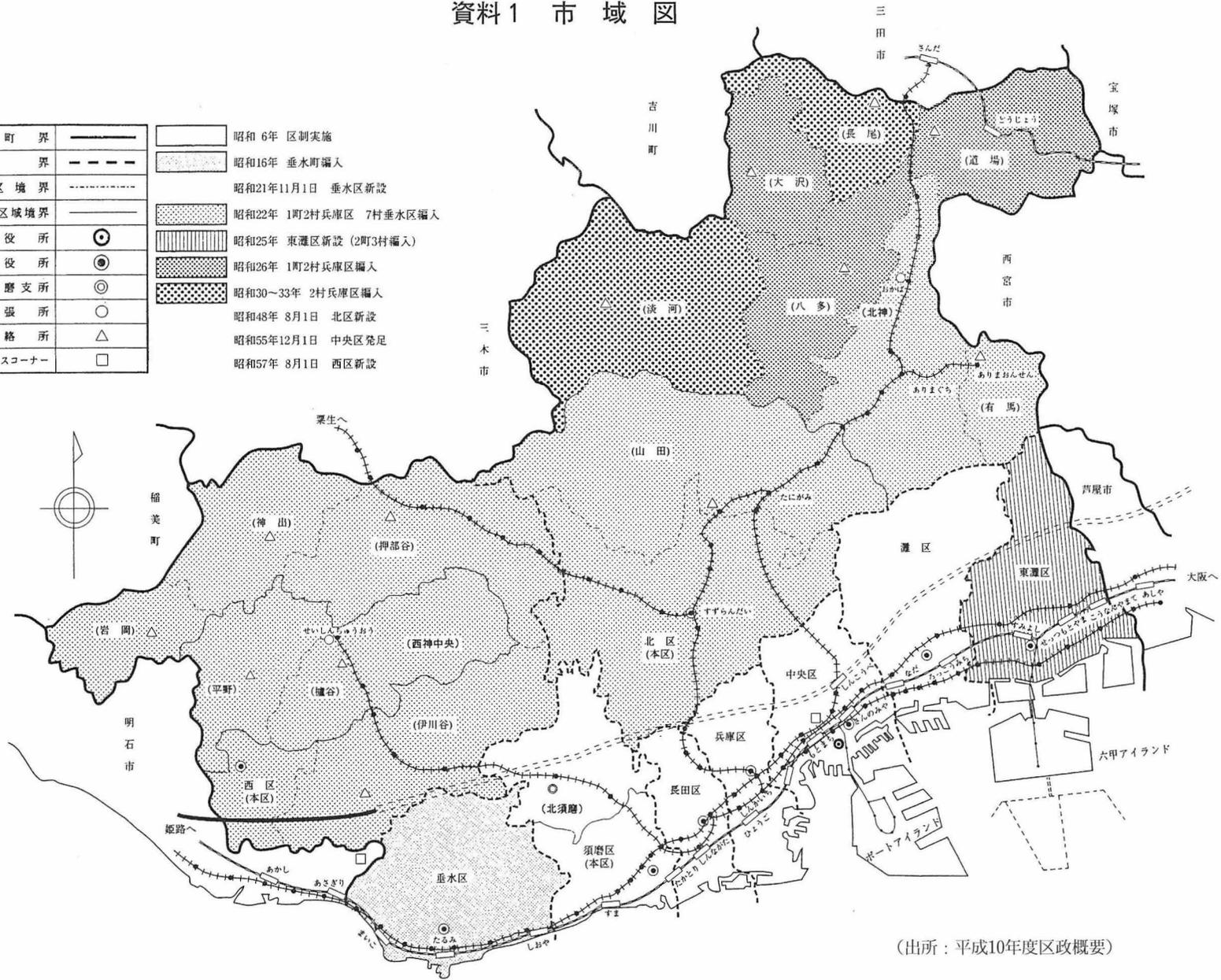


第 6 部 資料編

資料 1	市域図	963
資料 2	過去の地震の概要	964
資料 3	神戸の歴史・自然	966
資料 4	各区の概要	969
資料 5	区別主要指標	973
資料 6	人的被害の状況（第 2 章）	974
資料 7	阪神・淡路大震災による被害額の推計について（第 2 章）	976
資料 8	市会決議・要望書・意見書（第 3 章）	977
資料 9	神戸市復興計画審議会（第 8 章）	983
資料10	神戸市復興計画検討委員会（第 8 章）	985
資料11	（財）阪神・淡路大震災復興基金事業一覧（平成11年度）（第 8 章）	986
資料12	市民のすまい再生懇談会（第 9 章）	989
資料13	兵庫県営住宅（震災以降新規供給分）（第10章）	991
資料14	兵庫県特定優良賃貸住宅（震災後着工）（第10章）	991
資料15	阪神間代替バスの運行（第19章）	992
資料16	神戸市震災復興緊急整備条例（第21章）	993
資料17	震災前の市街地整備事業（第21章）	994
資料18	震災後の市街地整備事業（第21章）	998
資料19	地区計画等（第21章）	1003
資料20	まちづくり協議会の区域図（第21章）	1007
資料21	震災復興土地区画整理事業区域内におけるまちづくり協議会（第21章）	1009
資料22	神戸市公共建築復興基本計画（抜粋）（第23章）	1010
資料23	防災備蓄状況表（第24章）	1014
資料24	参考文献	1016
資料25	復旧・復興のあゆみ	1017
	監修委員名簿	1026
	阪神・淡路大震災復興誌編纂委員会名簿	1026
	資料提供・協力	1027
	執筆者名簿	1027

資料1 市域図

市 町 界	———	昭和6年 区制実施
区 界	- - - - -	昭和16年 垂水町編入
地区境界	- · - · - · -	昭和21年11月1日 垂水区新設
管轄区域境界	———	昭和22年 1町2村兵庫区 7村垂水区編入
市 役 所	◎	昭和25年 東灘区新設 (2町3村編入)
区 役 所	⊙	昭和26年 1町2村兵庫区編入
北須磨支所	⊙	昭和30～33年 2村兵庫区編入
出張所	○	昭和48年 8月1日 北区新設
連絡所	△	昭和55年12月1日 中央区免足
サービスコーナー	□	昭和57年 8月1日 西区新設



(出所：平成10年度区政概要)

資料2 過去の地震の概要

有史以来、兵庫県のどこかに震度5以上を与えたと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20世紀だけをとってみると、北但

馬地震（死者425人、負傷者806人）、南海地震（死者50人、負傷者69人）、兵庫県南部地震の被害が大きい。

図表1 兵庫県のどこかに震度5以上を与えたと推定される地震

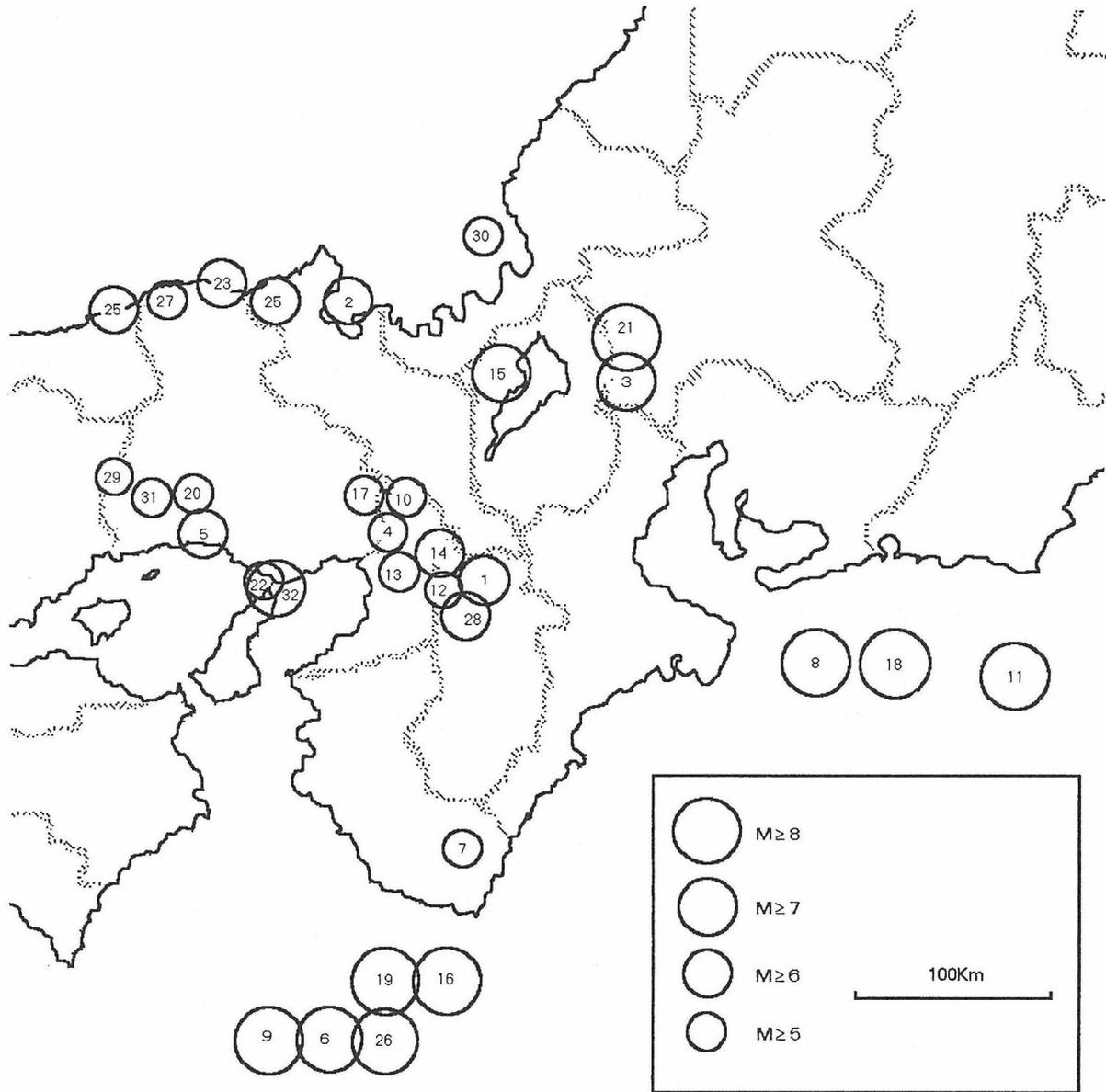
番号	発 生 年 月 日	震 央		規模(M)	
		E	N		
1	599. 5. 28 (推古 7. 4. 27)	E	N	7.0	
2	701. 5. 12 (大宝 1. 3. 26)	135.4	35.6	7.0	
3	745. 6. 5 (天平 17. 4. 27)	136.5	35.4	7.9	
4	827. 8. 11 (天長 4. 7. 12)	135.6	35.0	6.7~7.0	
○5	868. 8. 3 (貞観 10. 7. 8)	134.8	34.8	7.1	播磨国地震
○6	887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	135.0	33.0	8.0~8.5	
7	938. 5. 22 (承平8 (天慶1) . 4. 15)	135.8	35.0	6.9	
8	1096. 12. 17 (嘉保3 (永長1) . 11. 24)	137.3	34.2	8.4	
9	1361. 8. 3 (正平 16. 6. 24)	135.0	33.0	8.4	
10	1449. 5. 13 (天安16 (宝徳1) . 4. 12)	135.6	35.0	5 ₃ /4~6.5	
11	1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25)	138.0	34.0	8.2~8.4	
12	1510. 9. 21 (永正 7. 8. 8)	135.6	34.6	6.5~7.0	
13	1579. 2. 25 (天正 7. 1. 20)	135.5	34.7	6.0	
14	1596. 9. 5 (文録5 (慶長1) . 7. 13)	135.6	34.7	7 ₁ /2	
15	1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1)	136.0	35.2	7.6	
16	1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	135.9	33.2	8.4	宝永地震
17	1751. 3. 26 (寛延4 (宝暦1) . 2. 29)	135.8	35.0	5.5~6.0	
18	1854. 12. 23 (嘉永7 (安政1) . 11. 4)	137.8	34.0	8.4	安政東海地震
19	1854. 12. 24 (嘉永7 (安政1) . 11. 5)	135.0	33.0	8.4	安政南海地震
○20	1864. 3. 6 (文久4 (元治1) . 1. 28)	134.8	35.0	6 ₁ /4	
21	1891. 10. 28 (明治24)	136.6	35.6	8.0	濃尾地震
○22	1916. 11. 26 (大正5)	135.0	34.6	6.1	
○23	1925. 5. 23 (大正14)	134.8	35.6	6.8	北但馬地震
○24	1927. 3. 7 (昭和2)	135.2	35.5	7.3	北丹後地震
○25	1943. 9. 10 (昭和18)	134.1	35.5	7.2	鳥取地震
26	1946. 12. 21 (昭和21)	135.6	33.0	8.0	南海地震
○27	1949. 1. 20 (昭和24)	134.5	35.6	6.3	
28	1952. 7. 18 (昭和27)	135.8	34.5	6.8	吉野地震
29	1961. 5. 7 (昭和36)	134.4	35.1	5.9	
30	1963. 3. 27 (昭和38)	135.8	35.8	6.9	越前岬沖地震
31	1984. 5. 30 (昭和59)	134.6	35.0	5.6	
◎32	1995. 1. 17 (平成7)	135.0	34.6	7.2	兵庫県南部地震

(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上を与えたと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度7以上を与えた地震

(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

図表 2 図表 1 に示された地震の震央



(出所：兵庫県地域防災計画
(地震災害対策計画) H10年修正)

資料3 神戸の歴史・自然

1. 都市の歩み

神戸は六甲の山々、穏やかな瀬戸内海、起伏のある変化に富んだ地形、温暖な気候という世界でも例のない豊かな自然条件に恵まれた都市である。また、“みなと”とともに発展してきた都市でもあり、“みなと”を通じて海外からの文化を取り入れ、産業を興し、人を育んできた。

神戸の“みなと”は、奈良時代に「大輪田泊」として現れ、平安時代には、日宋貿易の拠点として栄え、室町時代に移ると「兵庫の津」として日明貿易の開始とともに再び賑わった。江戸時代には、鎖国政策のため外国貿易が途絶えたが、全国と大阪・江戸を結ぶ海上輸送の要衝として栄えた。

このような神戸が再び国際舞台に姿を現したのは慶応3年（1868年）の兵庫開港によってである。当時2万人であった人口も明治22年（1889年）の市制施行時には13万人となり、さらに市勢の発展と数次の周辺市町村との合併で昭和16年（1941年）には灘区から垂水区までの市域に100万人を越える人口を擁するほどに発展した。

この間、明治40年（1907年）には神戸港の築港計画のうち第1期工事が起工されて、世界に誇る貿易港としての第一歩を踏み出した。第1次世界大戦後の世界的な船舶不足に伴う海運景気により多くの船会社が創立され、造船、鉄鋼業などの企業活動も盛んとなって、名実ともに日本最大の国際港湾都市に成長した。

しかし、昭和13年（1938年）の阪神大水害により、神戸は泥の海と化し、市民生活にかつてない打撃を受けた。また、昭和20年（1945年）までの戦災により市街地の6割以上が焼失し、人口も3分の1（38万人）が残ったにすぎなかった。こうした中、神戸市復興本部が設置され、昭和21年（1946年）3月には、「神戸市復興基本計画要綱」が策定され、戦後の都市づくりが始まった。

昭和22年（1947年）から33年（1958年）までに20町村が神戸市と合併し、現在の東灘区を始め、西神・北神地域が市域に編入されるとともに、昭和28年（1953年）以後の海面の埋立により、ほぼ現在の市域が形づくられた。

戦後、わが国では、選挙制度、地方自治制度、教育制度の改正など民主化に向けた大きな動きもみられた。また、昭和23年（1948年）の貿易再開を契機に、次第に経済も復興し、朝鮮戦争の特需景気をしてこにわが国経済は復活のきざしを見せ、30年代後半からの高度経済成長へつながっていった。

神戸では、昭和42年（1967年）にも大きな水害を受

けたが、全国的な経済発展の中で、その後、幹線道路、交通網、港湾施設などの産業基盤の整備とともに、市街地での再開発、大規模な住宅団地の造成などが行われ、生活基盤の整備が進められた。

しかしながら、経済の高度成長は、生活水準の向上と同時に、「新しい貧困」と呼ばれる公害などの社会的な歪みをもたらした。このような都市の新たな課題に対応するため、神戸市では、人間環境都市宣言、生活環境基準の制定を行うとともに、環境・消費者保護・市民福祉の分野での条例の制定、起債による下水道の普及促進など、市民の立場に立った先取り行政を進め、住みよい都市づくりを進めてきた。

昭和56年（1981年）には、ポートアイランドの完成を記念した「ポートアイランド博覧会」、昭和60年（1985年）には学生のオリンピックである「ユニバーシアード神戸大会」、さらに、市制100周年にあたる平成元年（1989年）には総合福祉ゾーン“しあわせの村”のオープンを記念し、身体障害者の国際スポーツ大会「フェスピック神戸大会」が開催された。このような大規模なイベントの開催は、ファッション・コンベンション・観光都市づくりや、臨海部や内陸部での新たな都市づくりなどとともに、神戸独自の情報として内外に発信されてきた。

また、神戸は、地域社会づくりにおいて全国に先駆けた取り組みが行われるなど、市民の主体的な活動が活発な都市である。これまで、婦人市政懇談会、区民市政懇談会、労働団体との懇談会などの場で、将来のまちづくりが話し合われるとともに、地域福祉を進める“ふれあいのまちづくり”や都市計画でのまちづくり協議会など、地域に根ざしたまちづくり活動が活発に行われてきた。

このような市民主体のまちづくりの集大成となったのが、平成5年（1993年）に開催された「アーバンリゾートフェア神戸'93」である。このフェアは、市民・事業者自らが企画し、実践するイベントが数多く含まれるとともに、これからのまちづくりに対する提言を市民・来訪者から募り、将来のまちづくりに生かしていこうとするものであり、このフェアによって培われた“協働”の理念を基本として、将来に向けた新たな都市づくりを進めていくことになった。

しかし、その途上で、神戸は、阪神・淡路大震災に見舞われた。現在、神戸では、震災の教訓を踏まえ、市民生活や都市の復興をめざして、懸命の努力が重ねられている。

2. 自然条件等

(1) 地形

市域は、六甲山系によって南北に二分されている。大阪湾に面した南側は、東西に細長い山麓（ろく）台地と中小河川によってつくられた扇状地群で構成され、神戸の中心市街地がここに形成されている。

一方、六甲山系の北側は、地形的な特徴が東西で異なっている。

西側に位置する西神地域は、緩やかな丘陵と、その間を流れる明石川水系沿いの段丘と播磨平野に連なる平野部から成り立っている。

東側に位置する北神地域は、比較的平坦な地形の西神地域に対し、丘陵地が波状に展開し、山地の様相を呈している。北神地域は、六甲山系の北側に位置する帝釈・丹生山系により、起伏の多い谷筋あるいは丘陵からなる帝釈・丹生山系の南側の鈴蘭台・山田地区と、北側の六甲北地区にさらに二分される。

(2) 水系・海辺

水系は、六甲山系により大きく四分されている。六甲山系南側斜面から市街地を通り大阪湾に注ぐ表六甲河川群、六甲山系西側から明石市を經由して播磨灘に注ぐ明石川水系、六甲山系北側から三木市・加古川市を經由して播磨灘に注ぐ加古川水系、六甲山系北側か

ら宝塚市・西宮市を經由して大阪湾に注ぐ武庫川水系である。

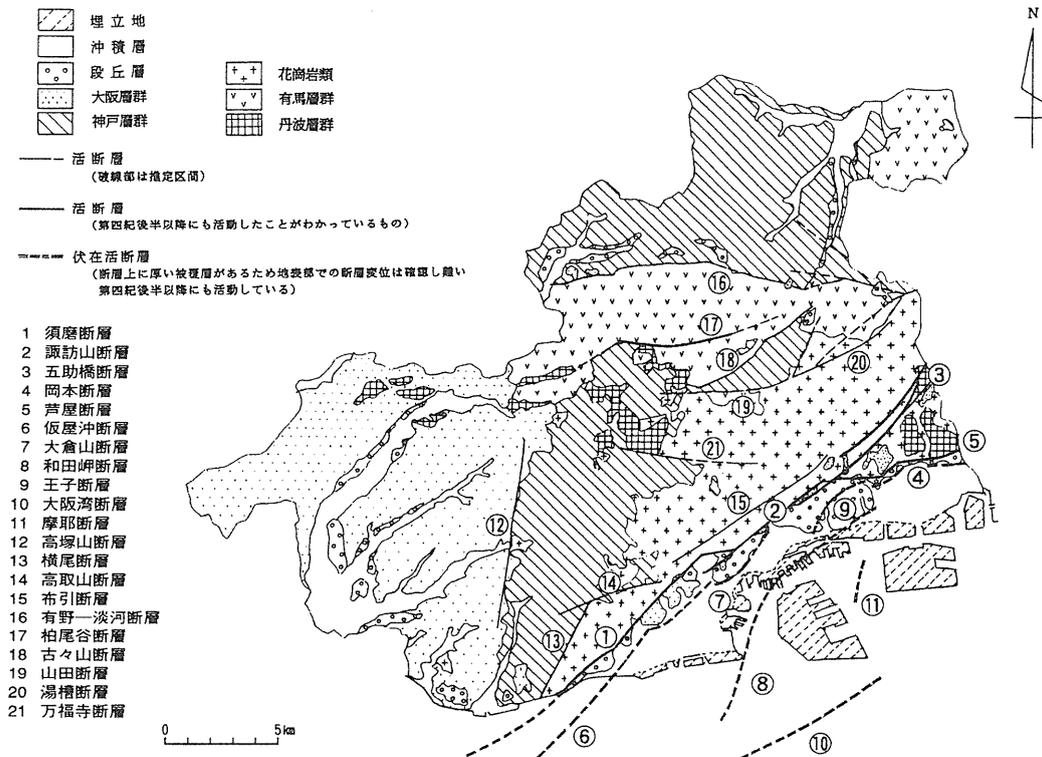
海岸は、総延長約30kmに達し、東側約18kmは、港としての整備が進められ、生産・流通空間や都市型親水空間として利用されている。一方、西側約12kmについては、水辺環境の整備が進められ、須磨海水浴場を始めとするレクリエーションの場として利用されるとともに、漁業活動の場としても活用されている。

(3) 地質

地質は、大きくは2種類の基盤岩とこれを覆う4種類の被覆層から構成されている。基盤岩の一つは六甲山系を構成する花崗岩類で、表層部は風化が進み崩れやすい性質となっている。また、帝釈山系から有馬にかけて山地地帯を形成する有馬層群と呼ばれる流紋岩類も基盤的な性質を有している。被覆層は、大阪湾岸に沿う細長い沖積層、六甲山麓の一部と西神地域西部に分布する段丘層、西神地域を中心とするいわゆる大阪層群、帝釈山系により六甲山系西縁部の白川地域と三田盆地に分かれて分布するいわゆる神戸層群がある。このほか臨海部には、液状化現象を生じる可能性がある地層が存在する。

また、六甲山系周縁には、震災の誘因となった活断層が存在する。

図表1 神戸市の地質図



※ 東灘区から須磨区までの市街地部及び表六甲部は、神戸市地域活断層調査の成果による。その他は、「兵庫の地質」（1996）をもとに作成した。

図表 2 主な活断層の第四紀後半以降の平均上下変位速度

断層名	変位速度を求めた場所	平均上下変位速度	備考
仮屋沖断層 -大倉山断層	須磨区東部 ~長田区南西部	0.2~0.3m/1000年	今回調査による
大倉山断層	湊川神社付近	0.1~0.2m/1000年	今回調査と兵庫県 (1996) による
和田岬断層	神戸・兵庫港	0.3m/1000年	兵庫県(1996)に よる
摩耶断層	ポートアイランドと六 甲アイランドの間	0.3m/1000年	兵庫県(1996)に よる
和田岬断層 延長部	灘区都賀川下流	0.2m/1000年	今回調査と兵庫県 (1996) による
岡本断層 (仮称)	東灘区岡本	0.5m/1000年	今回調査による

図表 3 気象要素の月別年平均値

(観測地点: 神戸海洋気象台 統計期間: 1961~1990年)

要素	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均(極)
平均気温		4.7	5.0	8.0	14.0	18.4	22.0	25.9	27.3	23.6	17.7	12.5	7.5	15.6℃
最高気温の平均		8.4	8.8	12.3	18.5	22.9	26.0	29.8	31.6	27.6	22.0	16.6	11.3	19.7℃
最低気温の平均		1.4	1.5	4.0	9.8	14.4	18.8	23.1	24.3	20.4	14.1	8.8	4.1	12.1℃
平均風速		3.7	3.6	3.3	3.4	3.2	3.1	3.1	3.3	3.2	3.2	3.3	3.5	3.3m/s
降水量		43.4	54.4	92.6	136.4	144.2	218.0	156.8	91.7	170.8	103.1	66.2	38.0	1,315.5mm
降水日数(1.0mm以上)		5.2	6.2	9.2	10.2	9.8	11.4	10.1	6.5	9.6	7.9	6.2	4.7	97.0日
日照時間数		144.7	127.9	161.1	170.1	195.9	146.7	174.5	201.6	145.8	159.3	143.1	146.9	1,917.5時間

(注) 日照時間数の統計は、1986年から測器変更のため、補正・修正したものである。

(4) 気候

気候は、瀬戸内気候帯に属し、一般的に温暖で晴天の日が多く降水量も少ないが、六甲山系の北側の北神地域は内陸的な気候となっている。

(5) 植物

植生の状況をみると、ほぼ市域内の樹林地全域がなんらかの形で人為的に変えられたアカマツ、コナラなどの二次林で覆われている。自然林は太山寺、再度山大竜寺などの神社仏閣周辺に暖帯域の潜在自然植生であるシイ林が存在し、六甲山頂部には温帯域の潜在植生であるブナ・イヌブナ林が見られる。

植物相では、東西に六甲山系と帝釈・丹生山系が二重に連なり、約1,500種に及ぶ高等植物が見られ、一部には希少な種も存在する。

(6) 動物

六甲山系全域で、イノシシを始め多種の動物が生息し、その個体数も多い。

特に鳥類は、市域が海・山・田園の変化に富んだ自然に恵まれていることから、留鳥を始め、夏鳥、冬鳥

の約200種を観察されている。トンボについては、全国的にみても多くの種類が見られる。

また、オオタカやベッコウトンボなどの希少な動物も一部で見られるほか、港都の特徴として、ソウシチョウやキベリハムシなどの帰化動物も生息している。

(7) 文化財・景観等

既成市街地域には、神社仏閣や北野・旧居留地などに残る明治以降の近代建造物、市街地東部の酒蔵など歴史的建造物が多く分布しており、震災で大きな被害を受けたものの、海や山の背景とともに神戸らしい都市景観を形成する重要な資源となっている。

また、西神・北神地域では、国宝建造物の太山寺や如意寺・石峯寺などの神社仏閣を始め、農村歌舞伎舞台、日本最古の民家である箱木千年家などの文化財や、それを取り巻く茅(かや)ぶき民家集落、田畑などの良好な農村景観が残されている。

(出所: 第4次基本計画(H7.10)
神戸市地域防災計画(地震対策編、H11.6))

資料4 各区の概要

(1) 東灘区

東灘区は、緑豊かな六甲山を背景に、海に広がる自然環境に恵まれたまちであり、古くから近畿随一の良好な住宅地として発展してきた。

昭和25年4月、当時の武庫郡御影町・住吉村・魚崎町が合併して誕生し、同年10月には、さらに本山村・本庄村が編入され現在の東灘区となった。

当時の人口8万人から平成7年1月の大震災の時点では19万1千人余りと大幅な人口増加となっている。震災後、15万人まで減少し続けた人口も、平成8年の5月には、震災復興等に伴い、ようやく増加に転じている。

六甲山麓には緑豊かな住宅地が広がり、美術館や大学群が立地し文教地区を形成しており、また、区内には処女塚、東求女塚古墳などの史跡や、だんじりをはじめとする固有の郷土文化にも恵まれている。

臨海部には、古くから灘の生一本の生産地としてその名を全国に知られる酒造業をはじめ、食品製造業・運輸業・卸売市場などが立地し、阪神間有数の工業地帯を形成している。

さらに六甲アイランドでは、住宅や港湾関連施設のほか、平成9年4月には新しい文化の創造拠点として、神戸ファッション美術館が、平成10年4月には県下初の普通科総合選択制高校である六甲アイランド高校が開設されるなど、21世紀の海上文化都市づくりが計画的に進められている。

一方、御影・住吉などの山手の住宅街には、緑の多い閑静な小径が数多く残されており、保久良山は、毎日登山の場として親しまれている。また、住吉川清流の道は、震災前から散歩道・ジョギングコースとして多くの人に親しまれ、その清流は、夏になると子供達の格好の水遊びの場となるなど、水と緑の豊かな自然環境に恵まれている。

(2) 灘区

中世の時代の旧菟原郡の荘園のうち、都賀荘と徳井荘の一部が現在の灘区にあたりといわれている。昭和39年に桜ヶ丘、旧外大北の丘陵斜面から約1800年～2000年前の銅鐸・銅戈がたくさん出土したことからわかるように、かなり昔から人々が定着していた生活しやすい地域であったと思われる。

明治22年、町村制の施行のもとに都賀川以西の10か村が合併して都賀野村に、篠原・高羽などが六甲村に、また南の新在家・大石などが都賀浜村と称するようになった。その後明治28年都賀野村は西灘村と改称され、また大正3年都賀浜村も西郷町となり、この1町2村が昭和4年神戸市に編入された。昭和6年、神戸市に

区制がしかれるに至って、ここに「灘区」が誕生した。

灘区は、北に国立公園六甲山・摩耶山をひかえ、南は瀬戸内に面し、区の東側には石屋川が、中央部には都賀川、西側には西郷川が山から海へと流れ込んでいる。区内北側より阪急・JR・阪神の3本の鉄道が東西に走り交通至便なところである。

国立公園六甲山は、英国人グルーム氏が開発した観光地として知られ、ことに初夏に咲くあじさいの花や山上からの夜景は有名で、牧場・カンツリーハウス・人工スキー場・有馬温泉まで行けるロープウェーなどが設けられており、市民だけでなく多くの観光客が訪れている。

六甲山・摩耶山の山すそは、昔からの住宅と新しい団地が並ぶ閑静な住宅地域となっており、また神戸大学・海星女子学院・松蔭女子学院などの大学や高校が建ち並び、文教地区を形成している。

(3) 中央区

中央区は、昭和55年12月1日、葺合区と生田区が合区して誕生した。

区域は、古代から開けており、源平合戦、南北朝時代の戦の舞台にもなっており、長い歴史と由緒がある。また中央区は、神戸市のほぼ中央に位置し、神戸の商業、業務、行政さらには文化の中枢を担う区として発展してきた。

区の中央部は、三宮・元町のショッピングセンターを中心に市内随一の繁華街を形成している。周辺には、金融・貿易・海運などのビジネス街、それに市役所・県庁・税関など主要官公庁を擁し、経済・行政の中枢管理機能を備えている。また神戸駅周辺には、裁判所・総合福祉センター・中央図書館・文化ホール・中央体育館などが集まり、文教地区としてのおもむきをもっている。

この中央部をはさむように、北には六甲山系の山が連なり、その山麓部には閑静な住宅街が広がっており、一方、南の海岸部には、港湾施設や企業が並んでいる。さらに、JR神戸駅南側にハイテクセンターや総合児童センター、ショッピング街などから成る神戸ハーバーランドが平成4年9月に街びらきしている。

交通網として三宮周辺には、JR・阪神・阪急・新交通ポートアイランド線・市営地下鉄の各三宮駅が集中し、一大ターミナルを形成している。また新幹線新神戸駅には、市営地下鉄と北神急行が接続しており、交通の要所となっている。さらに、南部地域活性化のため、市営地下鉄海岸線（三宮～神戸～和田岬～新長田）が平成13年秋の開通に向け、現在施工中である。

中央区はこのような都心的な機能を備えた区である

一方、海・山の自然にも恵まれている。

手軽なハイキングコースとして親しまれている六甲山、名勝布引の滝、新神戸ロープウェイ、メリケンパークなどのほか、北野界限の異人館街、徳光院・大竜寺など由緒ある建物・文化財なども豊富である。

中央区のもう一つの特徴として、住み・働き・憩い・学ぶという総合的な都市機能を備えた海上都市・ポートアイランドがあり、第2期事業では、神戸起業ゾーンを設置し、震災により甚大な被害を受けた産業の早期復興と成長・集客型産業の集積を図るとともに、神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）構想に基づき、キメックワールド、デジタル映像研究所などのビッグプロジェクトが推進されている。

さらに、ポートアイランド第2期の沖には神戸の空の玄関口「神戸空港」も計画されている。

(4) 兵庫区

兵庫区は神戸発祥の地である。兵庫の港が大輪田の泊とよばれていた奈良時代の昔からその名は知られ、平清盛の時代には福原遷都が行われたという歴史と伝統を有する。その後も南北朝時代の湊川の合戦、室町時代の日明貿易、江戸時代の兵庫津などたびたび歴史の表舞台へと登場してきた。明治にはいと、商工業の中心地として賑わい、今日の神戸発展の基礎となった。明治22年の市制実施により、葺合・神戸・湊西（兵庫区の前身）の3区が設けられ、昭和6年には区制（8区）が施行、さらに昭和8年に湊西区は兵庫区と名称が変わった。戦後、昭和22年に有馬町・有野村・山田村、26年に道場町・八多村・大沢村、30年長尾村、33年に淡河町が兵庫区に合併された。そして、昭和48年8月1日に北神地区の有馬町、有野町、山田町、道場町、八多町、大沢町、長尾町、淡河町が兵庫区より分離され北区が新設された。

兵庫区は地形上から大きく3つの地域に分けられ、北部は住宅地域と烏原貯水池周辺の自然環境地域、中部は商業・娯楽街や湊川公園・会下山公園などの区民の憩いの場、南部は造船・電機・車輛などの重工業地帯というような特徴がある。また、全域にわたり古い文化財や史跡が数多く存在することも、兵庫区の大きな特色である。

(5) 北 区

北区は、全市の44.1%にあたる面積を占め、9区の中で最大であり、垂水区以外の各区及び芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、吉川町といった周辺の5市1町と境界を接している。

昭和48年8月に兵庫区より分区してできた当区は平成10年で創立25周年を迎え、人口規模も西区に次ぎ、全市で第2位に位置する。

北区は、藤原台や神戸リサーチパークなど近代的な住宅団地や工業団地が整備される一方で社寺、農村舞台や芽葺き民家などの文化財、豊かな自然環境に恵まれ、また古くから全国的に有名なリゾート地としての有馬温泉があり、平成11年には秀吉ゆかりの品々を展示した歴史資料館「太閤の湯殿館」がオープンするなど、歴史的にも魅力あるまちとして観光に訪れる旅行者も少なくない。

また、六甲山系の北側や帝釈・丹生山系の麓に広がる農村地域は、農作物の安定的な供給拠点であると同時に、自然と緑を保全する憩いと安らぎの場ともなっており、豊かな自然を生かした緑と人のふれあいの場づくりも進められ、「森林植物園」「神戸青少年公園」「フルーツフラワーパーク」などの施設が整備され、現在も「北神戸田園スポーツ公園」の整備が進んでいる。

(6) 長田区

長田区は昭和20年に従来林田区であった地域を分離・統合して誕生した。「長田」という地名は古く、苧藻川沿いに長くひらけた田が続いていたことから付けられたと言われている。

長田区は9区の中で最も面積の狭い区であるが、人口・世帯数ともに多く、人口密度が非常に高い。

北部地域は丘陵地域になっており、昭和30年以降、急速に開発の進んだ住宅地域である。一方、最北部には北区にまで及ぶひよどり越森公園、北西部には早朝登山などで親しまれている高取山もあり、区民の憩いの場となる自然環境に恵まれた地域と言える。

中部地域は、市営地下鉄をはじめ、神戸高速鉄道、山陽電鉄、JR線などの鉄道網が整備されており、主要な官公庁が集まる高速長田駅周辺と、市場・商店街やケミカルシューズ産業などが多く立地するJR新長田駅周辺を中心に発展してきた。

南端にある長田港は、みなと神戸の一翼をになっており、建設資材や食料品、重油等の積み卸し港、また、いかなご漁などの漁港としても知られている。

長田区はまた、住民活動の活発なことでも知られている。真野地区をはじめとする住民のまちづくり活動は全国的に有名で、盆踊りや地藏盆、たなばた祭りなどの地域行事も盛んに行われている。

区内には外国人市民が数多く居住し、様々な民族の伝統・文化が保有されてきたが、震災一年を期して市内で初めての地域コミュニティFM（8ヶ国語対応）が開局され、また、震災を通して芽生えた国際的連帯やボランティア活動を通じて育ちつつある各国のコミュニティとの交流拠点の整備も検討されている。

(7) 須磨区

須磨の地名は、六甲山系の西端、鉢伏、鉄拐山が迫る平地のすみで、畿内の西端に位置することから、「すみ」がなまって「すま」になったといわれている。

須磨は、奈良、平安の昔から多くの古歌に詠まれ、山が海に迫った風光明媚で温暖な土地柄と海や山々の自然環境に恵まれているために良好な住宅地として広く知られてきた。また12世紀には須磨浦一帯を舞台に源平一の谷の合戦が行われたことから、源平ゆかりの史跡がたくさん残されているほか、須磨寺、禅昌寺、妙法寺、網敷天満宮など由緒ある寺院神社もたくさんある。

須磨は、明治22年の町村制施行により、八部郡須磨村とよばれるようになった。須磨村は、妙法寺（口妙法寺・奥妙法寺）、多井畑、車、白川、東須磨、大手、板宿、西代、池田の10ヶ所を含む大きな村落であった。明治29年には武庫郡に編入され、同45年に須磨町となり、大正9年4月、神戸市に編入され、昭和6年9月には区制が実施されて須磨区となった。

その後は、昭和52年6月に垂水区から名谷団地（菅の台・竜が台）を編入し、さらに昭和60年2月には神戸総合運動公園（緑台）を垂水区から、神戸流通業務団地の一部（弥栄台）を西区からそれぞれ編入して、現在、区の面積は30km²、人口は17万余の区民が生活する町となった。

須磨区は、たくさんの美しい公園がある。南部地域には須磨海浜公園、須磨浦公園、武庫離宮跡に開園した須磨離宮公園や須磨寺公園、北部地域には日本最大級の広さを誇るグリーンスタジアムやユニバー記念競技場、グリーンアリーナ神戸などのある神戸総合運動公園、奥須磨公園などがあり、市民の憩いとレクリエーションの場として広く親しまれている。

神戸市では、昭和30年代中頃から、須磨北部の丘陵地にニュータウンの建設が進められ、現在、白川台、名谷、落合、横尾、北須磨、高倉台の6団地が完成し、面積900ha、人口約11万1千人のまちに成長している。昭和52年3月に新長田駅～名谷駅に開通した市営地下鉄も、その後のニュータウンの造成に合わせて昭和62年3月には西神中央駅～新神戸駅まで延伸され、都心への足も一層便利になるとともに、町としても成熟の段階を迎えつつある。

(8) 垂水区

垂水区には、古書「延喜式」のなかに垂水郷の名が見られ、江戸時代には明石藩に属していた。

その後、明治4年の廃藩置県により明石県に属し、明治9年に兵庫県に編入された。

昭和3年に明石郡垂水町となり、昭和16年7月1日に神戸市に合併され、須磨区垂水町になった。

昭和21年11月に須磨区にあった垂水町が分離して垂水区となり、昭和22年3月に明石郡の7か村が神戸市に合併され、垂水区に編入された。以後、垂水区として発展してきたが、昭和57年8月に西神地区が西区として分区し、現在の垂水区となった。

神戸市の市街地の西端に位置する垂水区は、北は西区、東は須磨区、西は明石市と接している。また、南は明石海峡をへだてて淡路島を望み、風光明媚な景勝地として知られている。

区内の地勢は、北部の山麓地域と、塩屋谷川、福田川、山田川などの川筋、その間に広がる丘陵によって形成されている。戦後、この丘陵地に高丸、多聞、東舞子、明舞、新多聞の各団地が続々と完成し、神戸市の住宅地として発展してきた。

人口は、昭和30年代から50年代にかけて10年ごとに倍増し、平成9年4月で23万6千人と全市の17パーセントを占め最高であったが、西区・北区の人口の伸びが著しく、平成10年2月に当区は3番目になった。しかし、人口密度は大震災の影響により長田区が大幅に減少したこともあり、一番高くなっている。

また、出生率は全市で一番高く、65歳以上の人口比率は9区のうち6番目である。核家族比率は須磨区、北区について高くなっている。したがって、比較的若い世代が多いといえるが、急速に高齢化が進んでいるのが現状である。

産業面では、事業所・従業者数とも少ないが、漁業は盛んで、特に垂水漁港は市民への鮮魚の供給基地となっている。他に家具装備品製造業もある。

(9) 西 区

西区は、昭和22年に旧明石郡の伊川谷、櫛谷、押部谷、玉津、平野、神出、岩岡の7ヶ村が神戸市に合併、垂水区に編入された区域であり、昭和57年8月1日に垂水区から分区した。神戸市の西端に位置し、明石、三木の2市と加古郡稲美町に隣接し、面積は市域の約25%を占めており、緑豊かな地域に明石川本支流が流れ、丘陵地からは南に瀬戸内海や淡路島が望める。人口は分区時には神戸市9区の中で最も少なかったが、西神ニュータウンや研究学園都市・神戸電鉄沿線の開発、区画整理事業などにより急激に増加し、現在は9区中1位となっている。

産業は、これまで農業が中心で、都市近郊の農業地域としての特色を活かした園芸・酪農・観光農園などが盛んで、農業公園は神戸ワインの生産のほか観光の拠点となっている。

近年、西神工業団地・西神第2工業団地（神戸ハイテクパーク）などの開発が進み、エレクトロニクスや精密機械などの先端分野の工場の進出が相次ぎ、工業が西区の産業に占める割合も大きくなっている。

昭和62年3月には、神戸市営地下鉄西神延伸線が全線開通し、西区から三宮方面への交通が一段と便利になった。

また、西区は太山寺・如意寺・神出神社・住吉神社などの神社仏閣や吉田遺跡・王塚古墳・玉津田中遺跡・木津磨崖石仏などの史跡、「鬼追い」「獅子舞」などの伝統芸能も数多く伝承されている、歴史と伝統を持った地域である。

現在、区内では、「住み」「働き」「学び」「憩う」という人間生活の基礎的機能の全てを備えた新しいまちづくりを目指して、西神住宅団地・西神住宅第2団地・西神工業団地・西神第2工業団地・神戸複合産業団地・神戸研究学園都市の建設などの大きなプロジェクトが着々と進められており、さらには、明石海峡大橋関連の道路も区内で開通し、西区はますます大きく発展しようとしている。

(出所：平成10年度区政概要)

資料5 区別主要指標

項目	年次	全市	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	(再掲) 北須磨 ⁱ⁾
面積(km ²) a)	6.10.1	547.40	30.36	31.23	23.61	14.44	241.84	11.47	29.72	26.76	137.97	17.19
	10 "	549.59	30.36	31.40	25.24	14.54	241.84	11.46	30.00	26.89	137.86	17.45
世帯数 b)	6.10.1	578,634	77,077	55,397	52,271	52,326	70,766	53,284	66,220	87,242	63,051	35,035
	10 "	563,811	71,980	50,085	52,179	46,305	76,618	45,850	62,087	82,950	75,757	...
人口 b)	60.10.1	1,410,834	184,734	133,745	119,163	130,429	177,221	148,590	181,966	224,212	110,774	95,746
	2 "	1,477,410	190,354	129,578	116,279	123,919	198,443	136,884	188,119	235,254	158,580	106,371
	6 "	1,518,982	191,540	124,891	111,536	117,918	216,036	130,466	188,863	237,781	199,951	109,865
	10 "	1,475,342	182,228	113,657	107,937	102,908	228,131	108,553	171,637	224,711	235,580	...
人口増減数 c)	6年	9,470	△ 297	△ 1,437	△ 1,284	△ 1,853	5,921	△ 2,106	574	△ 141	10,093	848
	7 "	△ 46,841	△ 17,330	△ 12,078	△ 6,029	△ 9,121	7,174	△ 14,361	△ 6,730	135	11,499	451
	8 "	△ 1,115	521	△ 732	△ 1,781	△ 1,337	2,539	△ 4,052	△ 1,890	△ 2,594	8,211	△ 915
	9 "	6,357	5,826	1,819	△ 304	△ 275	377	△ 2,884	△ 1,641	△ 3,477	6,916	△ 1,390
	10 "	5,756	4,076	2,731	826	△ 305	23	△ 2,395	△ 1,352	△ 1,371	3,523	△ 670
65歳以上人口	2.10.1	169,316	20,498	18,340	15,657	20,766	18,515	22,494	18,179	22,294	12,573	5,921
	7 "	192,703	20,573	15,183	16,784	18,926	28,341	16,673	20,933	31,044	24,246	10,550
65歳以上人口比率 (%)	2.10.1	11.5	10.8	14.2	13.5	16.8	9.3	16.4	9.7	9.5	7.9	5.6
	7 "	13.5	13.1	15.6	16.2	19.1	12.3	17.2	11.9	12.9	10.9	9.3
昼夜間人口比率(%)	2.10.1	103.5	94.2	101.2	269.2	125.1	72.6	104.9	80.0	68.4	97.1	...
	7 "	105.0	106.4	110.5	275.3	138.9	72.8	116.7	81.7	68.1	94.1	...
人口集中地区面積 (km ²)	2.10.1	129.6	22.8	11.0	14.5	9.4	14.1	9.8	15.7	19.3	13.0	...
	7 "	137.8	22.6	10.9	14.6	9.1	17.0	9.5	16.0	19.2	18.9	...
人口集中地区人口	2.10.1	1,356,779	190,159	128,377	115,445	122,265	151,872	136,667	180,913	228,391	102,690	...
	7 "	1,297,562	157,241	95,540	100,244	97,141	185,075	96,464	169,568	231,025	165,264	...
登録外国人人数	6.3.末	44,205	3,798	3,615	10,764	3,074	2,524	10,382	5,407	2,899	1,742	1,786
	10 "	42,230	4,552	3,423	9,419	2,972	2,567	8,795	5,053	2,942	2,507	1,791
事業所数 d)	3.7.1	85,737	7,519	7,776	25,744	11,910	4,606	11,507	5,552	5,886	5,237	1,353
	8.10.1	76,042	6,722	6,104	22,896	9,837	5,088	8,720	4,785	5,933	5,957	1,495
従業者数 d)	3.7.1	772,364	79,019	55,636	279,505	101,048	37,912	73,216	45,090	36,923	64,015	16,479
	8.10.1	788,697	85,197	48,632	282,511	99,668	47,087	57,644	46,191	40,215	81,552	21,972
工業事業所数 d)e)	5.12.31	4,200	327	197	385	521	116	1,534	397	126	597	44
	9 "	3,111	263	124	273	385	104	1,090	200	98	574	33
製造品出荷額等 (億円) d)e)f)	5.12.31	31,979	6,196	914	4,893	10,261	448	3,073	588	242	5,364	72
	9 "	29,326	6,053	649	3,344	10,044	848	2,137	319	194	5,738	62
卸売業商店数 d)	6.7.1	5,956	590	383	2,392	1,092	98	726	197	153	325	74
	9.6.1	4,663	457	277	1,823	907	94	528	161	130	286	64
小売業商店数 d)	6.7.1	18,472	1,788	1,912	4,604	2,464	1,303	2,210	1,318	1,718	1,155	318
	9.6.1	16,145	1,451	1,457	4,215	2,082	1,309	1,563	1,210	1,687	1,171	361
卸売業年間販売額 (億円) d)g)	6.7.1	64,518	7,641	2,482	33,936	10,597	309	3,737	2,072	328	3,415	1,427
	9.6.1	48,959	4,016	2,083	26,179	8,741	330	2,277	2,432	362	2,540	x
小売業年間販売額 (億円) d)g)	6.7.1	20,345	1,949	1,137	7,527	1,642	1,621	1,244	1,395	1,473	2,358	752
	9.6.1	20,517	1,946	1,152	6,931	1,468	1,829	1,024	1,497	1,693	2,978	873
生活保護受世帯数 h)	6年	15,005	726	1,163	2,577	2,963	1,063	3,685	1,159	1,045	541	363
	10 "	15,146	925	816	2,499	2,414	1,713	2,447	1,352	1,349	1,554	703
保育所入所人員	6.3.1	13,791	1,156	959	1,336	1,159	1,363	2,847	1,632	1,386	1,953	1,001
	10 "	13,631	1,243	992	1,265	1,107	1,573	1,762	1,677	1,551	2,461	1,002
幼稚園児童	6.5.1	23,968	2,827	1,859	1,205	833	4,149	1,599	3,662	4,438	3,396	...
	10 "	21,702	2,682	1,566	910	653	4,171	1,129	3,109	3,905	3,577	...
小学校児童数	6.5.1	101,677	12,492	6,284	5,993	5,206	16,322	6,290	14,314	16,563	18,213	...
	10 "	87,059	10,612	5,075	4,671	4,064	15,200	4,685	10,949	13,551	18,252	...
中学校生徒数	6.5.1	54,387	6,591	5,935	3,463	2,609	7,821	3,259	7,939	8,392	8,378	...
	10 "	51,550	5,922	5,220	3,075	2,250	7,945	2,733	6,931	7,641	9,833	...

a) 国土地理院面積調(昭和63年10月1日現在)を基礎に積算している。なお、北区については一部境界未定であるため、昭和62年の数値を基礎に積算し、北須磨支所は、神戸市算定数値を基礎に積算している。 b) 平成10年は被災地人口実態調査結果。 c) 届出数によるものであり、実態と異なる場合がある。
d) 神戸市集計分である。 e) 従業者4人以上の事業所の数値である。 f) 調査年1年間の数値である。 g) 調査日前1年間の数値である。
h) 各年3月中の数値である。全市には「更生センター」の数値を含む。 i) 須磨区の内数である。

資料6 人的被害の状況

(注) 本資料における死亡者数及び内訳等は、平成7年8月31日時点の数値である。第2章第1節の数値（平成9年12月22日時点）等とは異なる。

(出所：「阪神・淡路大震災－神戸市の記録 1995年－」神戸市、H8.1.17)

図表1 区別の死亡者数（平成7年8月31日現在）

(単位：人)

区分	死亡者数	7.1.1 現在人口	人口に占める死亡者数の割合
区	(A)	(B)	(A/B)
東灘	1,416	191,716	0.7%
灘	904	124,538	0.7%
中央	228	111,195	0.2%
兵庫	510	117,558	0.4%
北	8	217,166	0.0%
長田	874	129,978	0.7%
須磨	(1) 364	188,949	0.2%
垂水	8	237,735	0.0%
西	7	201,530	0.0%
合計	(1) 4,319	1,520,365	0.3%

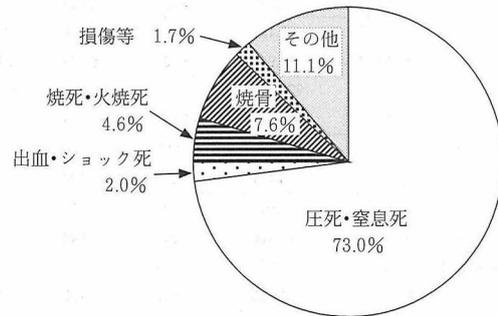
注：死亡者数欄の(1)は行方不明者

図表2 死亡者の死因別一覧（平成7年8月31日現在）

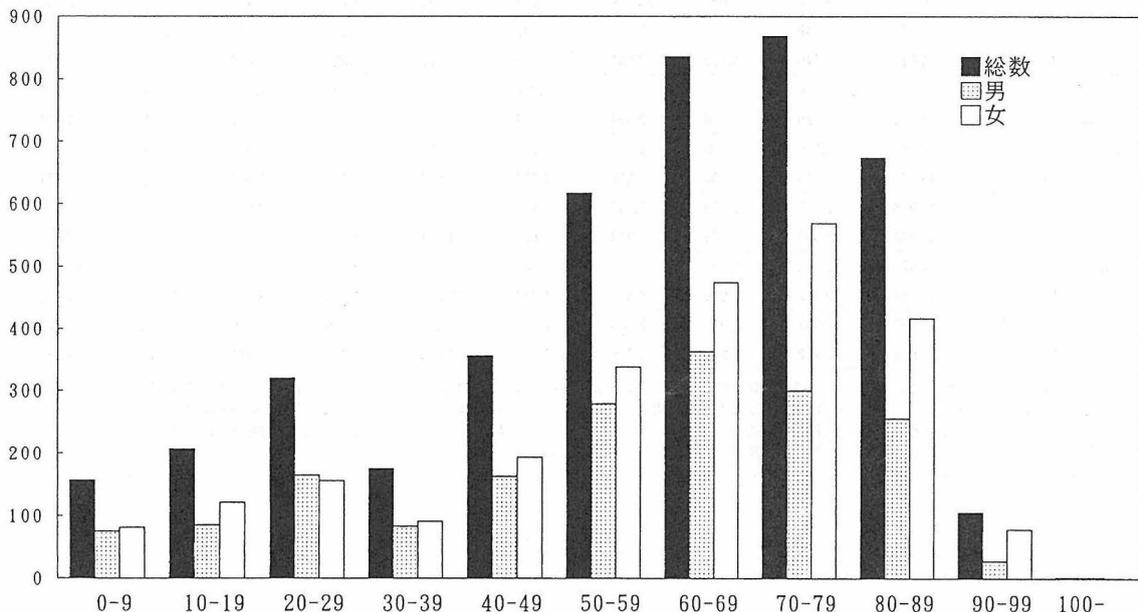
(単位：人)

死因区	圧死窒息死	出血・ショック死	焼死・火焼死	焼骨	損傷等	その他	合計
東灘	1,227	31	8	34	16	98	1,414
灘	726	24	78	—	20	57	905
中央	140	6	25	—	12	45	228
兵庫	309	10	62	44	7	76	508
北	—	1	—	—	—	8	9
長田	474	7	13	246	14	122	876
須磨	272	8	12	4	4	64	364
垂水	2	—	—	—	—	7	9
西	—	—	—	—	2	4	6
合計	3,150	87	198	328	75	481	4,319
比率(%)	73.0	2.0	4.6	7.6	1.7	11.1	100

(兵庫県警察本部、市民生局調べ)



図表3 年代別の死亡者数



図表4 年代別の死亡者数

		総計	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	90-94	95-99	100-
東灘区	男	585	26	40	67	32	64	89	52	61	49	31	40	24	10		
	女	831	31	57	66	34	88	118	63	72	81	65	81	51	18	6	
	計	1,416	57	97	133	66	152	207	115	133	130	96	121	75	28	6	
灘区	男	384	21	16	55	17	31	49	46	33	33	23	32	23	3	2	
	女	520	14	26	34	19	35	70	51	63	65	46	57	23	15	2	
	計	904	35	42	89	36	66	119	97	96	98	69	89	46	18	4	
中央区	男	111	2		5	8	11	27	8	16	7	10	12	4		1	
	女	117	5	2	11	4	3	14	11	12	14	12	15	12	2		
	計	228	7	2	16	12	14	41	19	28	21	22	27	16	2	1	
兵庫区	男	224	10	13	12	9	22	52	20	17	19	15	25	6	2	2	
	女	281	9	8	12	10	18	36	23	38	38	40	23	20	5	1	
	計	505	19	21	24	19	40	88	43	55	57	55	48	26	7	3	
北区	男	3						1	1		1						
	女	5					1	1			1		1	1			
	計	8					1	2	1		2		1	1			
長田区	男	332	11	10	14	12	21	41	38	42	37	39	44	18	5		
	女	540	15	19	18	17	34	70	46	54	80	76	54	36	16	5	
	計	872	26	29	32	29	55	111	84	96	117	115	98	54	21	5	
須磨区	男	146	5	5	10	5	12	18	12	15	18	15	16	12	1	1	1
	女	216	7	9	14	7	13	28	17	24	20	28	24	17	7	1	
	計	362	12	14	24	12	25	46	29	39	38	43	40	29	8	2	1
垂水区	男	5			1			1			1	2					
	女	3									1		2				
	計	8			1			1			2	2	2				
西区	男	4		1			1	1		1							
	女	3					1					2					
	計	7		1			2	1		1		2					
合計	男	1,794	75	85	164	83	162	279	177	185	165	135	169	87	21	6	1
	女	2,516	81	121	155	91	193	337	211	263	300	269	257	160	63	15	
	計	4,310	156	206	319	174	355	616	388	448	465	404	426	247	84	21	1

(出所：阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年－)

資料7 阪神・淡路大震災による被害額の推計について

出典	内容	推計	額
兵庫県 (H7.4)	直接被害	(第2章第1節 図表2-1-3参照)	9兆9,268億円
神戸大学・豊田教授ほか (H9.8)	直接被害	兵庫県 (H7.4) の推計値を下記のとおり修正 ・商工部門過小推計分 ・鉄道部門過大推計分	3兆3,874億円 △ 460億円
		計	13兆2,682億円
神戸大学・豊田教授ほか (H9.8)	産業の被害	・直接被害 ・間接被害	5兆9,300億円 7兆2,300億円
		計	13兆1,600億円
産業復興会議 (H7.6)	産業の被害	・ストックの推計被害額 ・フローの推計被害額	2兆5,400億円 2兆6,000億円
		計	5兆1,400億円
さくら総合研究所 (H7.3)	産業の被害	・生産活動に直接影響する資本ストックの 損壊額 ・兵庫県下の生産活動に及ぼす影響 －経済波及効果を含む産出減少額－ (付加価値生産額、震災直後の状況の年 率換算値)	5兆3,898億円 3兆4,872億円
		計	8兆8,770億円
三菱総合研究所 (H7.2)	物的被害	・資本ストック喪失額 (1990年価格)	6兆2,700億円

出 所：・兵庫県インターネット

- ・豊田利久、河内 朗『阪神・淡路大震災による産業被害の推定』「国民経済雑誌第176巻第2号」神戸大学経済経営学会、H9.8
- ・産業復興会議「産業復興計画」H7.6
- ・さくら総合研究所関西調査部「阪神大震災の兵庫県に及ぼす経済的影響（地域レポート9）」H7.3
- ・三菱総合研究所「阪神大震災の経済的影響」H7.2

資料8 市会決議・要望書・意見書

資料8-①

兵庫県南部地震の災害復興に関する決議

1月17日早朝、阪神地域を襲った震度7の直下型大地震は、3,746人にも及ぶ神戸市民の尊い生命と多くの市民の財産を奪い、さらにこれまで先人たちが営々として築いてきた神戸港、道路、鉄道をはじめとする都市基盤施設や産業基盤施設を一瞬にして崩壊させる未曾有の大災害をもたらした。

神戸市会は、ここに、不幸にして犠牲となられた方々に対し衷心より哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第である。

神戸市会は、災害発生後今日まで、数え切れない多くの人々の善意と支援に感謝し、笹山市長を初めとする全職員の不眠不休の活動を評価しつつ、全議員が力を一つにして1日も早い市民生活の安定を目指すとともに、災害の早期復旧・復興と、その財政支援を国に強力に働きかけてきた。

被害の甚大さを考えるとき、復興への道のりは、まさに速く険しいと言わざるを得ない。しかし、どんなに険しくとも151万市民が総力を結集して復興への道を歩み続けなければならない。

あの焦土と化した戦災や阪神大水害からも立ち直った市民の努力と忍耐と創意・勇気をいま一度奮い起こし、市民主体都市の理念のもと、いかなる災害にも耐え得る国際防災モデル都市を何としても実現させなければならない。そして、神戸のまちを再び活気にあふれ、誰もが住み続けたいまち、訪れたいまちとして復興させるために神戸市会は全精力を傾注して取り組むことを表明し、ここに決議する。

平成7年2月15日

神戸市会

資料8-②

神戸の復興に向けて

平成7年1月17日午前5時46分に起こった阪神・淡路大震災は、4,512名にも及ぶ神戸市民の尊い生命を奪った。

神戸市会は、改めて、犠牲となられた方々に対し衷心より哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

大震災から1年が経過し、暗く沈んでいた街にも明るい灯がとまりはじめ、復旧から復興に向けての力強い雄音が響くようになってきた。

震災直後から、神戸市会は国に対し、強力に財政支援を働きかけるとともに、市民生活の再建をめざし各分野に全力をあげて取り組んできた。

しかしながら、震災による被害は甚大であり、住宅の供給や保健・福祉等の被災者支援策の充実のほか、産業・経済の復興など解決すべき課題がまだまだ山積している。

美しい山と海に囲まれた自然豊かな神戸を愛する市民が、この大震災を乗り越え、元の生活をとり戻し、神戸のまちが力強く再生するため、神戸市会は今後ともあらゆる努力を傾注しなければならない。

震災1周年の今日ここに、神戸市会はたとえ苦難の道が続こうとも、1日も早く市民生活を安定させるとともに、神戸をいつまでも住み続けたいまち、安心して住めるまち、21世紀に翔く国際防災モデル都市に復興させるべく全議員が総力をあげて再出発することを誓うものである。

平成8年1月17日

神戸市会

平成 7 年 2 月 9 日

緊急要望

神戸市会議長

堺 豊 喜

兵庫県南部地震に関する緊急要望書

1月17日未明に阪神地域を襲った直下型大地震により、神戸市は未曾有の大災害を被りました。先人たちが営々と築いてきた神戸港をはじめ、都市基盤の殆どが壊滅的な打撃を受け、20万人に及ぶ被災者が今なお不自由な生活を強いられています。

神戸市では、現在、一日も早い市民生活の復旧を目指し、全力をあげて取り組んでいるところであります。しかし、被害の規模が甚大であり、その復興のためには、長期間にわたり莫大な費用が必要となる一方、財政の根幹である市税収入等の大幅な減少が見込まれており、厳しい財政運営を余儀なくされています。

つきましては、別添のとおり、当面の緊急要望をとりまとめさせていただきました。神戸市のおかれている事情をご賢察いただき、格段のお力添えを是非ともお願いいたします。

1. 災害救助法に基づく国庫負担金の実態に見合った基準の拡大と負担率の引上げ

2. 港湾施設復旧に係る国庫負担・補助制度等の創設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象外となっている上屋、荷役機械、旅客施設等及び(財)神戸港埠頭公社が整備したコンテナ埠頭、ライナー埠頭、フェリー埠頭について、復旧事業費の対象としていただきたい。さらに、民間所有の港湾施設及び海岸施設の復旧に対しても、国庫補助制度や無利子融資制度の創設をお願いしたい。

・上屋、荷役機械等復旧見込額	935億円
・神戸港埠頭公社のコンテナ埠頭等復旧見込額	1,273億円
・民間所有の港湾施設等の復旧見込額	2,000億円

3. 鉄道等の地元負担への特別の配慮

復旧に鉄道軌道整備法が適用されれば、国費助成1/4、地元助成1/4となるが、被害総額の大きさからみて地元の負担は極めて困難な状況にある。

したがって、国において格段の財政支援をお願いしたい。

・復旧見込額	2,860億円
(阪神電鉄 700億円、山陽電鉄 70億円、神戸電鉄 150億円、阪急電鉄 660億円、JR各社 1,280億円)	

4. 激甚災害法での特別の財政援助の対象となる事業の拡大

・上水道復旧見込額	210億円(現行1/2補助→激甚対象)
・災害廃棄物処理見込額	4,000億円(現行1/2補助→激甚対象)
・公立病院復旧見込額	330億円(補助制度創設→激甚対象)
・清掃工場復旧見込額	40億円(現行1/2補助→激甚対象)
・卸売市場復旧見込額	220億円(補助制度創設→激甚対象)
・仮設工場建設見込額	115億円(補助制度創設→激甚対象)
・市営地下鉄等復旧見込額	640億円(補助制度創設→激甚対象)

(神戸市営地下鉄 200億円、神戸高速鉄道 380億円、神戸新交通 60億円)

5. 国の予算総額の確保と早期交付

6. 土地先行取得制度の充実

・土地区画整理、再開発、街路、住宅等用地買収

7. 税収減に対する特別の財政支援

平成 7 年 8 月 28 日
平成 7 年 9 月 8 日

神戸市会議長
中 村 治 助

阪神・淡路大震災の災害復興対策に関する要望書

阪神・淡路大震災の発生からはや半年余りが過ぎ去りました。この間、国におかれてはその被害の甚大さに鑑み、その復旧にあたっては異例ともいえる早さで数々の財政支援や特例措置を講じていただき、深く感謝いたしております。

神戸のまちもようやく平静を取り戻してまいりました。しかしながら、これまでの対策は、そのほとんどが応急・復旧措置であります。倒壊家屋・建物を撤去した後の神戸のまちは空地ばかりが目立つ廃墟の様相を呈しています。恒久的な住宅、工場、店舗の再建などは、まさにこれからです。

神戸市としても、6月末に策定した神戸市復興計画に基づき、まちづくりに鋭意取り組んでおりますが、神戸の再建・復興には膨大な事業費が必要であり、税収が激減するなか国庫補助事業においてさえ、通常の国庫補助率では補助裏の起債償還に耐えるだけの一般財源は皆無に等しい状態です。国の数次にわたる補正予算によって復旧・復興事業費は確保されつつあり、感謝の念に堪えませんが、現行補助率のままでは、市の裏負担が市財政を圧迫し、早晚神戸の財政は破綻いたします。

国におかれては、こうした事情をご賢察いただき、次の事項に係る補助率の引上げ及び地方財政措置について、特段のご支援を賜りますよう要望申し上げます。

要 望 事 項

1. 被災した市街地の復興推進のため、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に対する国庫補助率を引き上げるとともに、交付税による特別措置をお願いしたい。

また、土地区画整理事業等の区域内における公園等の公共施設及び復興事業を支援するための街路事業に対しても、同様の財政措置を講じられたい。

		要 望
(1) 土地区画整理事業 (6 地区・125ha)		
・事業費	2,000億円	
・国庫補助率	現行 1/2 (道路、公園施設)	→ 2/3
	1/3 (公園用地)	→ 1/2
(2) 市街地再開発事業 (2 地区・26ha)		
・事業費	3,600億円	
・国庫補助率	現行 2/5 (共同施設等)	→ 8年度以降も 2/5の措置を
	1/2 (道路、公園施設)	→ 2/3
	1/3 (公園用地)	→ 1/2
(3) 街路事業 (10路線・6.7 km)		
・事業費	470億円	
・国庫補助率	現行 1/2 (道路)	→ 2/3

2. 通常の公営住宅と異なり、緊急の行政措置として3か年で6,000戸建設する災害公営住宅の用地費に対する国庫補助制度を創設されたい。

・用地取得費	1,440億円	
・国庫補助率	現行 なし (起債)	→ 要望 3/4 (建設費補助並み)

3. 21世紀をめざした福祉・医療や防災の拠点となり、復興住宅10,000戸を供給するなど、総合的なまちづくりをめざす東部新都心整備について特別の財政措置を講じられたい。

・計画対象区域	120ha (うち臨海部80ha)	
・整備手法	土地区画整理事業 (臨海部)	
・事業費	750億円	
・国庫補助率	現行 1/2 (道路、公園施設)	→ 要望 2/3
	1/3 (公園用地)	→ 1/2

4. 被災地復興のパイロット事業として、震災復興記念公園のほか、スーパーコンベンションセンター、観光大学等各省庁の事業として実施できる施設等の神戸への誘致に特段のご配慮をお願いしたい。

5. 被災地域の早期復興を図るためには、市内への企業立地インセンティブを高め、民間の活力が不可欠である。

ついては、震災を乗り越えた新たな神戸経済の飛躍のため、総合保税地域指定要件の緩和等規制緩和を盛り込んだエンタープライズゾーンの設置、工場等制限法など規制法の見直しを図られたい。

(参考)

1 神戸市の財政状況(一般会計)

	平成5年度(a) (決算)	平成7年度(b) (現計予算)	(b)/(a)
歳入合計	9,420億円	1兆9,642億円	2.09
市税収入	(31%) 2,951億円	(11%) 2,188億円	0.74
市債	(12%) 1,133億円	(35%) 6,849億円	6.05

() 書は歳入合計に占める構成比率

2 神戸市の財政状況の見通し(一般会計)

今後10か年(平成7~16年度)の収支不足額 6,860億円

3 国の財政支援

国費 1,880億円(現行3,140億円→5,020億円)

交付税 1,710億円(現行170億円→1,880億円)

計 3,590億円

平成10年 1月28日

平成10年 2月26日

要 望 内 容

強制水先対象船舶基準の神戸港と大阪港の均一化を図っていただきたい。

様

神戸市会議長 荻 阪 伸 秀

強制水先対象船舶基準の神戸港と大阪港の均一化に関する要望書

阪神・淡路大震災の復旧・復興にあたっては、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神戸港は、神戸経済の基盤であり、また、わが国の国際物流拠点として大きな役割を果たしております。神戸港の港湾施設の復旧につきましては、国からの格別の御指導と御援助を賜り、平成9年3月末に完了いたしました。しかしながら、外資コンテナ貨物量は、震災前と比較して、70%強しか回復しておらず、伸び悩んでおります。

神戸港の貨物復帰を阻害する大きな要因として、大阪湾内における強制水先対象船舶基準が神戸港の場合は300総トン以上の外航船、他港は1万総トン以上と異なっております。1万総トン未満の船舶が神戸港を利用する場合は、大阪港等の他港と比較して、パイロット料金等の費用が大きくなっていることが指摘されております。

神戸港では、近年、韓国、台湾、中国などアジア方面からの船舶が増加してきましたが、震災後、これらの船舶は1万総トン未満の船舶が多数を占めているため、強制水先対象船舶基準の不均衡等の理由によって、入港船舶数が減少し、神戸経済及び雇用の確保等に極めて重大な影響を与えております。

現在、運輸省においては、水先制度のあり方について海上安全船員教育審議会水先部会に諮問をいただき、安全基準についての検討がなされておりますが、神戸港は安全性の比較において、大阪港に優るとも劣らないことが、明らかになっております。

したがって、今回の強制水先対象船舶基準の見直しにおいて、神戸港と大阪港の基準を同一にするよう見直されることを強く要望いたします。

- ・航行安全上の観点からみて、神戸港の方が大阪港よりも安全であることが、明らかになっている。
(要因の一つとしては、神戸港は、船舶の出入り口が4か所に分散しているのに対し、大阪港は、1か所に集中していることが上げられる。)
- ・強制水先対象船舶基準の不均衡は、神戸港の港勢回復を遅らせている。

資料 8 - ⑥

被災者に対する抜本的な公的支援の早期実現を求める決議

阪神・淡路大震災から間もなく3年が経過しようとしている。この間、国をはじめ関係方面の支援を得て全力で復旧・復興に取り組んだ結果、都市機能は順調に回復するとともに、災害公営住宅をはじめ恒久住宅の建設も鋭意進められている。さらに被災者の生活・事業の再建に向けて、住宅家賃の軽減、生活再建支援金の給付、その他復興基金の活用等により数々の支援策が実施され、既に一定の成果を見ているところである。

しかしながら、震災の被害は極めて甚大であり、現在もなお多数の被災者が不自由な生活を余儀なくされているのも事実である。これは、今日までの支援策が相当の財政措置を伴って個人給付的な分野にまで踏み込んで実施されたものの、被災者が迅速かつ弾力的に生活基盤を再建するために十分な資金を給付するには至っていないことによるものと思われる。

このため、被災地の市民の提案をもとに「災害被災者等支援法案」が超党派の国会議員により参議院に、また「阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案」が新進・民主・太陽・民改連の4党により衆議院に、それぞれ提出されたほか、全国知事会においても「災害相互支援基金」の創設を決議し、これを基に自民党において議員立法に向けた検討が行われているなど、被災者の生活再建の契機となるような新たな公的支援制度の創設を求める様々な動きがあるが、いずれも今日に至るまで実質的な進展が見られず、実現の見通しが立っていない。

臨時国会の会期末まで2週間を残すのみとなったが、現在の状況は一刻も早い生活・事業の再建を求める被災者の悲痛な願いに応えるものになっていない。

よって神戸市会は、議論の出発点として被災者の大きな期待の一つである「災害被災者等支援法案」の早期審議入りを強く要望するとともに、「災害相互支援基金」の創設など阪神・淡路大震災の被災者に対する抜本的な公的支援の早期実現に向け一層の努力を、ここに強く求めるものである。

以上、決議する。

平成9年11月28日

神戸市会

資料 8 - ⑦

平成7年12月22日

内閣総理大臣
大蔵大臣
自治大臣
国土庁長官

各宛

神戸市会議長
中村治助

激甚災害に対する保険・共済制度の創設を求める意見書

阪神・淡路大震災から1年を目前に控え、倒壊建物やがれきの撤去は順調に進んでいるが、跡地での住宅等の再建は遅々として進んでおらず、更地が各所に目立つ状況となっている。

これは、ひとえに被災者の再建資金確保が困難なことによるものであるが、それだけに、こうした激甚災害に対して住宅等の再建を可能にする保険・共済制度が確立されていたらという声から各方面からあがっている。

このような状況を受けて、阪神・淡路大震災への遡及適用も視野に入れて、激甚災害に対する皆保険制度の創設を求める気運が盛り上がりつつあり、兵庫県からは、市町村を保険者とし、固定資産税等に併せて保険料を徴収し、住宅・家財の被害に対し補償を行おうとする「住宅地震災害共済保険制度」が提案されており、国会においてもこれを基に立法化を検討する動きがある。

一方、市内在住の有志からは、生命保険・損害保険など民間保険の掛け金に激甚災害分を上乗せして資金を調達し、補償に充てようとする「(仮称)激甚災害復興基金」の創設が提案されているが、経済活動の中に激甚災害の危険負担を吸収し、解決を図っていこうとする点で注目に値すると考える。

よって、政府におかれては、新しいシステムの確立には国民的コンセンサスを得ることが不可欠であるところから、今後これらの提案の趣旨も踏まえて幅広い議論を行い、激甚災害に対する新たな保険・共済制度を創設されるよう、強く要望する。

なお、その際、阪神・淡路大震災に遡及的に適用することについて、格段の配慮を行われたい。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

資料9 神戸市復興計画審議会

(1) 神戸市復興計画審議会委員名簿

1) 学識経験者 (40) (敬称略・順不同)

青山英康(市民)	岡山大学医学部教授
○伊賀隆	流通科学大学商学部長
伊藤滋(安全)	慶応大学環境情報学部教授
☆今井鎮雄(市民)	神戸YMCA顧問
沖村孝(安全)	神戸大学工学部助教授
加藤恵正(都市)	神戸商科大学商経学部教授
☆紙野桂人(安全)	大阪大学工学部教授
河田恵昭(安全)	京都大学防災研究所教授
◎堯天義久	神戸大学名誉教授
金東勲(市民)	龍谷大学法学部教授
黒田勝彦(都市)	神戸大学工学部教授
近藤公夫(安全)	神戸芸術工科大学芸術工学部教授
櫻井春輔(安全)	神戸大学工学部教授
品田充儀(安全)	神戸市外国語大学助教授
芹田健太郎(市民)	神戸大学大学院国際協力研究科長
高井広行(安全)	近畿大学工学部教授
高田至郎(安全)	神戸大学工学部教授
高田光雄(市民)	京都大学工学部助教授
田中国夫(安全)	追手門学院大学人間学部教授
○田中茂	神戸大学名誉教授
田中央(都市)	神戸芸術工科大学芸術工学部教授
田辺重徳(市民)	神戸弁護士会会長
谷本喜一(安全)	神戸大学名誉教授
土岐憲三(安全)	京都大学工学部教授
中川大(都市)	京都大学工学部助教授
林春男(安全)	京都大学防災研究所助教授
牧里毎治(市民)	大阪府立大学社会福祉学部教授
真砂泰輔(市民)	関西学院大学法学部教授
水越敏行(市民)	関西大学総合情報学部教授
宮原秀夫(都市)	大阪大学基礎工学部教授
三輪昌子(市民)	生活評論家
村橋正武(都市)	立命館大学理工学部教授
★室崎益輝(安全)	神戸大学工学部教授
★盛岡通(市民)	大阪大学工学部教授
★安田丑作(都市)	神戸大学工学部教授
山本登(市民)	大阪市立大学名誉教授
山本康正(安全)	駒沢大学文学部教授
☆吉川和広(都市)	関西大学工学部教授
吉田順一(都市)	神戸大学経営学部教授
米山俊直(都市)	放送大学教授

2) 神戸市会議員 (6)

大西希仔二(市民)	神戸市会議員
荻阪伸秀(安全)	神戸市会議員
寺坂光夫(市民)	神戸市会議員
平野昌司(都市)	神戸市会議員
堀之内照子(都市)	神戸市会議員
前島浩一(安全)	神戸市会議員

3) 民間各種団体の代表者等 (43)

○住民代表等(25)	
浅木隆子(都市)	中央区区民まちづくり会議委員
砂金寅夫(市民)	神戸市精神薄弱者育成会会長
岩田文子(市民)	市政アドバイザー
大杉昭三(市民)	神戸市身体障害者福祉団体連合会会長
柏木保夫(都市)	北区区民まちづくり会議座長
糟谷日出男(安全)	神戸市自治会連絡協議会会長
金鐘海(安全)	市政アドバイザー
草地賢一(市民)	㈱PHD協合理事
小石恵子(市民)	市政アドバイザー
妹尾美智子(都市)	神戸市婦人団体協議会専務理事
泰井綏子(安全)	生活協同組合コープこうべ理事
高嶋平介(都市)	東灘区区民まちづくり会議委員
武川恒二(市民)	西区区民まちづくり会議座長
田中喜三雄(市民)	神戸市老人クラブ連合会理事長
谷口正博(市民)	兵庫区区民まちづくり会議委員
當谷正幸(安全)	神戸市PTA協議会会長
中山辰己(市民)	神戸市同和促進協議会会長
橋本義信(安全)	灘区区民まちづくり会議座長
平林照夫(市民)	部落解放同盟神戸市連絡協議会事務局長
堀口東四郎(安全)	垂水区区民まちづくり会議座長
三木康弘(安全)	神戸新聞社論説委員長
皆木吉泰(安全)	神戸市医師会会長
宮崎義男(安全)	長田区区民まちづくり会議座長
森元憲昭(市民)	兵庫県部落解放運動連合会神戸市協議会書記長
山本末美(市民)	須磨区区民まちづくり会議座長
○経済界代表(12)	
砂野耕一(都市)	(株)神戸経済同友会代表幹事
石光輝男(都市)	(株)神戸貿易協会会長
今井和男(安全)	神戸市西農業協同組合代表理事組合長
大島孝(都市)	(株)神戸市機械金属工業会会長
奥田眞(都市)	神戸市観光・ホテル旅館協会会長
鬼塚喜八郎(都市)	(株)神戸ファッション協会会長
黒澤満(都市)	兵庫県港運協会会長
根本二郎(都市)	邦船社代表
藤本芳秀(都市)	日本ケミカルシューズ工業組合理事長

松平 奈良男(市民)	神戸市商店街連合会会長
山田 春三(安全)	神戸市水産会会長
米田 准三(都市)	神戸商工会議所副会頭
○労働界代表(6)	
石井 亮一(市民)	連合兵庫会長
石田 倫(市民)	神戸市労働組合連合会書記長
桐山 忠之(都市)	連合神戸地域協議会事務局長
塩谷 浩(安全)	連合神戸地域協議会議長
羽根田 一清(安全)	連合神戸地域協議会議長代行
峰 広幸(都市)	兵庫県労働組合総連合議長

4) 関係行政機関の職員(8)

稲垣 紘史(都市)	運輸省第三港湾建設局長
岩田 満泰(都市)	通商産業省近畿通商産業局長
大角 宏之(都市)	郵政省近畿電気通信監理局長
谷野 龍一郎(安全)	運輸省神戸海運監理部長
辻 寛(市民)	兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部長
戸恒 東人(都市)	大蔵省神戸税関長
西 繁一(安全)	兵庫県警察神戸市警察部長
脇 雅史(都市)	建設省近畿地方建設局長

5) 神戸市職員(3)

田 淵 榮次(市民)	神戸市助役
緒 方 学(都市)	神戸市助役
小 川 卓海(安全)	神戸市助役
以上、委員100名	

なお、上記の委員名簿は、平成7年6月現在(答申時点)におけるものである。
 ・○印は会長、○印は副会長、☆印は委員長、★は副委員長を示す。
 ・(市民)、(都市)、(安全)は、市民生活小委員会、都市活力小委員会、安全都市小委員会の所属を示す。

*委員の異動

(前) 上井 三郎 平成7年6月12日委嘱解除
 (後) 前島 浩一 神戸市議員

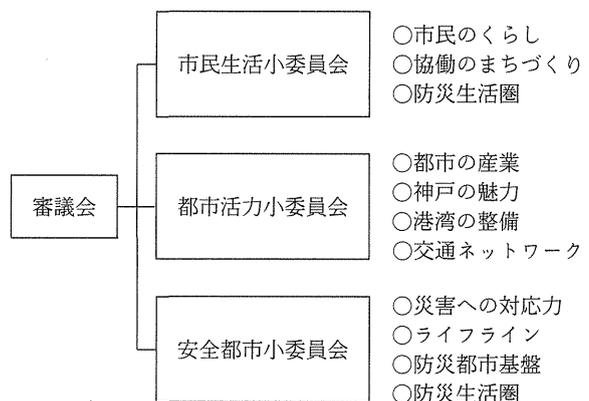
(前) 橋 暉一 平成7年6月12日委嘱解除
 (後) 堀之内 照子 神戸市議員

(前) 有村 正意 平成7年6月26日委嘱解除
 (後) 大角 宏之 郵政省近畿電気通信監理局長

(前) 橋本 鋼太郎 平成7年6月26日委嘱解除
 (後) 脇 雅史 建設省近畿地方建設局長

(2) 神戸市復興計画審議会組織

(審議の範囲)



(3) 復興計画審議会・小委員会の検討経緯

会議名	開催日	審議内容
第1回審議会	4月22日/13:30~	○諮問 ○策定の趣旨・審議会運営方針 ○復興計画ガイドラインの説明・討議、復興計画に係るアンケートの配付
第1回市民生活小委員会	4月27日/10:00~	○復興計画ガイドラインの説明・討議 ○復興計画に盛り込むべき内容の検討
第1回都市活力小委員会	4月28日/10:00~	
第1回安全都市小委員会	4月25日/13:30~	
第2回審議会	5月26日/13:30~	○復興計画(案)についての審議/第1章~第3章
第2回市民生活小委員会	5月31日/10:00~	○復興計画(案)についての審議/第1章~第3章
第2回都市活力小委員会	5月29日/14:00~	
第2回安全都市小委員会	5月30日/13:30~	
第3回市民生活小委員会	6月19日/10:00~	○復興計画(案)についての審議/第4章~第6章
第3回都市活力小委員会	6月17日/14:00~	
第3回安全都市小委員会	6月16日/13:30~	
第3回審議会	6月26日/13:30~	○答申書(案)について

資料10 神戸市復興計画検討委員会

(1) 神戸市復興計画検討委員会名簿

〔学識経験者27名〕

(敬称略・五十音順、平成7年3月27日現在)

青山英康	岡山大学医学部教授
○伊賀隆	流通科学大学商学部長
今井鎮雄	神戸YMCA顧問
加藤恵正	神戸商科大学商経学部助教授
紙野桂人	大阪大学工学部教授
河田恵昭	京都大学防災研究所教授
櫻井春輔	神戸大学工学部教授
品田充儀	神戸市外国語大学助教授
高井広行	近畿大学工学部教授
高田至郎	神戸大学工学部教授
高田光雄	京都大学工学部助教授
田中國夫	追手門学院大学文学部教授
○田中茂	神戸大学名誉教授
中川大	京都大学工学部助教授
◎新野幸次郎	神戸大学名誉教授
林春男	京都大学防災研究所助教授
牧里每治	大阪府立大学社会福祉学部助教授
真砂泰輔	関西学院大学法学部教授
宮原秀夫	大阪大学基礎工学部教授
三輪昌子	生活評論家
☆室崎益輝	神戸大学工学部教授
☆盛岡通	大阪大学工学部教授
☆安田丑作	神戸大学工学部教授
山本登	大阪市立大学名誉教授
吉川和広	関西大学工学部教授
吉田順一	流通科学大学商学部助教授
米山俊直	放送大学教授

〔神戸市職員〕

山下彰啓	神戸市震災復興本部総括局長兼企画調整局長
------	----------------------

◎印は委員長、○印は副委員長、☆印は各分科会の主務を示す。

(2) 神戸市復興計画検討委員会・分科会委員名簿

1) 都市基盤検討分科会

(敬称略・五十音順、平成7年3月27日現在)

加藤恵正	神戸商科大学商経学部助教授
河田恵昭	京都大学防災研究所教授
高田光雄	京都大学工学部助教授
中川大	京都大学工学部助教授
室崎益輝	神戸大学工学部教授
◎安田丑作	神戸大学工学部教授
吉田順一	流通科学大学商学部助教授

2) 市民生活検討分科会

品田充儀	神戸市外国語大学助教授
高井広行	近畿大学工学部教授
高田至郎	神戸大学工学部教授
林春男	京都大学防災研究所助教授
牧里每治	大阪府立大学社会福祉学部助教授
宮原秀夫	大阪大学基礎工学部教授
◎盛岡通	大阪大学工学部教授

3) 安全都市基準検討分科会

加藤恵正	神戸商科大学商経学部助教授
高田至郎	神戸大学工学部教授
林春男	京都大学防災研究所助教授
宮原秀夫	大阪大学基礎工学部教授
◎室崎益輝	神戸大学工学部教授
盛岡通	大阪大学工学部教授
安田丑作	神戸大学工学部教授

◎印は主務

(3) 検討委員会・分科会の検討経緯

〔日程・検討項目〕

第1回委員会

- 2月7日 ・策定の考え方について
- ・今後の進め方について
- ・分科会の設置

①都市基盤検討分科会

- 第1回 2月10日 ・都市構造
- 第2回 2月18日 ・交通ネットワーク
- 第3回 2月25日 ・防災都市基盤
- ・住宅・住環境
- 第4回 3月7日 ・産業基盤、商工業の振興
- ・都市景観、都市文化の再生

②市民生活検討分科会

- 第1回 2月9日 ・緊急対応体制
- 第2回 2月14日 ・情報ネットワーク
- ・広域都市間協力
- 第3回 2月27日 ・ライフラインの強化
- ・コミュニティ、ボランティア
- 第4回 3月9日 ・ライフラインの強化
- ・コミュニティ、ボランティア

③安全都市基準検討分科会

- 第1回 3月5日 ・復興計画・ガイドラインの構成
- ・安全都市基準の考え方
- 第2回 3月14日 ・安全都市基準の内容
- (防災生活圏、防災都市基盤、防災マネージメント)

④合同分科会

- 3月18日 ・ガイドライン、安全都市基準について
- 第2回委員会
- 3月22日 ・ガイドライン、安全都市基準について
- 第3回委員会
- 3月27日 ・ガイドライン、安全都市基準について

資料11 (財) 阪神・淡路大震災復興基金事業一覧 (平成11年度)

区分	事業名	事業の概要
住 宅 対 策	1 災害復興準公営住宅建設支援事業補助	特定優良賃貸住宅制度を活用する土地所有者等への助成
	2 特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助	特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅制度を活用する土地所有者等への助成
	3 被災者住宅購入支援事業補助	住宅購入資金借入金に対する利子補給等
	4 被災者住宅再建支援事業補助	住宅建設資金借入金に対する利子補給等
	5 民間住宅共同化支援利子補給	共同住宅建設資金借入金に対する利子補給
	6 被災マンション建替支援利子補給	マンション再建資金借入金に対する利子補給
	7 被災マンション共用部分補修支援利子補給	補修額が高額となる分譲マンションの共用部分補修費借入金に対する利子補給
	8 住宅債務償還特別対策	住宅を再建又は購入する者の既存住宅ローンに対する利子補給等
	9 県・市町単独住宅融資利子補給	県・市単独住宅融資に対する利子補給
	10 被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給	被災者向けファミリー賃貸住宅融資利子補給
	11 学生寄宿舎建設促進利子補給	学生寄宿舎建設資金借入金の利子補給
	12 総合住宅相談所設置運営事業補助	住宅建築総合相談所設置・運営費補助
	13 復興まちづくり支援事業補助	復興まちづくりセンター運営費補助
	14 宅地防災工事融資利子補給	宅地防災工事資金借入金に対する利子補給
	15 被災宅地二次災害防止対策事業補助	融資を受けられない被災者に対する宅地の応急復旧工事費補助
	16 大規模住宅補修利子補給	住宅補修資金借入金に対する利子補給
	17 高齢者特別融資(不動産活用型)利子補給	市町が創設する高齢者特別融資(不動産活用型)の借入者に対する利子補給
	18 定期借地権方式による住宅再建支援事業補助	定期借地権方式による住宅等の再建に対する補助
	19 民間賃貸住宅家賃負担軽減事業補助	民間賃貸住宅に入居する中低所得の被災者の家賃に対する補助
	20 生活福祉資金貸付金利子補給等	恒久住宅への移転のための生活福祉資金利用者への利子補給等
	21 復興土地区画整理事業等融資利子補給	復興土地区画整理事業及び復興市街地再開発事業により清算金を支払うこととなる権利者の資金調達に対する利子補給
	22 小規模共同建替等事業補助	小規模な共同建替、協調建替等への補助
	23 被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設費補助	コレクティブ・ハウジング等の建設に際し、協同居住空間の整備費の一部を補助
	24 隣地買増し宅地規模拡大利子補給	宅地が狭小なため隣接地を購入する資金に対する利子補給
	25 景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助	まちなみ形成上重要な建築物等の外観的復元、施設整備等に対する補助
	26 高齢者住宅再建支援事業補助	高齢のため融資等が受けられずに自己資金で住宅再建をした被災者を支援
	27 災害公営住宅入居予定者事前交流事業補助	災害公営住宅の入居予定者の事前交流事業に対する補助
	28 被災宅地二次災害防止緊急助成	未復旧の被災宅地の二次災害防止のための復旧事業に補助
	29 公営住宅入居待機者支援事業補助	災害復興公営住宅等への入居までの間、一時的に入居できる住宅を提供する事業に補助
	30 災害復興グループハウス整備事業補助	災害復興グループハウス整備事業を補助
	31 持家再建住宅等入居待機者支援事業補助	持家再建予定者等が、持家等に入居できるようになるまでの間、一時的に入居する住宅の家賃負担を軽減する事業に補助
	32 公営住宅特別交換(暫定入居)支援事業補助	公営住宅の暫定入居制度を推進するための支援
	(32事業)	

区分	事業名	事業の概要
産 業 対 策	1 政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給	政府系中小企業金融機関からの借入金に対する利子補給
	2 緊急災害復旧資金利子補給(受付終了)	県・神戸市の緊急特別資金の借入金に対する利子補給
	3 環境衛生金融公庫融資利子補給	環境衛生金融公庫からの借入金に対する利子補給
	4 環境事業団融資利子補給	環境事業団からの借入金に対する利子補給
	5 農林漁業関係制度資金利子補給	農林漁業制度資金の借入金に対する利子補給
	6 港湾運送事業者等復興支援利子補給(受付終了)	港湾運送及び海上コンテナ輸送事業者に係る経済変動対策資金融資の利子補給
	7 民有海岸保全施設復旧融資利子補給	民有海岸保全施設の復旧事業に係る日本開発銀行融資の利子補給
	8 地域産業活性化支援事業補助	被災中小企業団体の販路開拓事業に対する補助
	9 産業復興ベンチャーキャピタル制度	新たに事業を興す中小企業者に対する長期的な助成
	10 被災者雇用奨励金	被災労働者を新たに雇用した企業に対する奨励金
	11 新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業	新産業構造拠点地区で新規成長事業を行う者に対する立地支援
	12 新産業構造拠点地区企業進出賃料補助	新産業構造拠点地区に進出する新規成長産業分野の企業等に対し賃料を補助
	13 新産業構造拠点地区中核施設建設費補助・利子補給	中核的な施設に対する建設費補助、利子補給
	14 商店街・小売市場復興イベント開催事業補助	商店街・小売市場が開催する復興イベントに対し、経費の一部を補助
	15 震災復興高度化促進事業補助	商店街・小売市場が作成する高度化事業計画書の作成費の一部を補助
	16 商店街・小売市場共同施設建設費補助	商店街・小売市場が建設する共同施設の建設費の一部を補助
	17 小規模製造企業復興推進事業補助	経営基盤の脆弱な小規模企業が共同で取り組む自立復興事業に対する助成
	18 事業再開等支援資金利子補給	県、神戸市の事業再開等支援資金からの借入金に対する利子補給
	19 本格復興促進支援利子補給	本格復興のための県、神戸市の制度融資からの借入金に対する利子補給
	20 被災商店街コミュニティ形成支援事業補助	被災商店街等のコミュニティ空間形成等の共同事業に対する補助
	21 店舗共同化促進利子補給	災害復旧高度化事業に実施のための合意形成を促進するための支援
	22 被災商店街空き店舗等活用支援事業	空き店舗等を活用したイメージアップの事業や新規開業者誘致事業に対する補助
	23 共同店舗実地研修支援事業	共同店舗を導入のためのストア・マネージャーによる実地研修等に要する経費の補助
	24 小規模事業者事業再開支援事業補助	事業再開に要する店舗・事業所等の賃借経費の補助
	(24事業)	

区分	事業名	事業の概要
生活 対 策	1 「こころのケアセンター」運営事業補助	「こころのケアセンター」の運営費補助
	2 災害復興ボランティア活動補助	被災者の避難生活、自立を支援するボランティアグループに対する補助
	3 元気アップ自立活動補助	復興に向けて自主活動実施グループへの補助
	4 フェニックスステーション設置運営費等補助	地域ネットワークのコアづくり事業への補助
	5 被災地域コミュニティプラザ設置運営補助	50戸以上の集合住宅等に建設する「コミュニティプラザ」の建設・運営費に対する助成
	6 私道災害復旧費補助	私道復旧事業への補助
	7 民間防犯灯復旧費補助	自治会等が管理する防犯灯の復旧補助
	8 医療関係施設復興融資利子補給	社会福祉・医療事業団からの借入金に対する利子補給
	9 生活復興資金貸付金利子補給等	県が行う生活復興資金貸付金に対する利子補給等
	10 「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助	「生活復興県民ネット」の設置・運営及び関連事業への補助
	11 復興地域コミュニティ拠点設置事業補助	自治組織等が行う集会所等の仮設の地域コミュニティの推進拠点整備費への補助
	12 住宅再建型宅地整備事業補助	住宅等の再建時の私道の整備費補助
	13 被災地しごと開発事業補助	社会的貢献度の高い仕事の実施に伴う軽易な業務を新しい就労機会として提供
	14 被災地求職者特別訓練事業補助	特別訓練の実施、訓練生に対する訓練手当の支給
	15 生活復興相談員設置事業補助	「生活復興相談員」の設置補助
	16 いきいきライフサポート事業補助	「情報サポーター」の設置補助
	17 アルコールリハビリテーション事業補助	アルコールリハビリテーション支援ホームに対する補助
	18 いきがい「しごと」づくり事業補助	被災高齢者等にしごとの場・機会を提供する事業に対する経費の一部補助
	19 コミュニティプラザ医療相談事業補助	医師による医療相談の実施
	20 生活支援マネジメントシステム事業補助	被災者の生活復興を支援するマネジメントシステムに対する一部補助
	21 健康アドバイザー設置事業補助	被災者の健康状態をチェックする健康アドバイザー設置経費への補助
	22 災害復興公営住宅等空家入居者支援事業	公営住宅空家に入居する被災者に浴槽・風呂釜を貸与する事業への補助
	23 被災者自立支援金	被災者の自立再建を支援するための支援金を支給
	(23事業)	

区分	事業名	事業の概要
教育 対 策	1 私立学校復興支援利子補給	私学振興財団からの借入金に対する利子補給
	2 文化財修理費助成事業補助	指定文化財の復旧に対する助成
	3 歴史的建造物修理費補助	被災した歴史的建造物等修理費の補助
	4 私立登録博物館修理費補助	私立登録博物館の復旧費補助
	5 被災地芸術文化活動補助	被災地の芸術文化団体等の活動に対する補助
	(5事業)	

区分	事業名	事業の概要
その他	1 震災周年追悼・記念行事関連復興事業補助	震災犠牲者の追悼又は復興記念事業として実施される文化復興等の事業に対する補助
	2 被災者自立復興支援事業(復興支援館管理運営)	復興支援館において行う、被災者の自立復興のための情報提供等の事業
	3 震災復興広報強化事業	新聞、テレビ番組等による総合的・一体的な広報の展開
	(3事業)	

全体	(87事業)	
----	--------	--

資料12 市民のすまい再生懇談会

1. 設置の趣旨

神戸市全体の復興計画については、神戸市復興計画審議会において審議され、「神戸市復興計画」が答申された。この復興計画のなかで、第一に位置づけられている市民のすまい再生を果たすため、ハード面だけに限らず、家賃対策、高齢者のケアの問題、コミュニティなどのソフト面、特に仮設住宅から恒久住宅への移行や、仮設住宅で生活する被災市民への支援等、被災市民の生活面からの視点にたち、緊急に解決すべき課題について議論し、具体策、方向を提言していくことを目的に、平成8年6月5日に「市民のすまい再生懇談会」を設置した。平成11年3月9日の第11回懇談会の開催をもって終了した。

2. 懇談会の展開

懇談会では、仮設住宅の住民やボランティアなどの生の声を聞きながら、諸問題を議論し、最終回となる第11回まで懇談会を開催し、行政への適宜、適切な助言を行った。

3. 懇談会のメンバー構成

懇談会は住宅・福祉に関する学識経験者、仮設住宅入居者代表、住民組織等の代表、ボランティア代表等16名で構成した（座長：堯天義久・神戸大学名誉教授）。

行政は関係局長及び代表区長が参与として参画し、関係局・区の部・課長級が幹事会を構成した。

4. 懇談会の提言・実施策

	提 言	施 策
第1回 平成8年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮設住宅関係者による話し合いの場を設けること ② 市民のニーズにあった恒久住宅の供給と民間住宅復興への支援 ③ 恒久住宅の情報提供の工夫 ④ 市外仮設住宅から市内への呼び戻し ⑤ 懇談会の提言を市役所の全庁的取り組みへ取り入れること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民交流会で出た意見をすまい懇にフィードバック ② 神戸のすまい復興プランのとおり、公営住宅の供給増と家賃低減が実現 ③ 生活支援アドバイザー制度の発足 ④ 市外仮設から市内仮設への住み替え実施 ⑤ 「すまいの再生推進委員会」の発足
第2回 平成8年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅供給にあたって工夫と共に、わかりやすい情報提供を行うこと ② 恒久住宅へ転居した人が早く住み慣れるように工夫すること ③ 恒久住宅へ入居するまでの間、仮設住宅で安心して住める配慮をすること ④ 民間住宅再建について、様々な方法、復興基金の拡充を含め支援手段を研究・促進すること ⑤ 義援金の適切かつ早期配分を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅供給マップ、応募のてびき等の作成、募集相談会の開催 ② ふれあいのまちづくり事業の拡充 ③ 生活支援アドバイザーによる生活再建支援 ④ 民間住宅再建支援策の拡充、民間賃貸住宅家賃補助の実施 ⑤ 生活支援金（第3次義援金）の配分実施
第3回 平成8年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ① 生きがいのあるまちづくりを目指し、地域コミュニティの育成とボランティア活動への支援を行うこと ② 恒久住宅に移転後も高齢者等が安心して暮らせるような配慮をすること ③ 福祉サービスの拡充とともに、わかりやすい情報の提供に努めること ④ 介護を要する高齢者・障害者のための施設の整備に積極的に取り組むこと ⑤ 恒久住宅移転後の健康づくりの支援を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ① 一人暮らし要援護者に対する地域見守り活動の拡大、電話による安否確認の拡充、ふれあいのまちづくり事業の拡充 ② 神戸の住宅設計基準によるバリアフリー化、シルバーハウジングの積極的推進、コレクティブハウジングの実施 ③ 24時間ホームヘルプサービスの拡充、痴呆性老人を対象にした毎日型デイサービスの拡充 ④ 特別養護老人ホーム・老人保健施設の建設推進、療養型病床群への転換促進 ⑤ 単身入居者の健康調査・緊急安否確認の実施、訪問健康調査の実施

	提 言	施 策
第6回 平成9年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ① 9年度予算を着実に実行することによって生活再建を促進すること ② 新・旧住民の交流支援事業を全市的に行うこと ③ 一元募集にあたり、さらにわかりやすい住宅の情報提供を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ① 元気アップガイドの作成、民間賃貸住宅家賃助成制度の拡充、民間借上公営住宅の増 ② 元気アップ神戸市民運動の展開、恒久住宅生活支援プロジェクトチームの発足、高齢世帯支援員の派遣 ③ コレクティブハウジングの説明会の実施、バス見学会の実施、市外・県外相談会及び個別訪問相談の実施
第7回 平成9年6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ① 恒久住宅へ移行が進むなかで、仮設住宅の生活環境対策を充分に行うこと ② 恒久住宅への移転促進に向け、さらに魅力アップや情報提供に努めること ③ 恒久住宅へ移転後も、仮設住宅での支援を生かした対応を推進すること ④ 基金制度を検証し、被災者の実態に応じた事業拡充について検討すること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健婦、健康アドバイザー等による巡回健康相談の実施、団地内移転への支援 ② ウェルカム運動の展開、復興基金による公営住宅の風呂への設置補助、シルバーハイツの一定の高齢者枠の設定 ③ 元気アップ市民運動の展開、恒久住宅生活支援プロジェクトチームの発足、ふれあいハローワーク事業の実施 ④ 被災中・高齢恒久住宅自立支援制度等復興基金活用の拡充
第9回 平成10年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮設住宅から恒久住宅への早期移行に向けた支援に取り組むこと ② 仮設住宅及び恒久住宅におけるコミュニティ支援をさらに推進すること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 10年4月募集及び特別あっせん登録募集の実施 ② HAT神戸での生活情報相談コーナーの設置、引っ越し支援ボランティアによる入居支援、要援護世帯等の見守り、ふれあい行事の開催等コミュニティ支援を実施
第10回 平成10年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅に困窮している被災者全般ニーズに対応すること ② 仮設住宅から恒久住宅移行への必要な支援策に一層精力的に取り組むこと ③ 恒久住宅移行後も必要な生活支援策に取り組むこと ④ 広報に工夫すること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 秋の公営住宅募集（10月募集）から、市営・県営とも仮設住宅入居者の優先をなくし、被災者優先枠とした ② 公営住宅の個別斡旋会の実施、公営住宅の特別交換の実施 ③ 平成11年度予算に恒久住宅移行後の各種支援策を反映した。 ④ 仮設住宅の入居状況について毎月資料提供することとした。 神戸市のホームページを充実させた。
第11回 平成11年3月9日	<ul style="list-style-type: none"> ① 雇用・経済の活性化策や生活再建支援策の着実な実行により、恒久住宅移行後も適切な被災者支援に努めること ② 何らかの理由で応急仮設住宅に残っている方についても、個々のケースに応じて、自立のためのきめ細やかな支援に努めること ③ 神戸市が予定している震災からの復興過程の検証にあたって、市民の生活面からの検証も行うこと。その際、単に元の生活に戻るということではなく、震災からの復興過程で市民の生活や意識がどのように変化したか、教訓は何かなどを検証するとともに、21世紀を個人が主体的に、生きがいをもって生活していくことが出来るための課題は何であるかを明らかにすること ④ 上記の検証を経て、教訓を今後起こりうる災害への対応に生かせるよう努めるとともに、21世紀を見据えた市民の生活充実への支援を協力に進めていくこと 	<ul style="list-style-type: none"> ② 自立困難な仮設入居者の自立支援策を個々に検討する神戸市自立支援委員会の設置（H11.7.1） ③④ 神戸市震災復興総括・検証研究会が平成11年6月4日に設置され、生活再建、安全都市、住宅・都市再建、経済・港湾再建の4部門で総括・検証を行うこととし、その中の生活再建部門では、生活再建の視点から、市民との協働により総括・検証を行っている。

※ 第4回は視察。第5回、第8回は提言なし。

資料13 兵庫県営住宅(震災以降新規供給分)

(H11. 6. 30)

団地名	所在地	供給戸数	完成	備考
魚崎南高層住宅	東灘区 魚崎南町 5	130	H9.9	
住吉台鉄筋住宅	東灘区 住吉台	20	H9.3	再建
岩屋北町高層住宅	灘 区 岩屋北町 4	64	H9.11	
灘の浜高層住宅	灘 区 摩耶海岸通 2	286	H10.3	買取
大倉山高層住宅	中央区 下山手通 7	510	H10.3	買取
大日高層住宅	中央区 大日通 1	105	H9.3	再建
脇の浜高層住宅	中央区 脇浜海岸通 3	253	H11.3	
南本町高層住宅	中央区 南本町通 4	75	H9.12	
明和高層住宅	兵庫区 明和通 2	226	H9.3	
西尻池高層住宅	長田区 西尻池 1	116	H10.3	
片山高層住宅	長田区 片山町 1	6	H9.3	
白川台東高層住宅	須磨区 白川台 4	89	H10.3	買取
小東山高層住宅	垂水区 多聞町字小東山	144	H10.3	買取
明石舞子北鉄筋住宅	垂水区 神陵台 6	50	H9.3	再建
鹿の子高層住宅	北 区 鹿の子台南町 6	150	H10.3	買取
玉津今津高層住宅	西 区 玉津町今津	112	H10.3	買取
木幡鉄筋住宅	西 区 押部谷町木幡	33	H8.6	
伊川谷第2高層住宅	西 区 伊川谷町有瀬	290	H10.3	買取
計		2,659		

資料14 兵庫県特定優良賃貸住宅(震災後着工)

(H11. 6. 30)

団地名	所在地	供給戸数	完成	備考
メルローズ本山	東灘区 本山中町 2	15	H10.2	
ティエーム御影	東灘区 御影塚町 2	5	H9.9	
ロイヤルコート本山	東灘区 本山中町 2	15	H10.2	
リヴェール御影	東灘区 住吉宮町 6	28	H10.4	
フォリア岡本	東灘区 岡本 8	27	H9.12	
キャロル御影	東灘区 御影中町 8	9	H9.7	
シャローム御影	東灘区 御影町御影字篠ノ坪	20	H10.7	
摩耶コート壺番館	灘 区 都通 2	55	H10.8	
フレンド灘北	灘 区 灘北通 3	6	H9.6	
グランフォレスト六甲	灘 区 神前町 1	17	H10.3	
ボッシュケ篠原	灘 区 篠原南町 3	11	H10.3	
モナハイツ筒井	中央区 筒井町 3	6	H10.3	
カルム湊川	兵庫区 下沢通 2	23	H9.7	
エトワール門口	兵庫区 門口町 4	27	H10.3	
ホロン・コート神戸	兵庫区 塚本通 1	16	H10.3	
サンハイツ東山	兵庫区 東山町 1	30	H10.3	
コンセール中道	兵庫区 中道通 8	28	H10.3	
ヴィヴァーチェ長田	長田区 若松町 8	6	H10.2	
トラストコート戸崎	長田区 戸崎通 2	12	H10.3	
アネシス岡本	垂水区 名谷町字向井畑	14	H9.7	
パークアベニュー南五葉	北 区 南五葉 5	24	H9.10	
サングリーンハイツ	西 区 玉津町居住	35	H9.10	
ヴァンベール芦屋	東灘区 深江南町 1	9	H9.4	
ロッソ王子	灘 区 灘北通 6	6	H9.12	
計		444		

資料15 阪神間代替バスの運行

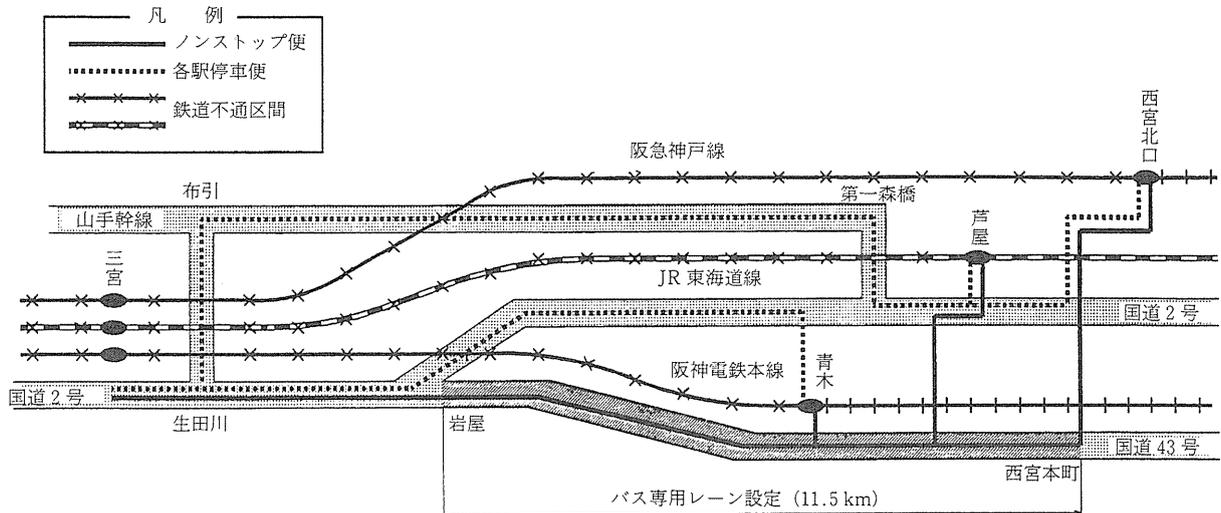
阪神間代替バスの実施状況（1月28日時点）

路線	ノンストップ便			各駅停車便		
	阪 急	JR西日本	阪神電鉄	阪 急	JR西日本	阪神電鉄
路線	西宮北口 ～43号 ～2号 ～三宮	芦屋 ～2号 ～43号 ～2号 ～三宮	青木 ～43号 ～2号 ～三宮	西宮北口 ～2号 ～山手幹線 ～2号 ～三宮	芦屋 ～2号 山手幹線 ～2号 ～三宮	青木 ～2号 ～三宮
キロ程	17.0km	12.7km	9.0km	18.0km	13.5km	9.0km
運転間隔（目安）	3分 10分	3分 5分	3分 10分	10分 20分	5分 10分	10分 10分
便数	約165便	約430便	約340便	約110便	約160便	約190便
台数	55両	60両	27両	35両	23両	14両
所要時間（見込み）	80分	60分	40分	110分	80分	60分

合 計
⇒ 約1,395便
⇒ 214両

（注）運転間隔の欄の上段は7：00～9：00、18：00～21：00を、下段はそれ以外の時間帯を表わす。

阪神間代替バス運行経路（1月28日時点）



（出所：「よみがえる鉄路」阪神・淡路大震災復興記録編纂委員会編、H8.3.29）

資料16 神戸市震災復興緊急整備条例

神戸市震災復興緊急整備条例（平成7年2月16日神戸市条例第43号）

（目的）

第1条 この条例は、震災復興事業としての市街地と住宅との緊急整備を円滑に推進することにより、災害に強い活力のある市街地の形成及び良好な住宅の供給を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の例による。

2 この条例において「建築物等」とは、建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「震災復興事業」とは、兵庫県南部地震により甚大な被害を被った市街地及び住宅を復興するために行われる事業をいう。

（復興の理念）

第3条 市長、市民及び事業者は、市街地の復興に当たっては、震災の教訓を生かした、災害に強い街づくりの形成を協働して行うように努めなければならない。

（市長の責務）

第4条 市長は、市街地及び住宅の復興に関する計画を速やかに策定し、これを市民及び事業者に広く公表するとともに、震災復興事業を推進し、その他必要な施策を講じる責務を有する。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民及び事業者は、市街地及び住宅の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力する責務を有する。

（事業者への要請）

第6条 市長は、必要に応じて震災復興事業にかかわる事業者に対し、当該事業の推進を要請することができる。

（促進区域等の指定等）

第7条 市長は、震災復興事業等との整合性を図りつつ、甚大な被害を被った市街地のうち、災害に強い街づくりを進める必要性のある区域を震災復興促進区域（以下「促進区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、促進区域のうち、建築物の集中的倒壊及び面的焼失その他の甚大な被害を被った地域であり、かつ、災害に強い街づくりの観点から特に緊急的及び重点的に都市機能の再生、住宅の供給、都市基盤の整備その他の市街地整備を促進すべき地域を、整備目標を定めることにより、重点復興地域（以下「復興地域」という。）として指定することができる。

3 市長は、第1項の規定により促進区域の指定又は前項の規定により復興地域の指定をしたときは、その旨を告示する。

（促進区域等の指定の変更）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の促進区域の指定又は同条第2項の復興地域の指定を変更することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により同条第1項又は第2項の指定を変更する場合について準用する。

（建築の届出）

第9条 促進区域内において建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、建築物等の建築の内容を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等の建築については、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体等が震災復興事業として行う建築物等の建築

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物等の建築

(3) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類するもので、階数が2以下であり、かつ、地階を有しない建築物等の建築（復興地域内のものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等の建築

（情報の提供及び協議）

第10条 市長は、前条の届出があった場合においては、当該届出に係る建築主に対し、災害に強い街づくりに関する情報を提供し、及び当該届出に係る建築主と当該届出に関する協議を行うことができる。

（施行細目の委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、この条例の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失う。

資料17 震災前の市街地整備事業

(1) 土地区画整理事業

番号	施行者	目的	地区名	施行面積	区域決定	事業計画決定	換地処分
1	神戸市長	戦災復興	本庄	137.0ha	S 21. 8.16 S 24. 3.31	S 22. 8. 1 S 30. 3.31	S 31.10.20
2	神戸市長	戦災復興	本山	30.2ha	S 21. 9.18	S 22. 6.19	S 27. 3.31
3	神戸市長	戦災復興	魚崎	76.9ha	S 21. 8.16	S 22.10.14	S 32. 4. 1
4	神戸市長	戦災復興	住吉	75.9ha	S 21. 8.16	S 22. 3. 8	S 37. 9. 5
5	神戸市長	戦災復興	御影	109.1ha	S 21. 9.18	S 22. 9.12	S 37. 9.30
6	神戸市長	戦災復興	灘	385.1ha	S 21. 8.16	S 22.10.28	S 52. 7.26 S 52.11.15 S 61. 2.12
7	神戸市長	戦災復興	葺合	313.4ha	S 21. 8.16	S 22.12.27	H 11. 8.31
8	神戸市長	戦災復興	生田	242.8ha	S 21. 8.16	S 22.11.27	H 2. 9.26
9	神戸市長	戦災復興	兵庫	433.9ha	S 21. 8.16	S 22.10.28	S 57. 6. 1 H 5. 9. 2
10	神戸市長	戦災復興	長田	188.7ha	S 21. 8.16	S 22.12.27	S 56. 6.30
11	神戸市長	戦災復興	須磨	214.4ha	S 21. 8.16	S 22.11.27	S 54. 1.31 H 8. 4.24
12	神戸市長	都市改造	東灘浜手	40.1ha	S 31. 4. 4	S 31.10.15	S 41. 2. 1
13	神戸市長	宅地造成	東舞子	41.3ha	S 31. 4. 4	S 32. 7.17	S 35. 9.24
14	神戸市長	宅地造成	鈴蘭台	136.1ha	S 38.11.13	S 39.12.22	S 45. 3.31
15	神戸市長	宅地造成	落合	238.8ha	S 44. 3.28	S 48. 9.18	S 53. 5. 9
16	神戸市	都市改造	東灘山手	83.7ha	S 40. 3.22	S 40.11.15	
17	神戸市	都市改造	新神戸駅	27.5ha	S 42. 8.11	S 42.11.15	S 57. 8. 8
18	神戸市	都市改造	河原	21.2ha ※(6.8ha)	S 44. 5.15	S 52. 7.26	(H 3. 7. 1)
19	神戸市	都市改造	上沢	13.5ha	S 52. 3.22	S 54. 2.16	
20	神戸市	都市改造	浜山	27.7ha	H 4. 3.21	H 5. 1.27	
21	神戸市	新市街地整備	岡場	45.3ha	S 59. 1.17	S 59.12.25	
22	神戸市	新市街地整備	谷上	33.2ha	S 59.12.25	S 61.11.15	
23	神戸市	新市街地整備	道場八多	51.2ha	H 5.10.29	H 5.12.28	
24	住都公団	宅地造成	新多聞	193.4ha	S 43.12.28	S 46. 4.19	S 54. 8.30
25	住都公団	宅地造成	藤原	280.7ha	S 43.12.28	S 52. 9.29	
26	住都公団	宅地造成	北神戸第一	220.8ha	S 44. 3.14	S 54.12.13	
27	住都公団	宅地造成	北神戸第二・第三	277.1ha	S 44. 4.21 S 63. 6.21	S 58.10.11 H 1. 3.24	
28	住都公団	新市街地整備	神戸ハーバーランド	16.7ha	S 60.10. 1	S 61.11.14	H 5. 2.16
29	住都公団	新市街地整備	出合	22.0ha	S 53.10.31	S 54. 9.26	S 62. 3.20
30	住都公団	新市街地整備	田中	30.7ha	S 56.10.20	S 58.10.11	H 8. 1. 5
31	組合	宅地造成	白川	66.1ha	—	S 41. 4.20	S 45. 6.23
32	組合	宅地造成	甲南台	4.8ha	—	S 41.12.16	S 43. 5. 6
33	組合	宅地造成	下畑台	14.2ha	—	S 44. 3.17	S 56.12. 4
34	組合	宅地造成	西盛台	29.5ha	—	S 45. 5. 8	S 47.12.26
35	組合	宅地造成	多井畑東	12.5ha	S 62.10. 1	S 61. 4.10	H 4. 6.16
36	組合	新市街地整備	玉津	163.3ha	—	S 40. 4.21	S 51. 7.20
37	組合	新市街地整備	高津橋	1.8ha	—	S 46. 4.17	S 49.10.18
38	組合	新市街地整備	福吉	12.7ha	—	S 48. 5.24	S 54. 6.25
39	組合	新市街地整備	池上	116.1ha	S 50. 1. 7	S 50. 2.10	S 62. 2. 7
40	組合	新市街地整備	北別府	51.8ha	S 50. 1. 7	S 50. 2.10	S 59. 5. 1
41	組合	新市街地整備	岩岡	93.2ha	S 50. 1. 7	S 50. 2.10	S 62. 2.21
42	組合	新市街地整備	池上北	22.9ha	S 53.10.31	S 54. 1.13	S 60. 6. 1
43	組合	新市街地整備	福吉第二	1.6ha	—	S 56. 7. 2	S 57. 2.22
44	組合	新市街地整備	岩岡南	17.4ha	H 1.10. 5	H 2. 2.10	H 9. 6.11
45	組合	新市街地整備	水谷第一	2.6ha	—	H 2.10. 5	H 6. 6.10
46	組合	新市街地整備	二ツ屋	18.3ha	H 2.12. 1	H 3. 2.19	
47	組合	新市街地整備	小山	16.8ha	H 4.12.15	H 5. 2.19	
48	組合	新市街地整備	白水	32.5ha	H 5. 5.25	H 5. 8. 2	
49	組合	新市街地整備	高津橋高町	3.1ha	—	H 5.12.22	H 10. 2.19
50	組合	新市街地整備	前開	17.5ha	H 5. 5.25	H 6. 2.10	
51	個人	宅地造成	鴨子ヶ原第一	5.1ha	—	S 31.10.22	S 33. 4.14

※ () 内は河原地区内数

番号	施行者	目的	地区名	施行面積	区域決定	事業計画決定	換地処分
52	個人	宅地造成	鴨子ヶ原第二	6.3ha	—	S31.10.22	S33. 4.14
53	個人	宅地造成	鴨子ヶ原第三	4.5ha	—	S33. 8.23	S33.10. 7
54	個人	宅地造成	一ツ鎌山	1.9ha	—	S39. 9.21	S39.11.17
55	個人	宅地造成	多聞	45.2ha	—	S39. 2.27	S40. 9.29
56	個人	宅地造成	西舞子	18.9ha	—	S40. 5.12	S40.12. 9
57	個人	宅地造成	積水ハウス多聞	19.8ha	—	S45. 3.31	S48. 9.25
58	個人	宅地造成	住友北鈴蘭台第一	38.8ha	—	S45. 6. 8	H 7.12.12
59	個人	宅地造成	住友北鈴蘭台第二	30.8ha	—	S48.11.30	S52. 4.14
60	個人	宅地造成	明石舞子北	16.8ha	—	S46. 3.22	S46. 6.11
61	個人	宅地造成	日生鈴蘭台	67.4ha	—	S46.12.28	S53. 5.25
62	個人	宅地造成	日生鈴蘭台第二	3.3ha	—	S57.12.16	S59. 7.24
63	個人	宅地造成	日生鈴蘭台第三	21.5ha	—	S57. 7.16	S61. 3. 4
64	個人	宅地造成	日生鈴蘭台第四	6.9ha	—	S58. 4. 1	S59. 7.24
65	個人	宅地造成	日生鈴蘭台第五	4.5ha	—	S63. 3. 1	H 1. 6.30
66	個人	宅地造成	日生鈴蘭台第六	1.1ha	—	H 3. 3. 5	H 4. 5.20
67	個人	宅地造成	山の街ニュータウン	158.1ha	—	S57. 7.16	H 3. 6.17
68	個人	宅地造成	赤羽	13.4ha	—	S58. 7.28	H 2. 3.26
69	個人	新市街地整備	瀬川	0.7ha	—	S31.10.22	S33. 2.11
70	個人	新市街地整備	西山	3.3ha	—	S31.10.22	S32. 4.24

(2) 市街地再開発事業（公共団体施行）

番号	施行者	名 称	区 域 面 積	権 利 者 数	事業年度	都市計画 決 定	事業計画 決 定
1	神戸市	六甲道駅前地区第一種市街地再開発事業	1.3ha	178	S54～S63	S54.12	S60. 1
2	神戸市	長田地区第一種市街地再開発事業	1.0ha	93	S59～H 1	S56. 3	S57.11
3	神戸市	新長田駅前地区第一種市街地再開発事業	1.5ha	91	H 2～H12	H 3. 3	H 5. 3
4	神戸市	垂水駅東地区第二種市街地再開発事業	3.2ha	391	S58～H11	S59. 3	S62. 1
5	神戸市	垂水駅西地区第二種市街地再開発事業	2.0ha	208	S58～H11	S59. 3	H 3. 3
6	神戸市	舞子駅前地区第一種市街地再開発事業	0.7ha	90	H 3～H12	H 4. 3	H 8.11
7	神戸市	二葉町5丁目地区	1.7ha			H 5.11	

(3) 市街地再開発事業（組合・個人施行）

番号	施行者	名 称	区 域 面 積	権 利 者 数	事業年度	都市計画 決 定	事業計画 決 定
1	組合	森南町1丁目地区第一種市街地再開発事業	1.0ha	172	H 1～H 4	H 1. 3	H 1.10
2	組合	桜口町3丁目地区第一種市街地再開発事業	0.6ha	80	H 4～H 9	H 4. 3	H 5. 2
3	組合	旭通1丁目南地区第一種市街地再開発事業	0.7ha	73	S55～S56	S55. 3	S55. 8
4	組合	雲井通1丁目地区第一種市街地再開発事業	0.7ha	55	S60～S62	S59.12	S61. 1
5	組合	雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業	0.4ha	24	S53～S56	S53.12	S54. 3
6	組合	雲井通6丁目地区第一種市街地再開発事業	0.7ha	25	S61～H 2	S59. 1	S61. 1
7	組合	長田商店街1丁目東地区第一種市街地再開発事業	0.4ha	29	S59～H 3	S59.12	S61. 1
8	組合	板宿A地区第一種市街地再開発事業	0.7ha	54	S53～S57	S53.12	S54. 3
9	組合	三宮2丁目東地区第一種市街地再開発事業	0.3ha	36	S52～S58	S52.12	S53. 2
10	個人	板宿平田町2丁目地区第一種市街地再開発事業	0.3ha	24	S61～H 1	S59.12	S61. 6
11	個人	板宿平田町2丁目西地区第一種市街地再開発事業	0.1ha	20	S61～S63	S59.12	S61.10

(4) 市街地改造事業

番号	名 称	地 区 面 積	権 利 者 数	事業年度	都市計画 決 定	事業計画 決 定	
1	六甲地区市街地改造事業	A棟 B C棟 D棟	1.7ha	155	S43～S53	S44. 3	S44. 8
2	三宮地区市街地改造事業	第1地区 第2地区 第3地区	3.0ha	469	S41～S53	S41.11	S48.12 S44. 1 S42.11
3	大橋地区市街地改造事業	1工区 2工区 3工区	2.1ha	187	S37～S40	S37.11	S37.11 S38.11 S39. 9

(5) 防災建築街区造成事業

番号	防災建築街区名	防災建築街区造成組合名	街区面積	建築敷地面積	権利数	事業年度
1	布三	布三	1,796㎡	1,477㎡	36	S39～S42
2	相生町第1	相生町第1	2,413㎡	1,755㎡	28	S38～S40
3	元町6丁目第1	神戸元町6丁目第1	1,486㎡	1,486㎡	26	S40～S41
4	元町第4	元町4丁目第1	2,042㎡	686㎡	13	S43～S46
5	元町	栄町第1	44,122㎡	573㎡	10	S42～S43
		元町		2,187㎡	44	S42～S44
		元町1丁目第1		563㎡	22	S42～S45
		元町1丁目第2		293㎡	7	S42～S43
		元町1丁目第3		665㎡	29	S42～S44
				127㎡		S42～S45
				433㎡		S42～S46
				211㎡		S42～S48
		元町1丁目第5		328㎡	13	S42～S45
				651㎡		S42～S47
	元町2丁目第2	500㎡	20	S42～S47		
	元町駅前西口第1	1,232㎡	26	S42～S49		
6	三宮	三宮第1	15,912㎡	345㎡	42	S43～S44
				1,452㎡		S43～S44
				1,049㎡		S43～S45
				611㎡		S43～S46
		三宮第5		129㎡	21	S43～S45
				781㎡		S43～S46
		三宮第4		1,177㎡	6	S42～S51
		三宮第2		2,179㎡	40	S42～S51
三宮第3	340㎡	75	S42～S43			
7	中山手	中山手第1	14,518㎡	995㎡	34	S42～S44
				648㎡		S42～S45
		中山手第2		680㎡	36	S42～S47
				232㎡		S42～S48
		中山手第5		1,016㎡	39	S42～S44
		三角帳場		256㎡	18	S42～S43
		三角市場		1,189㎡	45	S42～S49
中山手第3	850㎡	99	S42～S50			
8	湊川第1	パークタウン協同組合	23,546㎡	2,801㎡	2	S40
		湊川第1		1,477㎡	37	S40～S41
		湊川第2		399㎡	8	S40～S41
		湊川第3		391㎡	12	S41
				4,000㎡		S41～S50
		湊川第5		119㎡	5	S41
		湊川第6		169㎡	7	S41
		湊川第7		520㎡	11	S42～S43
湊川市場	1,971㎡	70	S42～S45			
9	東山	神戸東山	3,495㎡	2,234㎡	58	S42～S43
10	湊川公園南	都市整備公社・住宅供給公社	2,200㎡	1,745㎡	2	S44～S45

(6) 住宅市街地整備総合支援事業

番号	地区名	区域面積	整備計画承認	事業内容
1	兵庫駅南	35.6ha	H 2. 3.31	従前居住者用賃貸住宅の建設、家賃対策補助 市街地住宅等整備 居住環境形成施設整備（広場） 公共施設整備（道路・下水道）
2	神戸駅周辺	58.0ha	S 60.12. 9	従前居住者用賃貸住宅の建設 市街地住宅等整備 公共施設整備（街路）
3	真陽	8.2ha	H 4. 8.25	従前居住者用賃貸住宅の建設

(7) 密集住宅市街地整備促進事業

番号	地区名	区域面積	整備計画承認	事業内容
1	深江	49.1ha	S61.12.15	建替促進（誘導建替）
2	原田・岩屋	86.9ha	S61.12.15	建替促進（共同建替） 地区公共施設整備（細街路）
3	宮本・吾妻	98.9ha	H 2. 3.31	建替促進（誘導建替）
4	西出・東出・東川崎	22.6ha	S62. 3.26	地区公共施設整備（細街路） 老朽建築物等買収除却
5	尻池北部	25.0ha	H 6. 2. 2	建替促進（個別建替）
6	浜山	25.0ha	H 4. 2.20	地区公共施設整備（道路・公園） 老朽建築物等買収除却 建替促進（共同建替）
7	真野	39.0ha	S57. 2.10	従前居住者用賃貸住宅の建設 地区公共施設整備（道路・公園） 建替促進（共同建替） 従前居住者用賃貸住宅の建設 分譲コミュニティ住宅建設
8	長田南部	63.2ha	H 4. 5.27	建替促進（誘導建替）
9	東垂水	99.2ha	S58.11.17	建替促進（共同建替等） 地区公共施設整備（道路）

資料18 震災後の市街地整備事業

(1) 土地区画整理事業

番号	施行者	目的	地区名	施行面積	区域決定	事業計画決定	換地処分
1	神戸市	震災復興	森南第一	6.7ha	H 7. 3.17	H 9. 9.25	
2	神戸市	震災復興	森南第二	4.6ha	H 7. 3.17	H10. 3. 5	
3	神戸市	震災復興	森南第三	5.4ha	H 7. 3.17		
4	神戸市	震災復興	六甲道駅北	16.1ha	H 7. 3.17	H 8.11. 6	
5	神戸市	震災復興	六甲道駅西	3.6ha	H 7. 3.17	H 8. 3.26	
6	神戸市	震災復興	松本	8.9ha	H 7. 3.17	H 8. 3.26	
7	神戸市	震災復興	御菅東	5.6ha	H 7. 3.17	H 8.11. 6	
8	神戸市	震災復興	御菅西	4.5ha	H 7. 3.17	H 9. 1.14	
9	神戸市	震災復興	新長田駅北	59.6ha	H 7. 3.17	H 8. 7. 9	
					H 8.11. 5	H 9. 3. 3	
10	神戸市	震災復興	鷹取東第一	8.5ha	H 7. 3.17	H 7.11.30	
11	神戸市	震災復興	鷹取東第二	19.7ha	H 7. 3.17	H 9. 3. 5	
					H 8.11. 5		
12	組合	震災復興	湊川町1・2丁目	1.5ha	—	H 8.11. 7	
13	組合	震災復興	神前町2丁目北	0.5ha	—	H 8.12.17	
14	神戸市	新市街地整備	東部新都心	74.7ha	H 7.12.27	H 8. 2.20	
15	組合	宅地造成	北神星和台	19.1ha	—	H 7.11.30	
16	組合	宅地造成	北区北ノ谷	17.0ha	—	H 9. 3.24	
17	組合	新市街地整備	水谷中央	15.6ha	H 6.12. 9	H 7. 5.15	
18	組合	新市街地整備	上池	2.2ha	—	H 7. 5.17	
19	組合	新市街地整備	丸塚	14.3ha	H 8. 1.16	H 7.10.26	
20	組合	新市街地整備	野手西方	4.9ha	H 7. 2.10	H11. 2.10	

(2) 震災復興市街地再開発事業

番号	施行者	名称	区域面積	権利者数	事業年度	都市計画決定	事業計画決定
1	神戸市	六甲道駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業	5.9ha	894	H 6~H15	H 7. 3	H 8. 3
2	神戸市	新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業	20.1ha	2,126	H 6~H15	H 7. 3	H 8.10
3	住都公団	JR住吉駅東地区第一種市街地再開発事業	1.4ha	31	H 7~H11	H 8. 3	H 8. 9
4	組合	JR住吉駅南地区第一種市街地再開発事業	0.9ha	159	H 7~H13	H 7. 3	H 8.12
5	組合	弓木町4丁目地区第一種市街地再開発事業	0.6ha	55	H 9~H12	H 9. 2	H 9.12
6	組合	湊川中央周辺地区第一種市街地再開発事業	0.5ha	89	H 8~H12	H 8.11	H 9. 9
7	組合	新開地2丁目第2ブロック地区第一種市街地再開発事業	0.2ha	50	H 7~H11	H 4. 3	H 8.12
8	組合	新開地6丁目東地区第一種市街地再開発事業	0.3ha	23	H 8~H11	H 8. 3	H 8.12
9	組合	舞子公園駅北地区第一種市街地再開発事業	0.8ha	67	H 9~H12	H10. 1	H11. 2

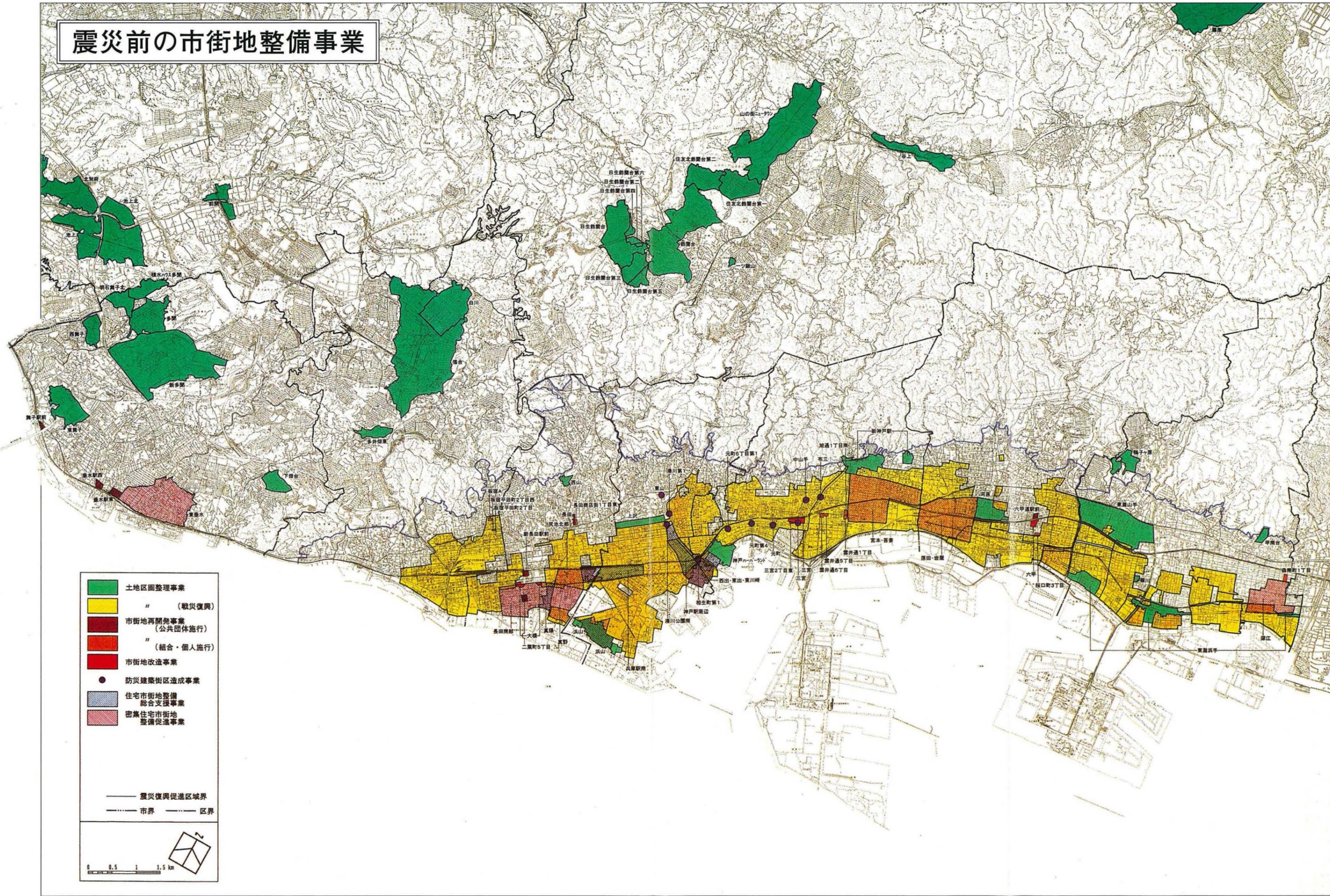
(3) 住宅市街地整備総合支援事業

番号	地区名	区域面積	整備計画承認	事業内容
1	六甲	296.7ha	H 7. 3.17	従前居住者用賃貸住宅の建設、市街地住宅等整備 公共施設整備（道路・公園）
2	東部新都心周辺	168.1ha	H 7. 3.17	従前居住者用賃貸住宅の建設、市街地住宅等整備 公共施設整備（区画整理）
3	松本周辺	22.4ha	H 7. 3.17	従前居住者用賃貸住宅の建設、市街地住宅等整備 公共施設整備（公園）
4	御菅	29.1ha	H 7. 3.17	従前居住者用賃貸住宅の建設、市街地住宅等整備 公共施設整備（公園）
5	新長田	251.5ha	H 7. 3.17	従前居住者用賃貸住宅の建設、家賃対策補助、市街地住宅等整備 公共施設整備（公園）

(4) 密集住宅市街地整備促進事業

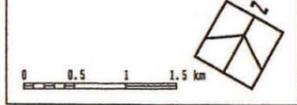
番号	地区名	区域面積	整備計画承認	事業内容
1	神前	5.2ha	H 8.12.17	地区公共施設整備（道路・公園）
2	湊川町東部	7.2ha	H 8.12.17	建替促進（共同建替）、地区公共施設整備（道路）
3	長田東部	17.9ha	H 9. 2.26	建替促進（共同建替）、地区公共施設整備（道路・公園）

震災前の市街地整備事業

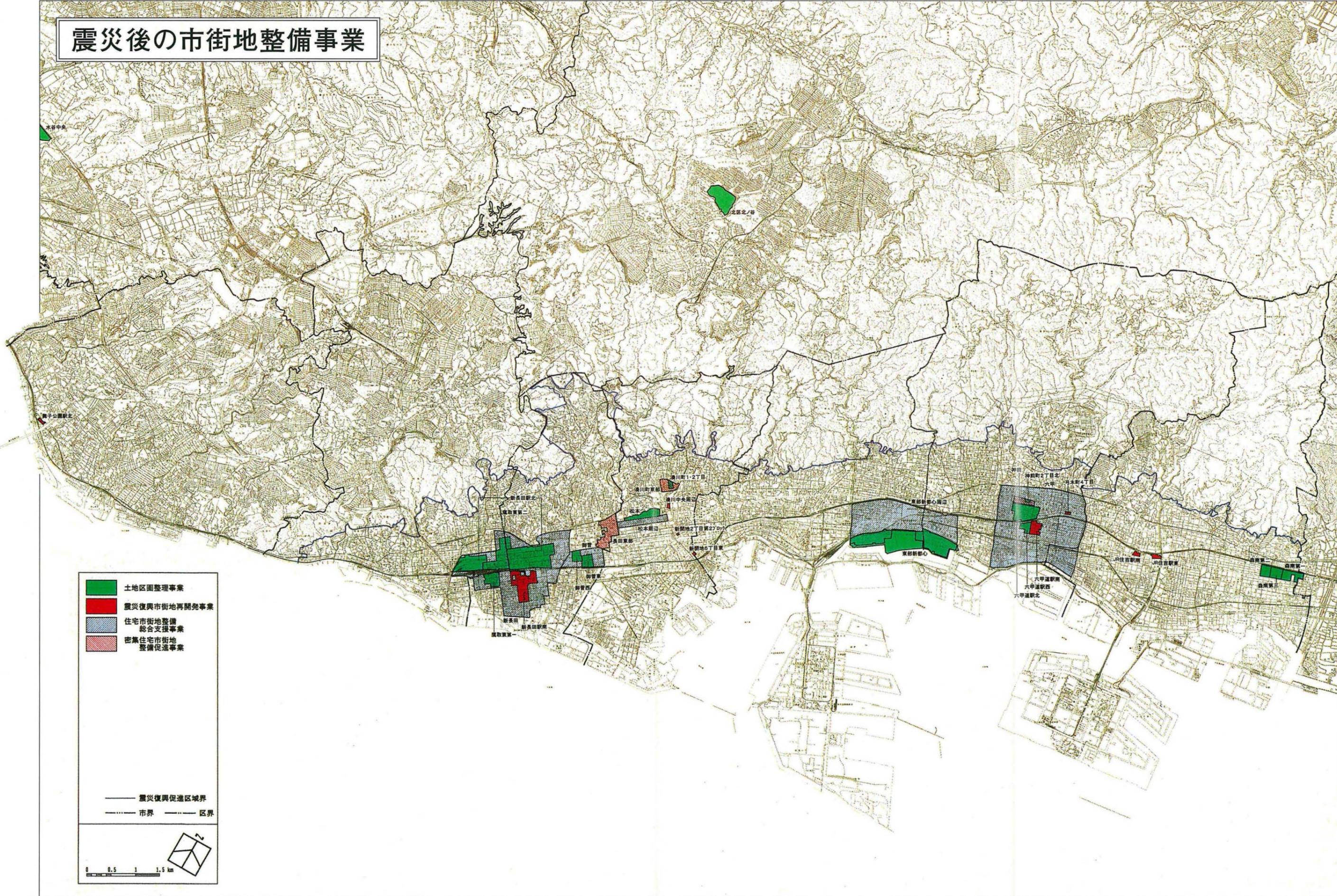


- 土地区画整理事業
- " (震災復興)
- 市街地再開発事業 (公共団体施行)
- " (組合・個人施行)
- 市街地改進黨業
- 防災建築街区造成事業
- 住宅市街地整備 総合支援事業
- 密集住宅市街地 整備促進事業

—— 震災復興促進区域界
 - - - - 市界 - - - - 区界

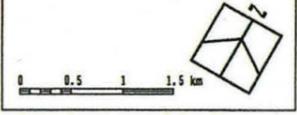


震災後の市街地整備事業



- 土地区画整理事業
- 震災復興市街地再開発事業
- 住宅市街地整備
総合支援事業
- 密集住宅市街地
整備促進事業

震災復興促進区域界
 市界 区界



資料19 地区計画等

(1) 地区計画

番号	名 称	位 置	面 積	決定年月日
1	ポートアイランド・インターナショナルスクエア東地区	中央区港島中町6他	25.2ha	S57. 9.24
2	真野地区	長田区東尻池町3他	38.1ha	S57.11.18
3	神戸ハーバーランド地区	中央区東川崎町1他	16.7ha	S57.11.27
4	神戸北町地区	北区日の峰1他	161.8ha	S61.12.12
5	天王山地区	西区天王山他	12.4ha	S61.12.12
6	北神戸第一地区	北区鹿の子台北町1他	220.8ha	S63. 6.21
7	北神戸第二地区	北区長尾町上津他	173.0ha	S63. 6.21
8	北神戸第三地区	北区長尾町上津他	105.6ha	S63. 6.21
9	西神第二地区	北区井吹台東町1他	341.9ha	S63. 6.21
10	藤原台地区	北区藤原台北町1他	280.7ha	S63. 6.21
11	新長田東地区	長田区細田町1他	29.9ha	S63. 6.21
12	六甲アイランド都市機能ゾーン	東灘区向洋町中1他	138.0ha	S63. 6.21
13	岡本地区	灘区岡本1他	10.8ha	H 1. 3.24
14	大池見山台地区	北区大池見山台他	12.7ha	H 1. 3.24
15	山の街地区	北区山田町他	36.0ha	H 1. 3.24
16	狩口地区	垂水区狩口台6他	16.4ha	H 3.10. 8
17	神戸複合産業団地地区	西区押部谷木見他	245.0ha	H 3.10.25
18	柏尾台地区	北区柏尾台	17.6ha	H 5. 3. 9
19	メリケンパーク中央地区	中央区波止場町	3.2ha	H 5. 3.16
20	前開地区	西区伊川谷町前開他	18.7ha	H 5. 5.25
21	花山中尾台地区	北区花山中尾台1他	38.5ha	H 6. 5.27
22	多聞地区	垂水区多聞町他	24.8ha	H 7. 2.10
23	室山地区	垂水区多聞町	4.4ha	H 7. 2.10
24	旧居留地地区	中央区西町他	22.1ha	H 7. 4.28
25	三宮駅南地区	中央区加納町4他	18.5ha	H 7. 4.28
26	税関線沿道南地区	中央区加納町6他	11.2ha	H 7. 4.28
27	三宮西地区	中央区三宮町2他	7.3ha	H 7. 4.28
28	税関線東地区	中央区磯上通7他	11.5ha	H 7. 4.28
29	東部新都心地区	中央区脇浜海岸通他	73.4ha	H 8. 2.13
30	谷上地区	北区山田町	33.2ha	H 8. 2.13
31	岩岡南地区	西区岩岡町他	17.6ha	H 8. 2.13
32	御蔵通二丁目地区	長田区御蔵通2	1.2ha	H 8. 6. 7
33	野田北部地区	長田区長楽町2他	6.4ha	H 8.11. 5
34	鷹取東第一地区	長田区海運町2他	8.5ha	H 8.11. 5
35	新長田駅北・西地区	長田区御屋敷通4他	13.4ha	H 8.11. 5
36	松本地区	兵庫区松本通2他	8.6ha	H 8.11. 5
37	六甲道駅西地区	灘区琵琶町1・2	3.6ha	H 8.11. 5
38	新長田駅北・川西大道地区	長田区川西通4他	5.3ha	H 9. 2.28
39	六甲道駅北地区	灘区森後町2他	16.8ha	H 9. 2.28
40	浜山地区	兵庫区金平町1他	28.2ha	H 9. 6. 3
41	妙法寺駅東地区	須磨区妙法寺字口中山他	13.0ha	H 9. 6. 3
42	二ツ屋地区	西区玉津町二ツ屋他	19.0ha	H 9. 9. 2
43	御營東地区	長田区御蔵通3他	5.1ha	H 9.11.27
44	御蔵西地区	長田区御蔵通5他	4.4ha	H 9.11.27
45	板宿南地区	長田区戸崎通3他	5.4ha	H 9.11.27
46	千歳地区	須磨区千歳町1他	12.3ha	H10. 3. 2

(2) 再開発地区計画

番号	名 称	位 置	面 積	決定年月日
1	兵庫貨物駅跡地地区	兵庫区駅南通5	7.4ha	H 5. 3. 9
2	久二塚地区	長田区腕塚町5他	7.5ha	H 9. 2.28
3	舞子地区	垂水区東舞子町他	2.8ha	H 9.11.27

(3) 住宅地高度利用地区計画

番号	名 称	位 置	面 積	決定年月日
1	名谷町社谷地区	垂水区名谷町5	21.0ha	H 6.12. 9

(4) 防災街区整備地区計画

番号	名 称	位 置	面 積	決定年月日
1	長田東部地区	長田区三番町1他	14.9ha	H11. 2.26

(5) まちづくり協定

番号	名 称	位 置	面 積	決定年月日
1	真野地区	長田区東尻池3他	39ha	S57.10.25
2	岡本地区	東灘区岡本1他	10.8ha	S63. 5.29
3	北須磨団地	須磨区友が丘1他	102ha	H 2. 6.15
4	深江地区	東灘区本庄町1他	170ha	H 7.11.13
5	新在家南地区	灘区新在家南町	27ha	H 8. 6.26
6	西二郎地区	北区有野町有野の一部他	21ha	H10.12.25

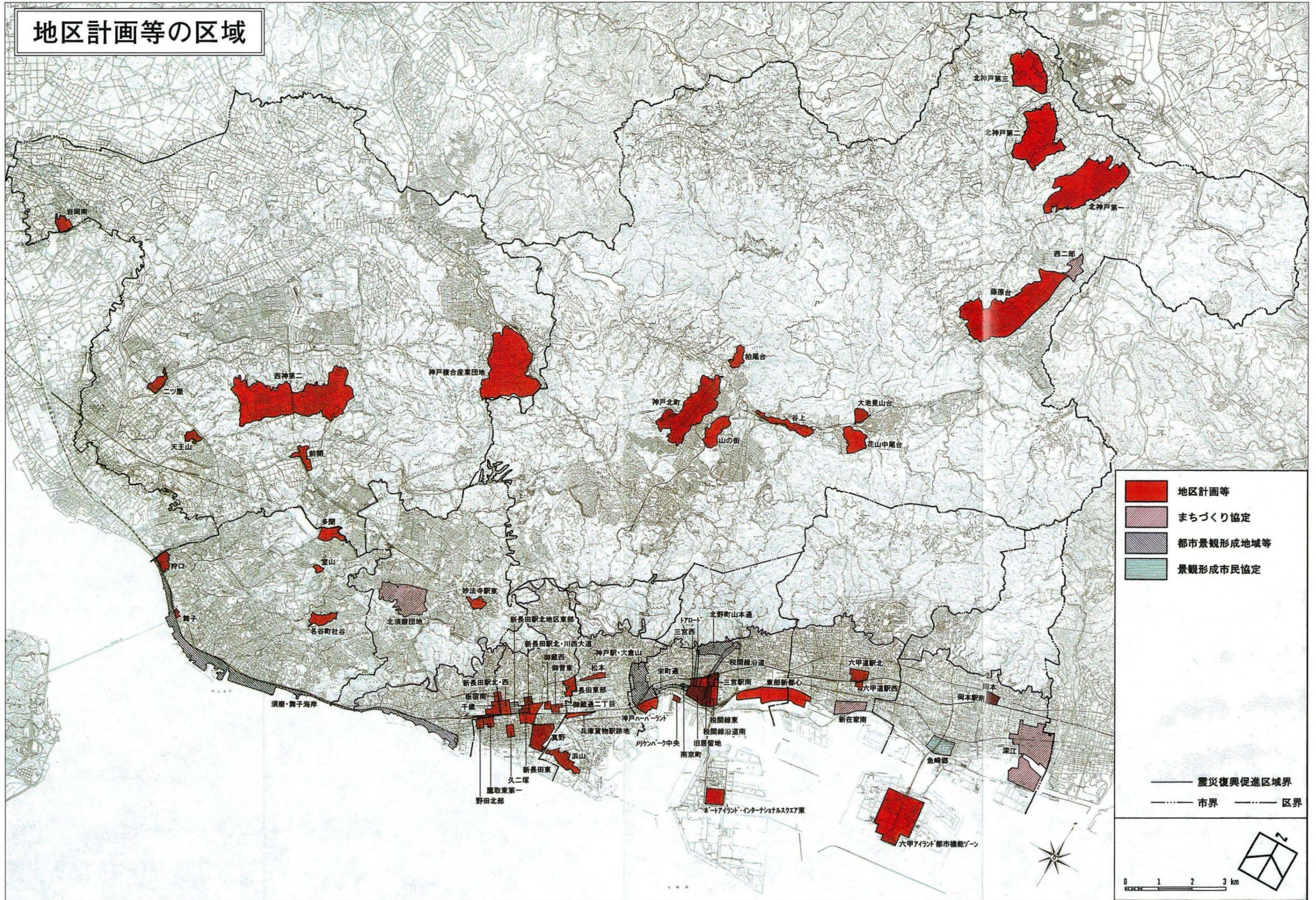
(6) 都市景観形成地域

番号	名 称	位 置	面 積	決定年月日
1	北野町山本通地区	中央区北野町1の一部他	32ha	S54.10.30
2	税関線沿道地区	中央区加納町3の一部他	36ha	S56. 6.30
3	旧居留地地区	中央区京町他	22ha	S58. 6. 1
4	神戸駅・大倉山地区	中央区楠町4他	60ha	S60. 3.20
5	須磨・舞子海岸地区	須磨区・垂水区の海岸部	179ha	S63. 9.10
6	岡本駅南地区	東灘区岡本1他	11ha	H 2.10.15
7	南京町地区	中央区元町通1の一部他	3.6ha	H 2.10.15

(7) 景観形成市民協定

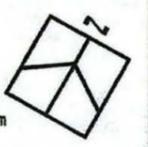
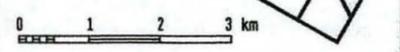
番号	名 称	位 置	面 積	決定年月日	決定年月日
1	トアロード地区	中央区中山手通2の一部他	15ha	H 9. 4.28	H10.10. 1
2	新長田駅北地区東部	長田区細田町6他	21ha	H10. 7. 6	H10.10. 1
3	栄町通地区	中央区栄町通4他	8ha	H10. 7.10	H10.10. 1
4	魚崎郷地区	東灘区魚崎南町5の一部他	31ha	H10. 7.13	H10.10. 1

地区計画等の区域

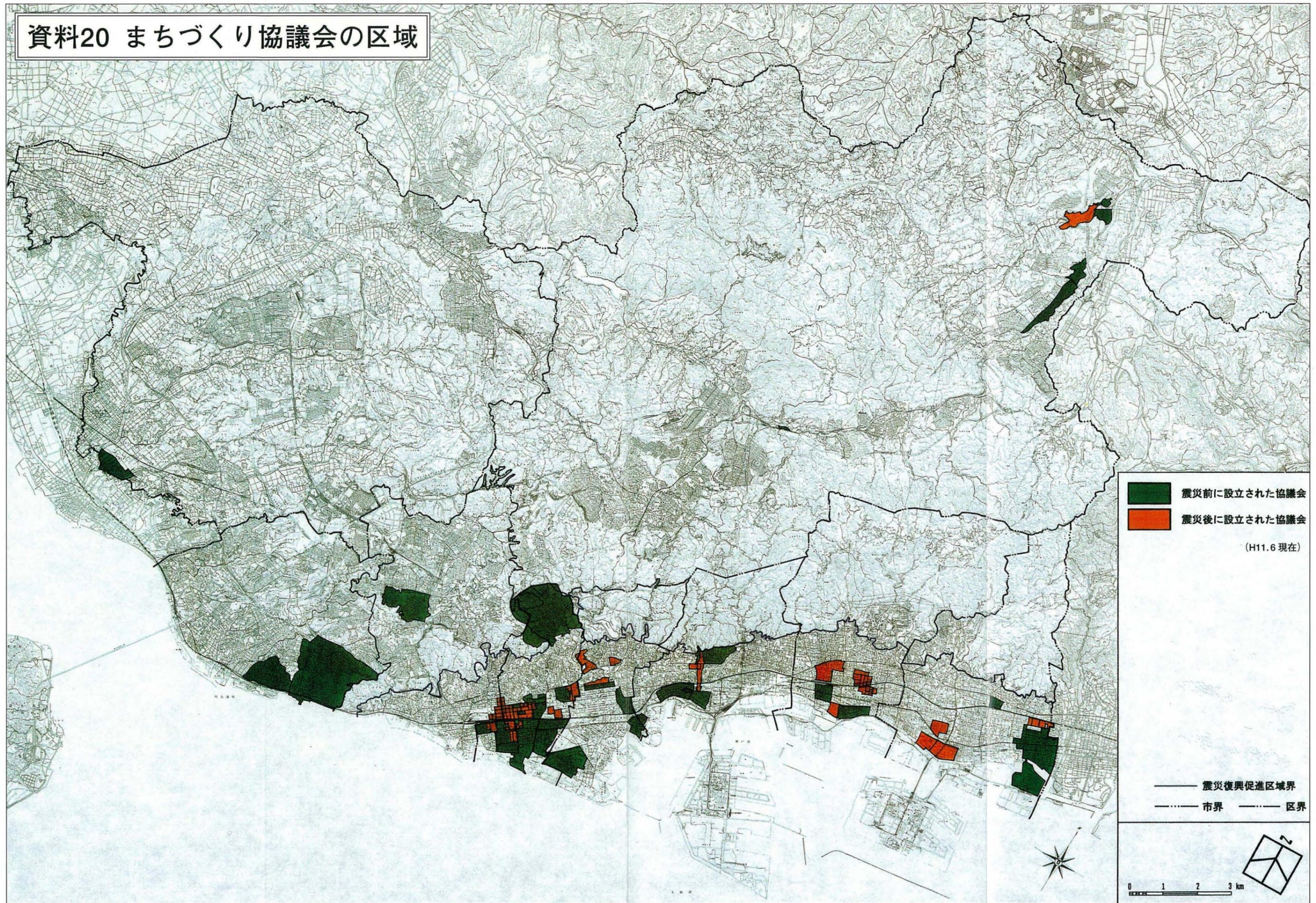


- 地区計画等
- まちづくり協定
- 都市景観形成地域等
- 景観形成市民協定

震災復興促進区域界
 市界 区界



資料20 まちづくり協議会の区域



資料21 震災復興土地区画整理事業区域内におけるまちづくり協議会

地区名	協議会名	設立年月日
森南地区	森南町1丁目まちづくり協議会	H8.12.8
	森南町3丁目まちづくり協議会	H9.1.19
	森南町2丁目まちづくり協議会	H11.4.10
	本山中町1丁目まちづくり協議会	H11.4.10
六甲道駅北地区	六甲町4・5丁目まちづくり協議会	H7.8.5
	六甲町2丁目まちづくり協議会	H7.8.6
	森後町3丁目まちづくり協議会	H7.8.19
	六甲町3丁目まちづくり協議会	H7.8.20
	六甲町1丁目まちづくり協議会	H7.8.26
	稗原町2・3・4丁目まちづくり協議会	H7.9.17
	JR六甲道駅前・永手町5丁目まちづくり協議会	H7.11.5
	稗原町1丁目まちづくり協議会	H7.11.18
※六甲道駅北地区まちづくり連合協議会	H8.4.27	
六甲道駅西地区	琵琶町復興住民協議会	H7.5.14
松本地区	松本地区まちづくり協議会	H7.5.7
御菅地区	御蔵通5・6丁目まちづくり協議会	H7.4.23
	御菅3・4地区復興対策協議会	H7.6.18
新長田駅北地区	水四まちづくり協議会	H7.5.28
	水五まちづくり協議会	H7.6.3
	水笠6丁目まちづくり協議会	H7.7.5
	御屋敷通5丁目まちづくり協議会	H7.7.8
	御屋敷通6丁目まちづくり協議会	H7.7.9
	水笠通3丁目まちづくり協議会	H7.7.23
	御屋敷通4丁目まちづくり協議会	H7.8.6
	御屋敷通1丁目まちづくり協議会	H7.9.3
	川西通5丁目・大道通5丁目まちづくり協議会	H7.10.1
	御屋敷通2丁目まちづくり協議会	H7.11.12
	川西・大道(南)4丁目まちづくり協議会	H7.11.12
	松一まちづくり協議会	H7.11.23
	水二まちづくり協議会	H7.11.26
	水笠通1丁目まちづくり協議会	H7.12.24
	松野通4丁目まちづくり協議会	H7.12.25
	松野通3丁目まちづくり協議会	H8.1.13
	松野通2丁目まちづくり協議会	H8.6.13
細田神楽まちづくり協議会	H10.6.14	
※新長田駅北地区まちづくり連合協議会	H8.6.22	
鷹取東第一地区	鷹取東復興まちづくり協議会	H7.7.2
鷹取東第二地区	常盤町1・2丁目まちづくり協議会(*)	H7.7.30
	千歳町1・2丁目まちづくり協議会(*)	H7.8.27
	千歳町・常盤町3丁目まちづくり協議会(*)	H7.9.3
	千歳町・常盤町4丁目合同まちづくり協議会(*)	H7.9.15
	寺田町1・2丁目まちづくり協議会(*)	H7.9.24
	大池町1・2丁目まちづくり協議会(*)	H7.10.1
	戸崎通3丁目まちづくり協議会	H7.10.22
	西代通4丁目まちづくり協議会	H7.11.26
	大田町1丁目まちづくり協議会	H7.12.10
	戒町通1丁目まちづくり協議会	H8.2.25
	※千歳連合まちづくり協議会(*)	H7.10.15

資料22 神戸市公共建築復興基本計画（抜粋）

建築要素別防災レベルの項目と基準

□公共建築物の耐震性能を現状よりも強化するための方策として、防災拠点としての施設機能面から施設の「防災レベル」を設定する。

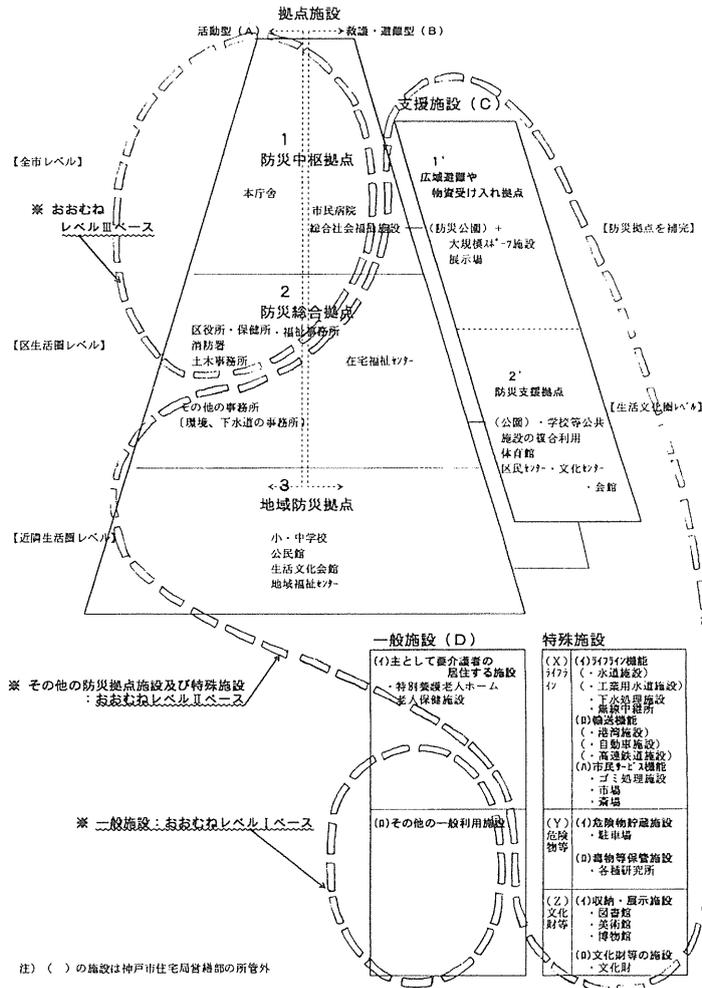
□防災レベルとしては3段階を設定する。

レベルⅢ	市の防災活動上の中核的な機能を担う施設を想定。
レベルⅡ	災害時の避難所や防災活動を支援する機能等を持つ施設を想定。
レベルⅠ	一般的な市民利用施設を想定。

□それぞれのレベルに合った建築計画、構造計画及び設備計画をおこなうための計画・設計基準を設定し、同基準を運用することにより、公共建築としての防災機能の確保を図る。

□とくに構造計画については、各レベル毎に「構造用途係数」及び「地盤地域係数」により耐震強度を現行基準より割り増しするとともに、各種の構造手法等により耐震性能を高めるようにしている。

■ 防災拠点施設とおおむねのレベル設定



「建築要素別防災レベル」の計画条件の項目と基準の設定

要素		防災レベル	レベルⅢ	レベルⅡ	レベルⅠ
計 画 条 件	立地条件	安全な場所	・原則として地盤等に問題のある場所や水害の恐れのある場所には建設しない。	・地盤等に問題のある場所や水害の恐れのある場所には建設しないことが望ましい。	・ ——
		道路条件(車)	・原則として4車線以上の幹線道路に面する。	・原則として2車線以上の道路に面する。	・車でのアプローチに支障がない。
		交通拠点(電車、船)	・電車等の駅から幹線道路を用い徒歩圏に位置する。	・電車等の駅から徒歩圏に位置する。	・ ——
		歩行者動線(人)	・広幅員の歩道を有する幹線道路に面する。	・歩車分離された道路又は歩行者専用道に面する。	・ ——
	周辺施設との関連性	外部空間の確保	・原則として防災公園等の公園、広場等と一体的に整備する。	・敷地内及びその周辺に公園、広場等の空気を確保する。	・ ——
	避難・動線	防災計画書	・防災計画書を作成する。	・防災計画書の作成による検討が望ましい。	・ ——
		避難経路	・建物は2以上の階段による完全な2方向避難が確保されており、かつ敷地外への避難路も2カ所以上、確保されている。	・建物は2以上の階段による完全な2方向避難が確保されており、かつ敷地外への避難路も2カ所以上、確保されていることが望ましい。	・建築基準法の範囲内。
		アクセス	・大型車が容易によりつき、荷捌きが可能なようにする。	・大型車がよりつけないことが望ましい。 ・中型貨物車(4 ton車)がよりつき、荷捌きが可能なようにする。	・ —— ・ ——
		ヘリポート(緊急離着陸場)	・原則として当施設及びその周辺に設置する。(設置可能な広場等の確保でもよい)	・当施設及びその周辺に設置することが望ましい。	・ ——
	バリアフリー		・「ハートビル法」、「長寿社会対応住宅設計指針」及び「都市施設整備基準(神戸市)」を満足させる。	・「ハートビル法」、「長寿社会対応住宅設計指針」及び「都市施設整備基準(神戸市)」に準拠する。	・「ハートビル法」、「長寿社会対応住宅設計指針」及び「都市施設整備基準(神戸市)」を考慮する。
	材料	不燃化	・建物全体の不燃化(床以外を準不燃材料以上)を図る。	・建物全体の不燃化(床以外を難燃材料以上)を図る。	・建築基準法の範囲内。
		長寿命化	・ライフサイクルコストを考え、構造部材、2次部材共高品質の材料を用い長寿命化を図る。	・ライフサイクルコストを考え、2次部材には高品質材料を用い長寿命化を図る。	・材料の組合せによるライフサイクルコストに留意する。
	採光・通風	自然採光	・原則として人が活動又は居住する主要な部屋には自然採光を取り入れる。 ・避難経路には自然採光をとり入れることが望ましい。	・人が活動又は居住する主要な部屋には自然採光を取り入れることが望ましい。 ・同 左	・建築基準のとおり。 ・同 左
		自然通風	・原則として人が活動又は居住する主要な部屋は窓が開閉することにより自然通風を取り入れる。	・人が活動又は居住する主要な部屋は窓が開閉することにより自然通風を取り入れることが望ましい。	・同 左
	緑化		・景観に配慮し、気候の緩和にも有効な植栽(並木、壁面緑化等)を施す。 ・延焼防止にも有益な植栽を施す。	・景観に配慮し、気候の緩和にも有効な植栽(並木、壁面緑化等)を施すことが望ましい。 ・延焼防止にも有益な植栽を施すことが望ましい。	・植栽を施す。
	家具、備品の転倒防止		・転倒しにくい形式のものを選定する。 ・転倒の危険のある家具、備品については固定する。	・転倒しにくい形式のものを選定することが望ましい。 ・転倒の危険のある家具、備品については固定することが望ましい。	・ —— ・ ——
備蓄倉庫		・常時備蓄倉庫を設置する。 ・支援物資の保管スペースを確保する。(転用も可)	・ —— ・同 左	・ —— ・ ——	
機能転用		・ホール・集会室等は災害時において、多目的に利用できるよう対処する。	・ホール・集会室等は災害時において、多目的に利用できるよう対処することが望ましい。	・ ——	

「建築要素別防災レベル」の構造条件の項目と基準の設定

要素		防災レベル	項目	レベル (共通)	レベルⅢ	レベルⅡ	レベルⅠ	
被害 レベル の設定			想定地震の設定	◎	/			
			被害程度の設定	◎	/			
耐震 性能 の設定			被害程度の設定	◎	○	○	△	
			構造用途係数	/	1.5~1.25	1.25~1.1	1.0	
			地盤地域係数	◎	1.0~1.2			
			構造耐震指標	◎	○	△	-	
			変形量の制限	◎	* 3	* 2	* 1	
条 法 の 設 定			基礎地業計画	◎	○	○	△	
			架 構 計 画	平面計画	/	○	○	-
	立面計画	◎		○	○	-		
	観 性 の 確 保		架 構 計 画	/	○	△	-	
			観性の確保	◎	○	○	△	
	工 法		工 法	/	○	○	△	
			構 法	◎	○	○	△	
	非 構 造 部 材 の 安 全 性			構 法	/	○	△	-
				非構造部材の安全性	◎	○	△	-
	工 事 監 理			工 事 監 理	◎	○	△	-
工事監理				/	○	△	-	

※ 地震の再現期間と建物の設定耐用年数の関係により、レベルを変更できる。

※※ * 3は無被害～継続使用可, * 2は補修後使用可, * 1は人命確保の被害程度を想定している。

(注記) i) レベル(共通)欄の◎は、レベルⅢ・レベルⅡ・レベルⅠすべてに適用する項目を示す。

ii) ○は適用する項目, △は準用する項目を示す。

「建築要素別防災レベル」の設備条件の項目と基準値の設定

要素	防災レベル	レベルⅢ	レベルⅡ	レベルⅠ	
設備耐震計画	機器・材料および耐震設計・施工	<ul style="list-style-type: none"> 「建築設備耐震設計・施工指針」（日本建築センター1984年）および「懸垂物安全指針」（日本建築センター1990年）に基づいて設計・施工を行う。 重要度の高い機器（注1）は機器本体の耐震仕様及び吊掛け部の設計用標準震度の扱いに留意して設計・施工する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同 左 ・同 左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同 左 ・―― 	
	振動変位の大きな部分を通過する配管	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋内への引込部及びエキスパンジョイント部の通過配管は十分な変位吸収対策を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同 左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同 左 	
設備空間計画	主電気室・主機械室	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内において構造的に安全性が高く水損の恐れが少ない場所に設置する。 ・復旧機材の搬入が容易なようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内において構造的に安全性が高く水損の恐れが少ない部位に設置するのが望ましい。 ・復旧機材の搬入が容易なようにするのが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・―― ・―― 	
	幹線・主配管ルート（PS、EPS、天井内、床下ビット）	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として全ルートが点検可能で破損時の復旧が容易に行えるスペースの余裕を考慮する。 ・PS、EPSは水損がなく独立した防火区画とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ルートが点検可能で破損時の復旧が容易に行えるスペースの余裕を考慮するのが望ましい。 ・PS、EPSは水損がなく独立した防火区画とするのが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・―― ・―― 	
	外構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各種引込配管は、可能な限り復旧容易なルートに敷設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同 左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同 左 	
設備システム計画	水の確保	給水	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として飲料用、雑用の2系統給水とする。 ・原則として加圧ポンプ給水方式とする。 ・雑用受水槽の容量は、施設の防災機能に従って決定する。 ・原則として雑用水の水源には雨水、井戸水、中水設備による再生水、上水いずれか又は併用して利用する。 ・非常時の雑用水の代替水源として、池、プール、防火水槽、蓄熱水槽などの施設内水源を利用可能なシステムとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同 左 ・直圧給水以外は加圧ポンプ給水方式とするのが望ましい。 ・同 左 ・同 左 	<ul style="list-style-type: none"> ・―― ・―― ・同 左 ・――
		排水	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り重力排水とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同 左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同 左
エネルギーの確保	受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り2回線受電とする。 ・但し、困難な場合は代替引込が可能にようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替引込が可能にようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・―― 	
	非常用電源	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機を設け冷却方式は原則として空冷式とする。 ・停電時の電源供給範囲は法規上必要な負荷に加え、照明、給排水設備、昇降機、その他防災上必要な設備及びそれらが機能する上で必要な関連設備とする。 ・非常用発電機の備蓄燃料量は、施設の防災機能に従って決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機を設置するのが望ましい。 ・同 左 ・同 左 	<ul style="list-style-type: none"> ・―― ・―― ・―― 	
	ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガスの場合、可能な限り中圧管からの供給を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガスの場合、中圧管からの供給を受けるのが望ましい。 ・天然ガスボンベ対応ができる様に取出口を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・―― ・―― 	
	自然エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてハイブリッドシステム、太陽電池、風力発電などの自然エネルギー利用システムを導入する。 ・原則として太陽熱給湯システムを導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッドシステム、太陽電池、風力発電などの自然エネルギー利用システムを導入するのが望ましい。 ・太陽熱給湯システムを導入するのが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッドシステム、太陽電池、風力発電などの自然エネルギー利用システムの導入を検討する。 ・太陽熱給湯システムの導入を検討する。 	
情報の確保	中央監視	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として防災センター及び中央監視盤を設ける。 ・空調は全電気・空冷式の独立システムとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災センター及び中央監視盤を設けるのが望ましい。 ・空調は全電気・空冷式の独立システムとするのが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・―― ・―― 	
	通信	<ul style="list-style-type: none"> ・電話回線以外に防災行政無線、コンピューター通信など通信手段の多様化と情報提供システムの整備をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話回線以外に防災行政無線、コンピューター通信など通信手段の多様化をはかるのが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・―― 	
安全の確保	防火用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・法規上必要な防災設備に加え、防火用水の貯水、採水口設備などを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法規上必要な防災設備に加え、防火用水の貯水、採水口設備などを設けるのが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・―― 	
	スリッパ	<ul style="list-style-type: none"> ・2次被害防止のため原則として予作動式とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2次被害防止のため予作動式とするのが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・―― 	
	昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・P波地震時・停電時・火災時管制運転機能を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P波地震時・停電時・火災時管制運転機能を設けるのが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・―― 	

注1) 受変電機器、自家発電装置、蓄電池、槽類、防災機器、火気を使用する機器、大型冷凍庫・冷却塔、電話交換装置、その他拠点施設として防災上重要な機器及び照明器具等の懸垂物・分電盤等で100kg以上のもの。

資料23 防災備蓄状況表

(平成11年8月1日現在)

拠点名	区	毛布	敷物	飲料水	ご飯	クラッカー	缶詰	紙おむつ 幼児用	紙おむつ 成人用	生理用品	粉ミルク
単位		枚	枚	本	食	食	個	パック	パック	パック	本
東灘小	東灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
本山中	東灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
本山第三小	東灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
本山第二小	東灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
御影小	東灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
住吉中	東灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
魚崎中	東灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
渦が森小	東灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
本庄小	東灘区	200	200	240	100	100	192	16	4	40	10
魚崎小	東灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
鷹匠中	灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
福住小	灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
灘小	灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
西郷小	灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
烏帽子中	灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
西灘小	灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
成徳小	灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
長峰中	灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
鶴甲小	灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
高羽小	灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
摩耶小	灘区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
上筒井小	中央区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
筒井台中	中央区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
中央小	中央区	200	200	240	100	100	192	16	4	40	10
葺合中	中央区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
雲中小	中央区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
山の手小	中央区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
港島小	中央区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
布引中	中央区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
湊小	中央区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
渚中	中央区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
東山小	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
夢野小	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
兵庫大開小	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
菊水小	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
鴨越小	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
平野小	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
明親小	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
湊中	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
須佐野中	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
会下山小	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
荒田小	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
和田岬小	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
浜山小	兵庫区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
鈴蘭台小	北区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10

拠点名	区	毛布	敷物	飲料水	ご飯	クラッカー	缶詰	紙おむつ 幼児用	紙おむつ 成人用	生理用品	粉ミルク
八多中	北区			240	100	0	192				
広陵中	北区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
小部東小	北区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
大池中	北区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
泉台小	北区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
ひよどり台小	北区	200									
山田中	北区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
桂木小	北区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
高取台中	長田区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
駒ヶ林中	長田区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
丸山中	長田区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
室内小	長田区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
長田小	長田区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
真陽小	長田区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
菅の台小	須磨区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
若宮小	須磨区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
板宿小	須磨区	200	200	240	100	100	192	16	4	40	10
多井畑小	須磨区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
高倉台小	須磨区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
北須磨小	須磨区	200									
神の谷小	須磨区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
塩屋小	垂水区	200									
名谷小	垂水区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
多聞東小	垂水区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
福田小	垂水区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
神陵台小	垂水区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
東舞子小	垂水区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
上高丸小	垂水区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
西舞子小	垂水区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
つつじが丘小	垂水区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
木津小	西区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
平野小	西区	200	200	240	100	136	192	16	4	18	10
神戸市役所	中央区	20	500	480	200	0	0			0	0
東灘区役所	東灘区	1,050	230	240	100	7,800	352			0	0
灘区役所	灘区	363	200	240	100	136	192			0	0
中央区役所	中央区	200	200	264	100	238	192			0	0
兵庫区役所	兵庫区	300	200	312	100	748	192			0	0
北区役所	北区	200	200	216	100	68	192			0	0
長田区役所	長田区	150	200	240	100	136	192			0	0
須磨区役所	須磨区	90	200	246	100	68	192			0	0
垂水区役所	垂水区	2,000	200	1,320	2,000	1,500	192			0	0
西区役所	西区	500	200	216	100	136	192			0	0
フルーフラワーパーク	北区	3,000	7,600	6,200	11,800	4,216	7,760	176	44	528	340
農業公園	西区	5,000	6,600	2,400	3,000	0	6,720	456	204	792	500
合計		28,073	31,130	30,134	25,200	24,866	30,576	1,800	540	2,700	1,570

資料24 参考文献

書 名	発 行	局 名
阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年－	H8.1	
大震災を体験した市民病院からの報告	H7.7	保健福祉局
神戸市災害対策本部衛生部の記録	H8.2	保健福祉局
神戸市災害対策本部民生部の記録	H8.2	保健福祉局
阪神・淡路大震災 神戸市立看護短期大学からの報告	H7.11	保健福祉局
ささえあい 阪神大震災とヘルパー活動	H7.9	㈸こうべ市民福祉振興協会
阪神・淡路大震災 地域型仮設住宅生活支援員の記録	H9.3	㈸こうべ市民福祉振興協会
高齢者・障害者向地域型仮設住宅生活支援員派遣事業のあゆみ	H10.6	㈸こうべ市民福祉振興協会
阪神・淡路大震災 公健法関連業務の記録	H9.3	環境局
阪神・淡路大震災における下水道復旧の記録	H7.7	建設局
阪神・淡路大震災における神戸市下水道施設の被害と復旧・復興の記録	H10.10	建設局
神戸港復興記録	H9.5	港湾整備局
震災復旧の工事記録－西部工区・防潮堤－	H8.3	港湾整備局
震災復旧の工事記録－東部工区・民有護岸－	H9.2	港湾整備局
阪神・淡路大震災における災害廃棄物の海上運搬および処理に関する報告書	H8.3	港湾整備局
公社埠頭復旧記録－阪神・淡路大震災から明日に向かって－	H9.5	㈸神戸港埠頭公社
東灘区の災害記録集	H8.4	東灘区
阪神・淡路大震災の記録－東灘保健所の活動報告－	H8.2	東灘区
中央区の記録	H8.3	中央区
阪神大震災 保健所からの報告 (中央保健所)	H7.7	中央区
阪神・淡路大震災－中央福祉事務所及び管内公立保育所の活動記録－	H8.4	中央区
北区記録誌	H8.1	北区
長田保健所救護活動の記録	H7.9	長田区
震災直後－阪神・淡路大震災発生直後の須磨区職員復旧活動記録	H11.1	須磨区
阪神・淡路大地震の活動記録 (須磨保健所)	H7.10	須磨区
神戸の教育の再生と創造への歩み	H8.1	教育委員会事務局
阪神・淡路大震災 被災学校園復旧・復興記録集	H10.3	教育委員会事務局
阪神・淡路大震災神戸市域における消防活動の記録	H7.3	消防局
水道復旧の記録	H8.2	水道局
阪神・淡路大震災 神戸市会の動き	H7.7	市会事務局

資料25 復旧・復興のあゆみ

平成7年1月

- 17日
 - ・兵庫県南部地震発生
 - ・神戸市災害対策本部設置
 - ・政府、非常災害対策本部設置
- 18日
 - ・東灘区液化プロパンガス貯蔵施設からの漏洩により避難勧告
 - ・インターネットで被害状況等の発信を開始
 - ・道路交通法に基づく交通規制開始
 - ・市営地下鉄（西神中央～板宿）運行再開
 - ・北神急行電鉄運行再開
 - ・避難所就寝者数ピーク222,127人
- 19日
 - ・スイスから災害救助隊と救助犬到着
 - ・震災後初の臨時海上輸送開始（メリケンパーク～ポートアイランド間）
- 20日
 - ・気象庁、一部地域を観測史上初の震度7と判定
- 23日
 - ・神戸市会災害対策委員会設置
 - ・関西電力、応急送電完了
 - ・JR西日本、阪急電鉄、阪神電鉄の代替バス運行開始
- 24日
 - ・避難人数ピーク236,899人
- 25日
 - ・政府、兵庫県南部地震を激甚災害法に基づく激甚災害に指定
 - ・「こうべ地震災害対策広報」（第1号）発行
- 26日
 - ・神戸市震災復興本部設置
 - ・阪神電鉄、青木まで運転再開。東神戸方面へ初乗り入れ
 - ・避難所数ピーク599か所
- 27日
 - ・一時使用住宅（応急仮設住宅等）入居者1次募集開始（～2月2日）
- 28日
 - ・廃材、ガレキの撤去は原則として市で実施することを決定
- 29日
 - ・あじさいネットによる災害関連情報ファクスサービス開始
- 30日
 - ・市バスの5路線が三宮へ乗り入れ
- 31日
 - ・天皇后両陛下、神戸市をお見舞い
 - ・神戸駅前地下街「デュオこうべ」営業再開
 - ・電話、応急復旧完了

2月

- 1日
 - ・三宮など6地区で建築制限区域指定（～3月17日）
 - ・三宮に初めて電車乗り入れ（阪神電鉄）
- 6日
 - ・り災証明書発行、義援金（第1次配分）交付

開始

- 7日
 - ・WE LOVE KOBE 元気復興委員会設置
 - ・第1回神戸市復興計画検討委員会開催
- 13日
 - ・外航定期航路大型貨物船「トバ号」震災後初入港
 - ・「長田中央市場」共同仮設店舗で営業再開
- 15日
 - ・臨時市会開催
- 16日
 - ・神戸市震災復興緊急整備条例施行、震災復興促進区域の指定
 - ・市営地下鉄、全線開通（新長田、上沢、三宮駅通過）
- 18日
 - ・被災した市立西市民病院が移転、長田区役所内の仮設診療所で再開
- 24日
 - ・全学校園で授業再開
- 25日
 - ・仮設賃貸工場の入居企業第1次募集開始（～3月5日）
 - ・政府、阪神・淡路復興対策本部設置

3月

- 1日
 - ・三宮地下街「さんちか」一部営業再開
 - ・神戸市総合インフォメーションセンター内に神戸市震災関連情報コーナー設置
- 5日
 - ・阪神・淡路大震災犠牲者神戸市合同慰霊祭
- 11日
 - ・区ボランティアセンター開設始まる（各区で順次）
- 14日
 - ・神戸市都市計画審議会、「市の都市計画面案」承認
 - ・市立中学校卒業式（幼稚園は18日、小学校は24日）
- 17日
 - ・重点復興地域の指定
- 20日
 - ・震災後初めてガントリークレーンによるコンテナ荷役再開（摩耶コンテナターミナル）
 - ・神戸市公共建築物震災調査会報告
- 23日
 - ・神戸の復興に向けての提言募集（～4月21日）
- 26日
 - ・地域防災計画見直しの神戸市防災会議開催
- 27日
 - ・WE LOVE KOBE 元気復興委員会キャンペーンソング「美し都」発表
 - ・神戸市復興計画ガイドライン策定
 - ・神戸の教育再生緊急提言会議提言

4月

- 1日
 - ・市外へ一時的に避難している市民へ「広報こうべ」の郵送サービス開始

- ・仮設住宅への保健婦の訪問巡回健康相談開始
- ・(財)阪神・淡路大震災復興基金設立
- ・JR神戸線全線開通
- 3日 ・「高齢者・障害者向け地域型仮設住宅」入居者募集開始
- 8日 ・山陽新幹線、全線開通
- 11日 ・市立学校園入学式
- ・都市ガス、応急復旧完了
- 17日 ・上水道、応急復旧完了
- ・「児童こころの相談110番」開設
- 22日 ・第1回神戸市復興計画審議会開催
- 27日 ・神戸市在住外国人問題懇談会復興提言
- ・神戸市総合インフォメーションセンター再開
- 28日 ・神戸港復興計画委員会報告
- 29日 ・「WE LOVE KOBE 元気復興ウィーク」スタート

5月

- 1日 ・神戸市同和地区復興検討委員会提言
- 8日 ・神戸市消防基本計画検討委員会答申
- 11日 ・神戸市文化指針への緊急提言
- 17日 ・神戸ー天津間国際定期フェリー「燕京号」寄港再開
- 19日 ・ポートアイランド ガントリークレーン荷役再開第1船入港
- 22日 ・神戸市市民福祉調査委員会意見具申
- ・震災後初の大規模な国際会議「国際溶射会議」開催
- 24日 ・一時使用住宅(応急仮設住宅)向け仮設診療所、ポートアイランドにオープン
- 30日 ・神戸市農漁業復興計画研究会提言
- 31日 ・下水道、応急復旧完了

6月

- 1日 ・中央区役所三宮サービスコーナー再開
- ・災害時指導医師制度導入
- ・サハリン大震災に対する救援物資送付
- 9日 ・西区の避難所解消
- 10日 ・共同仮設店舗「復興げんき村パラール」営業開始
- 11日 ・神戸市議会議員選挙・兵庫県議会議員選挙実施
- 12日 ・阪急電鉄、全線開通
- 14日 ・神戸市防災会議・水防協議会開催、緊急防災マニュアル策定

- ・神戸市水道耐震化指針
- 16日 ・北区の避難所解消
- 18日 ・山陽電鉄、全線開通
- 22日 ・市バス全路線再開
- ・「復興住宅メッセ」オープン
- ・神戸電鉄、全線開通
- 25日 ・震災後初の外国客船「カレリア号」の寄港
- 26日 ・神戸経済復興委員会報告
- ・神戸市会復興委員会設置
- ・阪神電鉄、全線開通
- 30日 ・全国規模の広域応援を目的とした「緊急消防援助隊」の発足
- ・神戸市復興計画策定

7月

- 3日 ・阪神・淡路大震災復興基金事業受付開始
- ・新長田駅前地区再開発ビルが再開発ビルとして震災後初めて着工
- 6日 ・長雨で東灘・灘区山麓部に避難勧告
- 7日 ・こうべすまい・まちづくり人材センター開設
- ・神戸市災害復興住宅(市営住宅)入居者募集開始(～7月24日)
- ・神戸市震災復興住宅整備緊急3カ年計画策定
- 14日 ・神戸市消防基本計画策定
- 16日 ・観光キャンペーンの再開(夏・秋・冬)
- 19日 ・震災後初の大型船進水式
- ・市民福祉復興プラン策定
- 21日 ・六甲ケーブル運転再開
- 23日 ・参議院議員通常選挙実施
- 28日 ・神戸市水道施設耐震化基本計画策定
- 30日 ・北区の仮設住宅内に市内初の「ふれあいセンター」オープン
- 31日 ・ポートルライナー全線開通

8月

- 1日 ・摩耶大橋開通、神戸大橋取付仮道路供用開始
- ・本格復旧バス第1号供用開始
- 3日 ・仮設住宅への「ふれあい推進員」制度開始
- 10日 ・北区鹿の子台地区へバス路線延長
- 11日 ・仮設住宅が計画戸数全て完成
- 13日 ・神戸高速鉄道全線開通(大開駅通過)
- 15日 ・市内11カ所で精霊送り
- 20日 ・災害救助法に基づく避難所を解消、待機所開設(21日)
- 22日 ・WHO神戸センターの設立に関する覚書調印

- 23日 ・六甲ライナー全線開通。被災地の鉄道網が全て復旧
- 25日 ・まやロープウェーの事業休止決定発表
- 31日 ・神戸市商店街連合会が復興委員会設立

9月

- 1日 ・阪神高速道路5号湾岸線全線復旧
- 5日 ・神戸市降雨情報システム供用開始
- 6日 ・宇治川公設市場オープン
- 7日 ・全市防災訓練実施
- 10日 ・さんプラザ再開
- 19日 ・オリックス・ブルーウェーブがパ・リーグ優勝
- 26日 ・大水害に対し朝鮮民主主義人民共和国に救援物資送付
- 28日 ・六甲大橋復旧完了

10月

- 1日 ・平成7年国勢調査実施。人口総数1,423,792人。2年調査時と比較して53,618人減少
- 3日 ・第4次神戸市基本計画策定
- 7日 ・六甲有馬ロープウェー全線開通
- 11日 ・神戸市、総務局行財政改善推進室を設置
- 14日 ・8カ月ぶり震度4の余震
- 30日 ・阪神・淡路復興委員会が最終報告
- 31日 ・災害復興（賃貸）住宅第一次一元化募集開始（～11月15日）

11月

- 1日 ・兵庫県下消防長会が兵庫県広域消防相互応援協定を改正
- 6日 ・西市民病院新館での診療再開
- 13日 ・六甲アイランド仮設棧橋埠頭供用開始
・深江地区で震災後初のまちづくり協定締結
- 14日 ・西市民病院復興検討委員会報告
- 15日 ・夜間巡回型ホームヘルプサービス受付開始
- 27日 ・神戸市都市計画審議会が東部新都心地区土地区画整理事業の決定等を承認
・高齢者・障害者向け地域型仮設住宅への配食サービス開始
- 30日 ・鷹取東第一地区震災復興土地区画整理事業の事業計画の決定

12月

- 15日 ・神戸ルミナリエ初開催（～25日）
- 16日 ・アジア防災政策会議開催、神戸防災宣言採択（～18日）
- 25日 ・（財）阪神・淡路産業復興推進機構設立
- 26日 ・神戸市行財政改善緊急3カ年計画策定

平成8年1月

- 17日 ・防災福祉コミュニティ結成はじまる（西区岩岡・以後各地域で）
・阪神・淡路大震災犠牲者神戸市合同追悼式
・「阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年－」の発行
・災害初動時相互応援協力に関する協定の締結（兵庫県自治体病院開設者協議会）
・神戸高速鉄道大開駅営業再開
- 19日 ・神戸市教育懇話会報告
- 29日 ・「復興支援ポスター」制作

2月

- 9日 ・神戸ファッション産業復興支援センター開設
- 19日 ・国道43号線岩屋高架橋開通
- 20日 ・東部新都心地区土地区画整理事業の事業計画の決定
- 23日 ・「神戸南京町春節祭」震災後初開催（～25日）

3月

- 15日 ・神戸市役所2号館改修工事完成
- 17日 ・WHO神戸センター開所式
- 20日 ・中突堤旅客ターミナルの供用開始
- 21日 ・神戸市内定期観光バスの運行再開
- 25日 ・「区別計画」「新・都市環境基準」の策定
- 26日 ・六甲道駅西地区震災復興土地区画整理事業の事業計画の決定
・松本地区震災復興土地区画整理事業の事業計画の決定
・第1回日中上海・長江－神戸・阪神交易促進委員会開催
・「夢紡ぐ街ときめき神戸」が神戸に元気を促すキャッチコピー公募で最優秀賞に
- 28日 ・六甲道駅南第1地区震災復興市街地再開発事業の事業計画の決定

- ・大規模災害等発生時における傷病者の搬送業務に関する協定の締結（民間患者等搬送事業者）
- 29日 ・神戸市地域防災計画（地震対策編）の改定

4月

- 1日 ・四都市消防相互応援協定の締結（大阪・京都・名古屋市）
 ・神戸市復興関連情報ファクスサービスによる情報提供開始
 ・水上消防署六甲アイランド出張所設置
- 3日 ・JR新長田駅営業開始
- 9日 ・こころのケアセンター開所始まる
- 15日 ・15m大水深高規格コンテナバース供用開始（ポートアイランド第2期）
- 17日 ・神戸アートビレッジセンター開館
 ・ジョイエール月見山（公設市場から民営化へ）の開店
- 18日 ・K-ACT南側岸壁RORO船発着用施設が供用開始
- 21日 ・休日市民相談の開始（市民相談室）
 ・修学旅行生対象に震災学習と交流事業を開始
- 25日 ・神戸港埠頭公社本格復旧コンテナバース（6バース）の供用

5月

- 7日 ・第1回神戸市行財政改善懇談会の開催
- 9日 ・神戸港復興推進協議会設立
- 15日 ・震災後初の神戸市民全世帯アンケート実施（～6月10日）
- 28日 ・災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定の締結（近畿の主な中央卸売市場）

6月

- 1日 ・災害時における相互応援協定の締結（神戸市に隣接する6市2町）
- 3日 ・外国人相談・専門窓口の開設（神戸国際コミュニティセンター）
- 5日 ・第1回市民のすまい再生懇談会の開催
 ・通信・放送機構神戸リサーチセンター・神戸情報通信研究開発支援センター開所
- 18日 ・神戸市地域防災計画（風水害等対策編）策定

- 19日 ・衛星通信画像伝送システムの運用開始
- 20日 ・神戸のすまい復興プラン策定
- 22日 ・東部新都心地区着工

7月

- 1日 ・新国民宿舎「シーパル須磨」の開業
- 4日 ・災害救助犬の出動に関する協定の締結（日本レスキュー協会）
 ・神戸大橋・国道2号線浜手バイパス本格供用再開
- 9日 ・新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業の事業計画の決定
- 17日 ・「神戸まつり」震災後初開催（～21日）
- 18日 ・大阪湾消防艇相互応援協定の締結（大阪市・堺市高石市消防組合）
- 20日 ・阪神・淡路大震災復興支援館「フェニックスプラザ」オープン
- 24日 ・神戸のすまい復興プラン「民間住宅の復興支援」策定
- 31日 ・災害復興（賃貸）住宅第二次一元化募集開始（～8月20日）

8月

- 1日 ・仮設住宅への「生活支援アドバイザー」制度開始
- 9日 ・第1回神戸市復興推進懇話会開催
- 24日 ・ハーバーハイウェイ全線通行再開
- 28日 ・神戸市災害情報パトロール隊発足式

9月

- 2日 ・ボランティア情報システム稼動
- 5日 ・災害時における相互応援協定の締結（岐阜市）
- 11日 ・全国初の市と事業者間の環境保全協定締結
- 13日 ・鷹取東第一地区震災復興土地区画整理事業の工事着手
- 19日 ・ハーバーランドに神戸情報文化ビル竣工
- 23日 ・オリックス・ブルーウェーブがパ・リーグ優勝
- 30日 ・阪神高速道路3号神戸線の全線開通
 ・中突堤岸壁復旧完了

10月

- 1日 ・「ときめき神戸」観光キャンペーン（～9年3月31日）
・南京町長安門復興祭
- 20日 ・衆議院議員総選挙実施
- 24日 ・オリックス・ブルーウェーブが初の日本一に
- 31日 ・新長田駅南第1地区震災復興市街地再開発事業の事業計画の決定

11月

- 1日 ・公営住宅等への保健婦の訪問巡回健康相談開始
・神戸100年映画祭（～12月1日）
- 6日 ・六甲道駅北地区震災復興土地区画整理事業及び御菅東地区震災復興土地区画整理事業の事業計画の決定
- 7日 ・湊川町1・2丁目震災復興土地区画整理組合設立認可
- 17日 ・参議院兵庫県選出議員補欠選挙実施
- 18日 ・第1回WHO神戸センター諮問委員会の開催
- 19日 ・ヴィッセル神戸Jリーグ昇格決定
- 25日 ・「元気アップ神戸」市民運動推進協議会発足式

12月

- 11日 ・（仮称）ポートアイランド（第2期）パイロットビル起工式
・六甲道駅西地区震災復興土地区画整理事業の工事着手
- 15日 ・松本地区震災復興土地区画整理事業の工事着手
- 17日 ・神前町2丁目北震災復興土地区画整理組合設立認可

平成9年1月

- 1日 ・「神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例」施行
- 10日～ ・重油流出事故に対する職員派遣、物資の提供
- 13日 ・大規模な災害発生時における救急資器材、医薬品の調達に関する協定の締結（県医薬品卸協同組合ほか3団体）
- 14日 ・「神戸の生活再建支援プラン」策定

- ・新長田駅南第2地区震災復興市街地再開発事業の事業計画の決定
- ・御菅西地区震災復興土地区画整理事業の事業計画の決定
- 17日 ・阪神・淡路大震災犠牲者神戸市追悼式
- ・「市外避難者の悩みごと電話相談」開始
- 23日 ・新長田北地区震災復興土地区画整理事業の工事着手

2月

- 3日 ・フォーチュンリバー号の就航式・歓迎式（上海・長江交易促進プロジェクト）
- 6日 ・市外避難者へのアンケートの実施（～7日）
- 7日 ・県道明石神戸宝塚線の復旧完了、供用開始
- 18日 ・「“こうべ”の市民福祉総合計画（後期実施計画）」発表
- 19日 ・航空機相互応援協定の締結（東京消防庁）
- 24日 ・「元気アップ神戸」市民運動推進協議会第1回総会開催
- 27日 ・災害復興（賃貸）住宅第三次一元化募集開始（～3月19日）

3月

- 1日 ・市長の仮設住宅訪問（～13日）
- 3日 ・豪華客船「クイーンエリザベス2」神戸港寄港（～4日）
- 5日 ・鷹取東第二地区震災復興土地区画整理事業の事業計画の決定
- 10日 ・災害時における相互応援協定の締結（静岡市）
- 14日 ・六甲道駅北地区震災復興土地区画整理事業の工事着手
- 18日 ・（財）新産業創造研究機構の設立
- 24日 ・復興支援工場着工（兵庫区）
- 25日 ・災害時における情報の提供に関する覚書の締結（近畿自動車無線協会神戸分会）
- 26日 ・ハーバーランド高浜岸壁災害復旧工事竣工式
- 29日 ・風見鶏の館一般公開再開（公開異人館全て再開）
- 31日 ・13大都市災害時相互応援に関する協定の締結

4月

- 1日 ・インターネット版「市長への手紙」開始
- 23日 ・神戸港震災復旧工事竣工式典

- 25日 ・神戸ファッション美術館オープン
- 27日 ・インフィオラータこうべ開催（～5月5日）

5月

- 1日 ・「神戸で買いましょう運動」の開始
- 7日 ・神戸起業ゾーン推進協議会の発足
- 14日 ・地震による被害に対しイランに救援物資送付
・湊川町1・2丁目震災復興土地区画整理事業
仮換地指定開始
- 19日 ・神戸開港130年記念式典「神戸港復興宣言」
発表
- 20日 ・国際港湾都市「神戸サミット」（19日～）「神
戸宣言」発表
- 21日 ・神戸観光振興懇談会の提言
- 22日 ・「神戸－武漢経済貿易に関する協議書」締結
（上海・長江交易促進プロジェクト）

6月

- 1日 ・「ポイ捨て禁止条例」施行
- 10日 ・神戸市地域防災計画（防災事業計画、防災デー
タベース）策定
・「地震防災対応マニュアル」「安全都市づく
り推進計画」策定
- 16日 ・西代跨線橋（神戸明石線）の供用開始
- 17日 ・防災行政無線同報系の一部運用開始

7月

- 15日 ・神戸港震災メモリアルパーク竣工
- 18日 ・神戸交通センタービル全館オープン
- 19日 ・大長江節（フェア）開催（～8月31日）

8月

- 3日 ・児童のためのこころとからだの休日電話相談
の実施（～平成10年1月）
- 19日 ・災害時相互応援協定の締結（洲本市及び徳島
市）
- 24日 ・被災児童1日クルーズ

9月

- 11日 ・こうべ市民安全まちづくり大学開講
・鷹取東第二地区震災復興土地区画整理事業の

工事着手

- 21日 ・全国初の「公共下水道利用型仮設トイレ」設
置
- 25日 ・森南第一地区震災復興土地区画整理事業の事
業計画の決定
- 26日 ・災害復興（賃貸）住宅第四次一元化募集開始
（～10月28日）
- 29日 ・神前町2丁目北震災復興土地区画整理事業の
工事着手

10月

- 1日 ・健康アドバイザー巡回訪問開始
- 6日 ・公営住宅等への「生活復興相談員」の巡回開
始
・神戸経済本格復興プラン策定
・友が丘仮設住宅の解体撤去開始
- 9日 ・神戸市特殊化学災害隊の発足
- 24日 ・御菅東地区震災復興土地区画整理事業の工事
着手
- 26日 ・神戸市長選挙・須磨区市会議員補欠選挙実施
- 28日 ・新長田駅南第3地区震災復興市街地再開発事
業の事業計画の決定

11月

- 1日 ・24時間対応ホームヘルプサービスの全市拡大
- 6日 ・市民安全推進条例（仮称）検討委員会報告
- 7日 ・災害時における応急救護活動についての協定
の締結（県柔道接骨師会）
- 20日 ・六甲道駅南第3地区震災復興市街地再開発事
業の事業計画の決定
- 21日 ・感動大橋神戸観光キャンペーン（～10年4月
4日）
- 25日 ・中央卸売市場東部市場卸売場棟供用開始

12月

- 1日 ・住宅再建ヘルパー派遣受付開始
・災害情報に係る緊急放送の実施に関する協定
の締結（エフエムわいわい）
- 9日 ・定借バンク受付開始
- 15日 ・港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）住吉浜
渡り線の完成
- 26日 ・（財）阪神・淡路大震災記念協会設立

平成10年 1月

- 7日 ・北区菖蒲が丘第一仮設住宅の撤去開始
- 12日 ・御菅西地区震災復興土地区画整理事業の工事着手
 - ・中国河北省北部地震に対する支援物資の積込み
- 13日 ・神戸市防災教育研究発表会（～14日）
- 16日 ・地域防災シンポジウム'98 in 神戸
 - ・消防音楽隊元気アップコンサート（第1回）
- 17日 ・阪神・淡路大震災犠牲者神戸市追悼式
 - ・震災3周年コンサート ～平和の調べ～
 - ・神戸港震災メモリアルパーク室内展示オープン
 - ・「神戸市民の安全の推進に関する条例」施行
- 18日 ・がんばれこうべっこ元気アップコンサート
- 22日 ・神戸市住宅審議会答申
- 27日 ・東灘区渦森第一仮設住宅の撤去開始
- 30日 ・'98神戸南京町春節祭（～2月1日）
- 31日 ・「神戸市火災延焼シミュレーションシステム」完成

2月

- 1日 ・ハーバーハイウェイ新港ランプ供用開始
 - ・「健康ライフプラザ」オープン
- 2日 ・高齢者住宅再建支援等受付開始
- 17日 ・武漢市経済貿易代表団の来神及び交流事業の覚書の調印
- 26日 ・区安全会議の発足はじまる（各区で順次）

3月

- 1日 ・岡山市と航空機相互応援協定を締結
 - ・本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート）において消防相互応援協定を締結
- 5日 ・森南第二地区震災復興土地区画整理事業の事業計画の決定
- 12日 ・こうべ市民安全まちづくり大学修了式及び第1期神戸市市民安全推進員の委嘱
 - ・六甲道駅南第4地区震災復興市街地再開発事業の事業計画の決定
- 13日 ・グラビア誌「神戸からの手紙」の発行
- 20日 ・森南第二地区震災復興土地区画整理事業の工事着手
 - ・「マリニピア神戸」一部オープン
- 26日 ・「ピフRESHIN-NAGATA」西の副都

心にオープン

- 27日 ・神戸市復興推進懇談会提言
- 28日 ・H A T神戸（東部新都心）オープン記念式典の開催
 - ・中突堤中央ターミナル供用開始
- 30日 ・神戸キメックセンタービル・ムービングウォーク（第2工区）供用開始

4月

- 1日 ・ヘリコプター画像伝送システム運用開始
- 5日 ・明石海峡大橋及び関連道路の供用開始
 - ・アジュール舞子一部供用開始
- 13日 ・写真展「神戸からの手紙」の神戸及び全国での開催（～8月4日）
- 24日 ・災害復興（賃貸）住宅入居者募集（～5月15日）
 - ・WHO神戸センター本事務所開設及び国際健康開発センター竣工記念式典

5月

- 6日 ・復興支援工場操業開始（兵庫区和田山通）

6月

- 1日 ・「神戸市総合防災通信ネットワークシステム（こうべ防災ネット）」の郵政大臣表彰受賞
- 11日 ・神戸市復興・活性化推進懇話会設置
- 16日 ・神戸市防災会議、水防協議会の開催
- 30日 ・南京市経済友好代表団の来神及び交流事業の覚書の調印
 - ・K I M E C 2000（仮称）懇話会設置

7月

- 1日 ・神戸港の強制水先対象船舶基準緩和
- 6日 ・神戸21世紀・復興記念事業懇話会設置
- 11日 ・中国・武漢市で神戸ウィーク（～14日）
 - ・「北野工房のまち」及び「神戸・北野観光バス駐車場」のオープン
- 12日 ・参議院議員通常選挙実施
- 13日 ・災害復興（賃貸）住宅の特別あっせん登録募集（～29日）
- 14日 ・アジュール舞子整備事業竣工記念式典

- ・アジュール舞子海水浴場オープン
- 21日 ・被災者自立支援金受付開始
- ・阪神・淡路大震災記念協会資料室開設
- ・パプアニューギニアの津波災害に対する支援

8月

- 12日 ・「区安全カルテ」完成
- ・六甲道駅南第2地区震災復興市街地再開発事業の事業計画の決定
- 26日 ・中国洪水災害に対する支援
- ・神戸医療情報ネットワーク運用開始

9月

- 1日 ・総合防災通信ネットワークシステム（こうべ防災ネット）運用開始
- ・災害時における食糧・物資の安全供給等に関する協定の締結（市内11団体）
- ・神戸ファッションビルレッジオープン
- 13日 ・舞子ピラグラウンドオープン
- 22日 ・台風7号による新湊川溢水被害
- 25日 ・三宮地区・商店街活性化先進事例事業「シャント神戸'98」（～10月4日）
- 29日 ・高知市水害復旧支援（～10月）

10月

- 1日 ・大長江節（フェア）中国マンスの開催（～31日）
- 20日 ・全市で市営住宅入居者一般募集再開（～11月6日）
- 25日 ・兵庫県知事選挙・北区県会議員補欠選挙実施

11月

- 11日 ・「神戸21世紀・復興記念事業」懇話会の提言

12月

- 1日 ・NPO法人に対する市税優遇措置を発表
- 10日 ・「神戸・長江経済貿易連絡事務所」開設
- 11日 ・中道高齢者介護支援センターほか竣工
- 21日 ・「被災地人口実態調査」による市人口の推定

（平成10年10月1日現在1,475,342人）

- 24日 ・神戸市行財政改善懇談会による「客観的事業評価基準の取り組み」提言

平成11年 1月

- 7日 ・「忘れない、あのときを」展（フェニックスプラザ～31日）
- 13日 ・「地域防災セミナー'99in 神戸」
- ・「ともにつくる安全で安心なまちづくり賞」の創設・表彰式の開催
- 17日 ・阪神・淡路大震災犠牲者神戸市追悼式
- ・震災モニュメントマップ作成
- 18日 ・無縁慰霊碑の除幕式
- 29日 ・コロンビア地震に対する支援

2月

- 2日 ・「神戸市・日本委員会と武漢市・武漢委員会の更なる交流事業に関する覚書」調印
- ・神戸市住環境審議会答申
- 10日 ・「大災害時協カスタンド登録制度」第1号登録及び掲示用表示板交付
- 17日 ・阪神・淡路大震災メモリアルセンター基本構想検討委員会の設置
- 25日 ・こうべ買って得商品券の販売開始

3月

- 2日 ・「神戸街遊券」の販売開始
- 9日 ・市民のすまい再生懇談会からの提言
- 23日 ・「天津・神戸経済貿易連絡事務所」の開所

4月

- 1日 ・2002年FIFAワールドカップ日本組織委員会神戸支部開設
- ・「神戸市太閤の湯殿館」オープン（有馬温泉）
- ・神戸市の推定人口（1,474,692人）において、長田区の3月中の人口動態が震災後初めて増加
- 8日 ・KIMEC構想推進の中核的機関として「キメック㈱」が本格的事業活動開始
- 11日 ・神戸市議会議員選挙・兵庫県議会議員選挙実施

- 14日 ・神戸市総合療育センター等の竣工
- 16日 ・最後の仮設診療所（ポートアイランド第1仮設住宅北）が閉鎖
- 19日 ・神戸医療産業都市構想懇談会報告
- 21日 ・K I M E C構想の実現に向けて「K I M E C 2010計画」の策定
- 26日 ・「区安全まちづくり計画」の策定
・市営住宅入居募集（被災して市外に居住する世帯も申込可能）（～5月14日）
- 27日 ・東灘下水処理場災害復旧完成・通水記念式典（神戸市下水道災害復旧（災害査定分）完了）
- 28日 ・神戸ブランドプラザオープン（東京・北青山）
・くつのまちながた神戸(株)の設立
- 29日 ・神戸国際会館商業ゾーンオープン
・アジュール舞子全面供用開始

5月

- 1日 ・神戸市の推定人口（1,479,114人）、対前月比が震災後初めて全ての区で増加
- 6日 ・市長訪中、パンダ共同研究意向書調印
- 11日 ・「出前トーク」の開始
- 13日 ・（仮称）「しみん基金・K O B E」準備基金設立
- 17日 ・「神戸アスリートタウン（健康・スポーツ都市こうべ）構想基本計画」の策定
- 20日 ・自動販売機による災害情報・イベント情報の発信はじまる
- 28日 ・神戸国際会館グランドオープン

6月

- 4日 ・第1回「神戸市復興・活性化推進懇話会」（震災復興の総括・検証）の開催
- 7日 ・「安全で安心なコミュニティ活動の手引き」の作成
- 10日 ・神戸市防災会議・水防協議会の開催
- 29日 ・6月29日集中豪雨による新湊川溢水被害

7月

- 8日 ・第1回神戸市自立支援委員会の開催
- 12日 ・（仮称）日中 神戸・阪神－長江中下流域交流促進協議会の設立
- 30日 ・神戸港島トンネルの開通

8月

- 2日 ・神戸医療産業都市研究会の設置
- 5日 ・神戸防災合同庁舎オープン
- 18日 ・トルコ共和国西部付近における地震に伴う国際消防救助隊に神戸市も派遣
- 23日 ・トルコ地震に対する災害救援見舞金の贈呈
- 27日 ・トルコ地震への支援職員の派遣

9月

- 13日 ・神戸空港着工（汚濁防止膜の設置）
- 24日 ・台湾地震への見舞金贈呈
- 28日 ・市営住宅入居者募集

10月

- 2日 ・台湾地震被災地への支援仮設トイレ等の搬出
- 7日 ・森南第三地区震災復興土地区画整理事業の事業計画の決定
- 22日 ・台湾地震への支援職員の派遣
- 25日 ・西市民病院本館一部オープン
- 29日 ・神戸空港起工式

監修委員名簿

(五十音順、敬称略)

総合監修	新野幸次郎	神戸大学名誉教授
監 修	冲村 孝	神戸大学都市安全研究センター教授
	加藤 恵正	神戸商科大学商経学部教授
	高寄 昇三	甲南大学経済学部教授
	松原 一郎	関西大学社会学部教授
	室崎 益輝	神戸大学都市安全研究センター教授
	安田 丑作	神戸大学工学部教授

阪神・淡路大震災復興誌編纂委員会名簿

[編纂委員]

委員長 笹山 幸俊 神戸市長
 副委員長 前野 保夫 助 役
 副委員長 山下 彰啓 助 役
 副委員長 鶴来 紘一 助 役
 事務局長 園辺栄五郎 震災復興本部総括局長
 委 員 安井 明夫 会計室長
 細目 正璋 総務局長
 近谷 衛一 理財局長
 梶本日出夫 市民局長
 矢田 立郎 保健福祉局長
 金芳外城雄 生活再建本部長
 山本 律 環境局長
 鶴崎 功 産業振興局長
 安藤 嘉茂 建設局長
 松下 綽宏 都市計画局長
 垂水 英司 住宅局長
 山本 信行 港湾整備局長
 藤原 恒弘 東灘区長
 溝橋 戦夫 灘区長
 藤原 輝夫 中央区長
 (酒井 英政 前中央区長)
 芦田 勝 兵庫区長
 木村 良一 北区長
 木下 敏郎 長田区長
 (日坂 昇 前長田区長)
 榎井 二郎 須磨区長
 (松田 安修 前須磨区長)
 川本 靖夫 垂水区長
 小野 利貞 西区長
 坂本 大祐 外国語大学事務局長
 秋月 隆 消防局長
 (田野 育利 前消防局長)
 小倉 晉 水道局長
 山本 征朗 交通局長
 鞍本 昌男 教育長

和泉善太郎 選挙管理委員会事務局長
 大前 栄仁 人事委員会事務局長
 (松尾 政男 前人事委員会事務局長)
 国重 尚久 監査事務局長
 中野 晴雄 市会事務局長

[幹事]

代表幹事 大麻 博範 震災復興本部総括局復興推進部長
 幹 事 横山 公一 震災復興本部総括局復興推進部企画課長
 川崎 裕昭 震災復興本部総括局復興推進部総合計画課長
 寺田 裕 総務局区政振興課長
 岡口 憲義 市民局広報課長
 (岡 秀次 前市民局広報課長)
 小野田敏行 市民局市民安全推進室市民防災課長
 箸尾 哲司 保健福祉局総務部庶務課長
 錦織 潤 生活再建本部総務課長
 真田 尚 環境局業務部庶務課長
 (今井善三郎 前環境局業務部庶務課長)
 澤木 健夫 産業振興局庶務課長
 (藤本 義兼 前産業振興局庶務課長)
 深尾 秀和 建設局総務部庶務課長
 川野 理 都市計画局庶務課長
 河井 正和 住宅局住宅部計画課長
 (山本 朋廣 前住宅局住宅部計画課長)
 岸本 光雄 港湾整備局管理部庶務課長
 永礼 真吾 中央区市民部総務課長
 (田水 勉 前中央区市民部総務課長)
 新元 為博 水道局総務部庶務課長
 森岡真一郎 教育委員会事務局総務部主幹
 (正木 進 前教育委員会事務局総務部主幹)
 家根 康行 神戸都市問題研究所主任研究員

()内は前任者

資料提供・協力

(五十音順、敬称略)

「アート・エイド・神戸」事務局
 戎・太田法律事務所
 大阪ガス(株)
 関西電力(株)
 KANSAI ライフライン・マスコミ連絡会
 生活協同組合コープこうべ
 コープともしびボランティア振興財団
 (財)甲南病院
 神戸高速鉄道(株)
 神戸商船大学
 神戸電鉄(株)
 公益信託神戸まちづくり六甲アイランド基金
 さくら総合研究所
 山陽電気鉄道(株)
 しみん基金・K O B E
 市民社会研究所

生活復興県民ネット事務局
 大和工商リース(株)
 西日本電信電話(株)
 西日本旅客鉄道(株)
 日本放送協会
 阪急電鉄(株)
 阪神・淡路コミュニティ基金
 阪神・淡路ルネッサンス・ファンド
 阪神高速道路公団
 阪神電気鉄道(株)
 姫路工業大学環境人間学部 福島研究室
 兵庫県
 兵庫県警察本部
 兵庫県南部地震災害義援金募集委員会
 (株)三菱総合研究所
 陸上自衛隊姫路駐屯地

執筆者名簿

(五十音順)

阿部憲敏	片山雅照	谷原忠浩	藤本	本川	みえ子
荒原和	金藤裕一	田丹東	古古	川川	宏幸
在元	金藤裕一	有元	正古	木川	進夫
安藤	狩野合	安藤	松正	井岡	郎明
飯井	河野合	飯井	松松	田原	志弘
池口	川野村	池口	真三	嶋木	志博
石橋	山田川	石橋	水三	池谷	正造
糸原	久下司	糸原	三三	谷木	太一
井上	司山田	井上	道南	本濃	夫修
岩上	熊来高	岩上	美茗	荷好	見朗
上植	胡小	上植	三村	山井	次郎
卯遠	小後	卯遠	森森	岡田	平也
大大	小阪	大大	森森	田島	久昭
大大	久阪	大大	矢柳	谷本	成洋
岡岡	澤鈴	岡岡	山山	野口	之一
岡小	住染	岡小	山山	崎田	一子
小奥	高炬	小奥	山山	本田	浩之
小小	竹田	小小	山山	田田	隆子
小織	田橋	小織	山山	田田	典
加加	田橋	加加	吉吉	田田	
加梶	田橋	加加		田田	

阪神・淡路大震災 神戸復興誌

平成12年1月17日 発行

編集・発行 神戸市 震災復興本部総括局復興推進部企画課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
TEL 078-331-8181

印刷 田中印刷出版株式会社
〒657-0845 神戸市灘区岩屋中町3丁目1番4号
TEL 078-871-0551

神戸市広報印刷物登録 平成11年度第329号
(広報印刷物規格 A-6類)



この本は、古紙配合率70%の再生紙を使用しています。